資料 No.1792

令和4年度 農作業安全総合対策推進

農作業安全に係る民間（推進）団体への支援

研修実施調査・モデル研修の実施
研修用資料モデルの作成
研修用動画の作成
現地見回り活動・安全装備調査の実施

結果報告書

令和5年3月

一般社団法人 日本農業機械化協会

まえがき

近年、我が国の農作業死亡事故件数はようやく漸減傾向にあるものの、農業従事者数の減少率ほどには減少しておらず、事故率でみると横ばいか長期的にはむしろ上昇との傾向を示しています。令和３年の死者数は 242 人とかなりの数に達しており、死亡事故発生率は全産業平均の 10 倍程度となっています。

このような状況下、昨年度、当協会と一般社団法人全国農業改良普及支援協会が構成する「農作業安全総合推進協議会」は、農林水産省補助事業により「農作業安全に関する指導者向け研修」の事業を実施し、全 47 都道府県において研修を行うことにより約 3,700 人の指導者が育成されました。これは、このように事故が多いにもかかわらず農業者は実際に事故にあうまでは「他人ごと」と考える傾向があり、そうでないことを伝えるには対面で人が語りかけるのが最も効果的なので、その語りかけるための指導者を育成する必要がある、との主旨で実施されたものです。

もちろん、今までも様々な形で農業者を対象とした農作業安全に関する研修は実施されてきており、様々な研修資料も作成されてきましたが、新たな指導者育成が行われたということもあり、農林水産省では今年度、既存研修の情報収集を行うとともにモデル的な研修の実施を行う補助事業が企画され、前記協議会で当該事業を実施することとなりました。

本報告書はその事業の実施結果に関するものですが、情報収集の内容と実施したモデル研修の内容を本文で報告するとともに、可能な限りそれぞれの研修で使用された資料について付録の DVD にデータファイルを収容いたしました。加えて、標準的なモデル研修資料を数種類作成したので、加工も可能な PowerPoint ファイルの形で収容したほか、２種類作成した研修用動画についても掲載しております。

また、モデル的な研修の一形態として、農業機械の利用現場における農作業安全の「声かけ」というものも実施いたしました。これは農業機械の操作・利用技術の専門家である農業機械士が全国それぞれの地域で、農作業中や道路走行中の農業機械運転者にパンフレットを渡すなどしながら安全の注意をするもので、農業者の安全意識向上には実際に機械を操作しているときに話しかけるのが最も効果的との発想によるものです。さらに、その声かけ時にトラクターの場合はシートベルトを装着しているか、刈払機の場合はゴーグルや手袋を着用しているかなどの調査も併せて行っています。

本報告書が我が国農作業の安全化に寄与し、悲惨な事故の減少につながるものになることを期待いたします。最後となりましたが、本事業の対象としてお忙しい中、研修受講などご対応いただいた農業者の皆さま、声かけ・調査を実施した各県農業機械士の皆さまに感謝を申し上げます。また、事例収集・研修実施にご協力いただいた自治体や農機販売組織の皆様、全般的にご指導・ご助言をいただいた農機研や大学関係などの皆様、加えて特に動画にご出演・ご協力いただいた農業者及び栃木県農業大学校の皆様にも深甚の感謝を申し上げる次第です。

令和 5 年 3 月　　一般社団法人日本農業機械化協会

【目　　次】

ページ

緒　言

１．事業の全体構成…… 1
２．事業の実施方法及び本報告書の構成…… 1
３．主要スケジュール…… 2
４．農作業安全検討委員会…… 2

Ⅰ．研修実施調査・モデル研修の実施

１．実施カ所、日程…… 3
２．研修に用いられた資料…… 21

Ⅱ．研修用資料モデルの作成

１．作成した研修資料の概要（共通事項）…… 21
２．作成した研修資料の概要（３種個別事項）…… 21
３．現場で実施されている安全研修等から情報を得て
　本モデル研修資料作成に結びついた点…… 22
【作成したモデル研修資料】
　総合編…… 26
　トラクター編…… 36
　刈払機編…… 41

Ⅲ．研修用動画の作成

１．トラクター安全作業の基本…… 49
２．農作業事故　経験者は語る…… 51
３．制作・公開等（２本共通事項）…… 53

Ⅳ．現地見回り活動・安全装備調査の実施

１．実施概要…… 53
２．スケジュール…… 54
３．実施状況・調査結果
（１）全体概要…… 54
（２）声かけの実施状況…… 56
（３）安全装備チェックの実施結果
　①乗用型トラクター…… 66
　②刈払機…… 72
　③その他機種…… 74
（４）声かけのみ…… 77
４．用いた資料等
　パンフレット…… 78
　農作業安全見回り・声かけ活動の実施方法…… 82

【付録 DVD の内容】

(注)ゴシック体：ホルダ名、　**ゴシック体**：ファイル名、　**【明朝体】**：ファイルの内容説明

Ⅰ研修実施調査・モデル研修

(注)pdfファイル名冒頭にAがついているもの：収集した資料
〃　〃　Bがついているもの：本事業による講師作成資料

4.7.1岡山福田農機

A1福田農機研修資料.pdf【中四国クボタ作成投影資料：安全全般／メンテ】
A2福田農機パンフ_トラクタ安全抜粋.pdf【クボタ作成パンフ：トラクタ安全】
A3福田農パンフ_トラクタメンテ抜粋.pdf【クボタ作成パンフ：トラクタメンテ】

4.7.22岡山倉敷河上農機

A倉敷河上農機研修資料.pdf【中四国クボタ作成投影資料：全般】

4.7.28沖永良部郡さとうきび本部

B沖永良部モデル研修資料.pdf【農機研作成投影資料：全般】

4.10.25京都乙訓地域

A1京都研修資料.pdf【京都機械士会作成印刷資料：全般】
A2京都資料コピー.pdf【京都機械士会作成印刷資料：全般】
A3京都資料コピー.pdf【京都機械士会作成印刷資料：刈払機】
A4京都パンフコピー.pdf【やまびこパンフコピー：刈払機】
B京都モデル研修資料.pdf【機械化協会作成印刷資料：全般】

4.10.27埼玉県多面的機能推進会議

A1埼玉パンフ.pdf【推進会議作成：刈払機】
A2埼玉パンフ.pdf【推進組織作成：全般／刈払機】
B埼玉モデル研修資料.pdf【機械化協会作成投影資料：刈払機】

4.11.10宮城県大郷町シルバーセンター

A宮城大郷町パンフ.pdf【やまびこ作成パンフ：刈払機】

4.11.17富山県農林水産公社

B1富山モデル研修資料_協会.pdf【機械化協会作成投影資料：全般】
B2富山モデル研修資料_農機研.pdf【農機研作成投影資料：事故事例等】

4.11.25ふくい農林水産支援センター

A1福井研修資料.pdf【ふくい支援センター作成印刷資料：全般】
A2福井研修資料.pdf【労働安全コンサルタント作成印刷資料：労働安全等】
B福井モデル研修資料.pdf【農機研作成投影資料：全般】

4.12.9岡山ヤンマーアグリフェア

A1岡山ヤンマーチラシ.pdf【イベントチラシ】
A2岡山ヤンマーパンフ.pdf【ヤンマー作成パンフ：トラクター・コンバイン・田植機】
B岡山ヤンマーモデル研修資料.pdf【機械化協会作成投影資料：全般】

4.12.20宮城登米地域

A1宮城登米労基署研修資料.pdf【労基署作成投影資料：労働災害】

A2宮城登米労基署パンフ.pdf【※労基署作成パンフ：安全宣言取組み】
※本報告書作成時点では、新たな後継の取組みが開始されているとのこと。

B宮城登米モデル研修資料.pdf【機械化協会作成投影資料：全般】

4.12.23北海道JAきたみらい

Aきたみらい研修資料.pdf【ホクレン北見支所作成投影資料：グループワーク】

Bきたみらいモデル研修資料.pdf【機械化協会作成投影資料：全般】

5.2.8石川JAののいち

B野々市モデル研修資料.pdf【機械化協会作成投影資料：全般】

5.2.14岐阜いび農業活性化

B岐阜揖斐モデル研修資料.pdf【農機研作成投影資料：全般】

5.2.27奈良果樹研究会

B奈良県果樹モデル研修資料.pdf【機械化協会作成投影資料：果樹】

5.3.9滋賀ヰセキ関西中部

Aヰセキ研修資料.pdf【ヰセキ関西中部作成投影資料：トラクター】

Bヰセキモデル研修資料.pdf【機械化協会作成投影資料：全般】

Ⅱ研修用資料モデル

(注)ファイル名の（　　）内の「FULL」は最長、「30」「15」はそれぞれ概ねの研修時間を表す

総合編（３種）

1研修資料（総合編FULL）.pptx、2研修資料（総合編30）.pptx、3研修資料（総合編15）.pptx

トラクター編（２種）

4研修資料（トラクター編FULL）.pptx、5研修資料（トラクター編15）.pptx

刈払機編（３種）

6研修資料（刈払機編FULL）.pptx、7研修資料（刈払機編30）.pptx、8研修資料（刈払機編15）.pptx

Ⅲ研修用動画

トラクター安全作業の基本1080p.mp4【14分50秒】

農作業事故経験者は語る1080p.mp4【19分38秒】

Ⅳ現地見回り活動

トラクター安全パンフ.pdf【見回り・声かけ時に用いたパンフレット】

刈払機安全パンフ.pdf【見回り・声かけ時に用いたパンフレット】

緒　言

１．事業の全体構成

本報告書は、以下の農林水産省補助事業（令和４年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進）のうち「Ⅱ農作業安全に係る民間（推進）団体への支援」について記述したものである。全体は一般社団法人日本農業機械化協会と一般社団法人全国農業改良普及支援協会により組織された「農作業安全総合対策推進協議会」が実施したもので、このうちⅡに該当する事業を当協会が担当した。なお、Ⅰに関しては別途、全国農業改良普及支援協会により報告書が作成されている。

農作業安全総合対策推進

Ⅰ 農作業事故に係る原因・影響分析調査

（１）農作業事故に係る原因及び影響の把握

（２）農作業事故に係る原因・影響分析

（３）農作業事故防止の啓発資料の作成・普及

Ⅱ 農作業安全に係る民間（推進）団体への支援

（１）研修事例の収集・整理

（２）研修実施手法の展開・研修実施

２．事業の実施方法及び本報告書の構成

Ⅱの事業は、概略、現地における様々な農業者を対象とした農作業安全に関する研修の事例を収集して情報を整理し、その結果をもって研修実施手法を策定してモデル的な研修実施につなげるというものであるが、後者の研修実施については当協会が単独で企画・参加者募集を行うのは実際には困難であり、全国各地で実施されている自治体、ＪＡ、農機販売店、農業者組織等が主催する研修の一環として実施するという方法をとった。このため、現実的には同一の研修でもって本事業関係以外の講師が実施する研修等の「（１）収集整理」と、本事業関係講師が行う「（２）研修実施」を並行的に実施した例もあった。

一方、（２）のためにモデルとなる研修資料（当該資料の説明の仕方等を含む)、研修上映用動画の作成を行うとともに、安全研修実施手法展開の一形態として実際の農業機械利用現場における安全の見回り活動を行った。加えて、見回り活動の一環として、当該現場でのシートベルトやヘルメットなどの安全装備装着状況の調査も実施した。

これらから、本報告書は事業予算上の項目立てによらず、以下のゴシック表示の章立てにより構成することとした。

（１）研修事例の収集・整理

Ⅰ．研修実施調査・モデル研修の実施

（２）研修実施手法の展開・研修実施

Ⅰ．研修実施調査・モデル研修の実施

Ⅱ．研修用資料モデルの作成

Ⅲ．研修用動画の作成

Ⅳ．現地見回り活動・安全装備調査の実施

３．主要スケジュール

4月 1日 公募選定結果の通知及び事業実施計画の承認
4月 7日 農作業安全総合対策推進協議会総会の開催
7月 1日 研修実施調査初回実施～以降3月まで随時実施
7月14日 各県農業機械士会への現地見回り活動等説明会
7月28日 モデル研修初回実施～以降3月まで随時実施
10月 5日 第1回農作業安全検討委員会開催～以降全3回開催
11月 5日 動画「経験者は語る」初回撮影～以降全5人撮影
11月14･15日 動画「トラクター安全作業の基本」主要部分撮影
3月31日 事業の終了

４．農作業安全検討委員会

Ｉの事業を含む本事業全体の推進につき専門家の指導・助言を得るため、検討委員会を設置・運営した。委員会の実施状況等以下のとおり。なお、委員メンバーには委員会出席のみならず、現地での研修講師をお願いする場合もあった。

（１）メンバー

伊藤　一栄　　全国農業機械士協議会　会長
岸本　淳平　　日本農業法人協会　経営支援課長
志藤　博克【座長】農研機構農業機械研究部門　機械化連携調整役
積　　栄　　農研機構農業機械研究部門　予防安全システムグループ長補佐
田村　孝浩　　宇都宮大学農学部　准教授（農業土木）
石澤　哲　　全国農業協同組合中央会営農・担い手支援部営農企画課　考査役
半杭　真一　　東京農業大学国際食料情報学部　准教授（農業経営）
皆川　啓子　　農研機構農業機械研究部門　予防安全システムグループ主任研究員

（２）開催日程

① 第１回検討委員会 10月5日 於三会堂ビル会議室
ア．農作業安全推進協議会　事業実施計画について
イ．農作業事故原因・影響分析調査
調査内容・調査先およびとりまとめの方向性について
ウ．農作業安全に係る民間（推進）団体への支援関係について

② 第２回検討委員会 1月11日 於馬事畜産会館会議室
ア．農作業事故原因・影響分析調査
ア）これまでの調査結果等
イ）調査結果の取りまとめの方向性について
イ．収集した農作業安全研修事例及びモデル研修会の実施
ウ．研修実施手法の展開・研修実施
ア）モデル研修資料（原案）の提示・検討

イ）研修用動画制作に関する経過報告及び検討
エ．現地見回り活動結果（前期分）の報告と取りまとめ方向の検討

③ 第３回検討委員会 3月17日 於馬事畜産会館会議室
ア．農作業事故原因・影響分析調査
ア）これまでの調査結果に関する報告
イ）調査結果の取りまとめについて
イ．収集した農作業安全研修事例及びモデル研修会の実施実績について
ウ．研修実施手法の展開・研修実施
ア）研修資料モデルの提示・検討
イ）研修用動画制作に関する経過報告及び検討
エ．農作業安全見回り・声かけ活動実施結果（3 月 13 日現在）の報告

Ⅰ．研修実施調査・モデル研修の実施

１．実施カ所、日程

前述のとおり、現地で農業者を対象とした研修事例の収集とモデル的な農作業安全研修の実施をそれぞれ独立して実施した場合と、両者を並行的にひとつの研修の中で実施した場合がある。本事業で取り組んだ収集・実施の一覧を次ページの表－１に示す。同表のうち「モデル研修実施」欄に「同左」と記載があるのが並行的実施例、それ以外が事例収集とモデル研修のいずれかを単独で実施した例である。

延べ数で、事例を10事例収集し、モデル研修を14回実施した。ただし12月23日の JA きたみらいにおける安全研修は、当日になっての急な降雪のために中止となったが、ユニークな研修資料等は既に作成されていて意味のある情報であったので、当該資料等を本事業の報告対象とした。

これらの研修事例について、それぞれ個々の実施内容を6ページ～20ページに示す。また、当該事例収集で入手した資料及びモデル研修で用いた資料については付録 DVD ディスクに収容している。

表－1　**研修事例収集及びモデル研修実施 実績**

月日 県名	事例収集 主催者　研修等名	人数	モデル研修実施 主催者　研修等名	講師	人数	概要
7.1 岡山	福田農機 2022農作業安全運転講習	50				P. 6
7.22 岡山	倉敷河上農機 商談会(安全コーナー設置)	約 100				7
7.28 鹿児島			沖永良部さとうきび生産対策本部 安全研修会	積	41	8
10.25 京都	京都乙訓地域農業基礎講座 （農業機械安全使用）	9	同　　左	気多	9	9
10.27 埼玉			埼玉県多面的機能推進会議研修会 （農業機械安全使用）　蓮田	気多	142	10
11.10 宮城	大郷町シルバー人材センター 草刈講習会	24				11
11.11 埼玉			埼玉県多面的機能推進会議研修会 （農業機械安全使用）　熊谷	気多	223	10
11.17 富山	富山県農林水産公社 農業機械利用技術研修会	67	同　　左	皆川 雨宮	67	12
11.25 福井	ふくい農林水産支援センター 農作業安全研修	27	同　　左	志藤	27	13
11.28 埼玉			埼玉県多面的機能推進会議研修会 （農業機械安全使用）　東松山	気多	138	10
12.9･10 岡山	ヤンマーアグリジャパン中四国 展示会 農作業安全コーナー	約40	同　　左	藤盛	約40	14
12.20 宮城	宮城県登米農業改良普及センター法人対象 安全研修会	71	同　　左	気多	71	15
12.23 北海道	JAきたみらい 青年部・女性部 安全研修会【降雪により中止】	22 予定	同　　左	気多	22 予定	16
2.8･9 石川			ＪＡ野々市 営農座談会	気多	40	17
2.14 岐阜			揖斐郡農業振興協議会 いび農業活性化研修会	志藤	60	18
2.27 奈良			奈良県 果樹研究会 冬期大学	気多	54	19
3.10･11 滋賀	ヰセキ関西中部滋賀営業部 展示会　農作業安全講習会	数人 ×4回	同　　左	気多	数人 ×4回	20

要　　旨
クボタ系列販売店の安全講習。対象者は主催した販売店の顧客。整備講習と併催で午前中座学、午後に実習。講師は中四国クボタ社員で指導者向け研修受講者。主催者の話では最近事故が続いた上、定年帰農者等が多く、初めて開催したとのこと。
クボタ系列販売店の安全講習。商談会のイベントのひとつとして農作業安全研修のコーナーを設置。二日間、午前午後の２回､計４回実施。講師は中四国クボタ社員で指導者向け研修受講者。昨年11月にも開催し好評だったので今回も開催したとのこと。
沖永良部島のさとうきび生産者及び園芸農家を対象とした安全研修会。農作業事故全般に関する研修を座学で実施。ＪＡ共済の事故時補償に関する資料も配布。
京都府主催の新規就農者を対象とした農業技術・経営の基礎講座。全４回のうち１回が農業機械研修で、ほ場を会場として農作業安全の説明及び乗用管理機・刈払機の実機による説明。農業機械士４名及び機械化協会が講師。
埼玉県土地改良事業団体連合会を事務局とする多面的機能活動参加者に対する研修会。全2.5hr のうち1hr が「農業機械の安全使用」研修で、刈払機を中心に座学で実施。交付金支払いの要件である安全研修との位置づけ。
シルバー人材センター構成員を対象とした刈払機の安全利用講習会。構成員100名強のうち24名が参加。講師は（株）やまびこ東北支社2名。口頭説明が主体だが一部実機を用いたデモもあり。なお、シルバーセンターの業務は８割方草刈りとのこと。
10.27蓮田に同じ
富山県農業機械士会とスマート農業普及センターが共催した研修会。生産組織のオペレーター等を対象に農作業安全研修のほかスマート農業の実践事例に関する講義、直進アシスト使用トラクターの実演、フォークリフト運転操作技能競技会を実施。
農地中間管理事業を主要業務とする団体が主催する研修。刈払い機の実技指導等が好評で、農作業安全の必要性を実感した法人の経営者が機械操作の経験の浅い従業員等を参加させている。参加費を 5000 円徴収しているが受講生にはヘルメットを贈呈。
10.27蓮田に同じ
同社顧客を対象とした中国四国地域の展示会。２日間それぞれ１回ずつイスを並べたコーナーで来場者数十名を対象に安全講習会を開催。機械化協会による説明及び同社による実機を用いたデモ・転倒体験を実施。
同普及センター管内で最近事故が多く見られるので安全研修が計画された。主として法人化された担い手が研修の対象。機械化協会のほか、労働基準監督署が講師。
同ＪＡ主催による主として若手農業者及び女性を対象とした安全研修会。機械化協会による講習の後、参加者のグループワークを予定し、テーマは、ヒヤリハット体験とシートベルト装着。【降雪により中止、情報収集を実施】
ＪＡ野々市が主催する営農座談会（農作業終了後の夕刻に実施）において農作業安全・事故防止の取組みについて説明。
岐阜県揖斐農林事務所と、同事務所管内の揖斐川町、大野町、池田町、JA いび川で構成される揖斐郡農業振興協議会が主催する農業活性化研修会において農作業安全研修を実施。
毎年開催している同県果樹研究会において、今年度は農作業安全に関する研修を実施。受講者は殆どがカキの専業農家で比較的年齢層も若い。
同社顧客を対象とした滋賀県の展示会。計３日間のうち後半２日の金・土にそれぞれ２回ずつ講習会開催。モデル研修としては農機一般、イセキからはトラクターの事故対策について説明。

岡山 福田農機 2022農作業安全運転講習＆セルフメンテナンス講習【収集】

日　時：令和４年７月１日　10:00～14:30（うち安全講習10:10～11:00、実機確認11:10～12:00）
場　所：同社倉庫（岡山県鏡野町古川）
参集者：同社顧客　約50名　　講　師：(株）中四国クボタ職員
配布資料：上映パワポ画面印刷物、トラクタセルフメンテナンス（パンフ16ページ)、安全作業のキホン〈トラクタ編〉(6つ折り小型パンフ)

【概要】

農機販売店が、農業者を対象とした安全とメンテナンスの研修会を開催。人集めは直接、販売員が面談や電話であたったとのこと。安全講習は、メンテナンス講習も合わせてパワーポイント資料を用いた座学が約１時間、次いで主としてトラクターの実機による確認が約１時間（これも取扱い方法やメンテナンスを含む。)。座学講習の講師は、同販売店が属する系列の（株）中四国クボタの職員で、３年度の農作業安全に関する指導者向け研修受講者。

福田農機がこのような講習を実施するのは初めての取り組み。定年帰農者などあまり機械の知識がない顧客も多いので、危機感をもっていたとのこと（同社インタビュー下記)。

受講者の反応としては､「知らないことが多かった」「改めて気付くことが多かった」との意見が多数あり、刈払機やコンバインについても講習を実施してほしいとの意見もあった。

福田農機インタビューの概要

（１）研修を開催した理由等について
・こうした安全研修は今回初めて行った。
・当初はメンテナンス研修のみをやろうと考えた。この地域では、都会の会社にに勤めたあと、年を取って帰ってきて農業をやっている人が多い。そうした人達は、オイルの残量の調べ方も、バッテリーの替え方もわからない人が多く、その都度電話がかかってくる。それじゃあ具合が悪いと考えていた。
・岡山の県北地域では大規模な農家が少ない。大きくても30町くらいの規模である。県南であれば、60～100町くらいの農家もあって、そうしたところでは機械のメンテナンスは自分たちでやるのが当たり前であるが、県北ではそうはいかない。
・自分で整備を行う人はクレームが少ない。わからない人のクレームが多い。整備を自分でやっていると、例えばオイルが漏れていることに気が付くようになる。
・だから、せめて、オイルやバッテリーの交換くらい自分でできるように底上げしたいと考えていた。
・そうしたことを考えているときに、安全研修が補助金のポイントになるという話を聞いたので、じゃあ一緒にやろうということになった。
・今回のような研修は初めてだが、うちではドローンの講習会を以前からやっているので、機材もあるし、研修の段取りはわかっていた。
（２）研修受講者について
・今回の受講者は担い手農家等で近所から耕作を請け負っている人などをセレクトして声をかけた。ほとんどが普段からよく訪問している人達。
・研修は、安全に関する基本的な内容で、機械の性能云々ではない。近所の誰かがひっくり返ったという例はどこにでもあるので皆さん関心が高い。
・ただ、メンテナンスと安全のどちらに食いついたのかは微妙。
・補助金の要件になるということで早めに受けようとしたのかもしれない。
（３）今後の対応について
・今後もこうした研修を定期的にやっていくべきだと思う、規模の小さな農家であってもトラクターは持っている。
・農家もこれから肥大化していくと雇用者も増えて、何かあった時には「どんな 教育をしているのか」ということになる。これからは会社のようにやっていく必要がある。
（４）農作業事故に関する情報について
・事故の情報はよく入る。段差が多いのでふみ外してコンバインごと落ちたとか、ほ場への進入路でトラクターがひっくり返ったという事故はしょっちゅう起きている。
・うちには「機械が落ちたのでどうにかしてくれ」という連絡が来る。
・農作業事故について市町村は特に絡まない。道路であれば警察が来るが、ほ場だと誰か相手がいないと警察も来ない。ほ場での事故はほとんどが自爆なので、表面には出てこない。出てくるのは氷山の一角。
（５）シートベルト、ヘルメットの着用状況について
・シートベルトを締めている人は見たことがない。どこにあるのかという感じ。
・ヘルメットついてもかぶっている人はゼロ。法人でもいない。

座学講習風景

実機講習風景

岡山県 倉敷河上農機大商談会農作業安全研修【収集】

日　時：令和４年７月２２日、２３日
　　両日とも午前の部（10:30 ～ 11:30）と午後の部（13:30 ～ 14:00）の２回、計４回
場　所：岡山県総合展示場コンベックス岡山（大商談会会場の一部）
参集者：大商談会に来場した農業者 100 名程度（２日間４回の合計）
講　師：（株）中四国クボタ職員
配布資料：農作業安全研修会資料【基礎研修】（47 ページ）
【概要】

今回の研修は、農業機械の販売会社である倉敷河上農機株式会社が、株式会社クボタ、株式会社中四国クボタの後援の下で開催した研修で、大商談会の会場の一部にコーナーを設け、来場した農業者を対象に実施した。

研修講師は株式会社中四国クボタ技術研修部において農作業安全研修の対応を主な業務としている職員で、資料を用いた講義を 30 分程度行った。なお、講師は令和３年度の農作業安全に関する指導者向け研修を受講した者である。座学の講義終了義、隣接するコーナーで実機を用いたコンバインのセルフメンテナンス研修が行われた。こちらも株式会社中四国クボタの職員が担当した。

倉敷河上農機の社長に今回の研修について伺ったところ、同社では平成３年１１月に初めての取り組みとして農作業安全講習会・セルフメンテナンス研修会を開催しており、それが好評だったことから今回の商談会の中でも実施することになったとのこと。安全研修に取り組んだ理由は、岡山県が北海道と並んで農作業事故が多い県であると聞いたことや、今後、農作業安全研修の受講が補助金の支給要件になると聞いたことから、岡山県農業機械商業組合理事長等も務めておられる同社長として、何か取り組みを始めなければと強く感じたことによる。

今回の研修では商談会に来た農業者に受講を呼びかけたが、平成３年１１月の研修会の受講者は、普段から付き合いのある担い手農家や法人の窓口に声をかけて集めた。その際には農作業安全研修の受講が今後補助金の支給要件になることもアピールしたとのこと。そのため、今回の研修資料の最後には受講証明書が付けられている。なお、今回の研修の受講は無料であるが、１１月の研修会では資料、弁当等の実費として2000円の受講料を徴収した。研修実施には経費が必要となるほか、参加する側としても、お金を出した方が真剣に受講するとの考えによる。

また、社長は以前VRで転倒の動画を見たとのことであるが、実感がわかなかったので、転倒の疑似体験ができるトラクターが欲しいと考えている。

農作業安全研修の風景

セルフメンテナンス研修の風景

沖永良部さとうきび生産対策本部 農作業安全研修会【実施】

日　時：令和４年７月２８日　16:30～17:30
場　所：おきえらぶフローラルホテル（鹿児島県知名町）
参集者：沖永良部島のさとうきびハーベスタ連絡会所属農業者30名、両町園芸振興会所属農業者8名、
　　農業者計38名、その他関係機関13名、合計51名
講　師：農研機構農業機械研究部門 積グループ長補佐
配布資料：農業経営における「農作業事故防止」とは（研修で上映のパワーポイント資料印刷版）
【概要】

同島の基幹作物であるさとうきびについてはケーンハーベスターによる事故が発生しており、また、ばれいしょを始めとする野菜作でも機械作業に伴う事故があることから、これら生産者の両団体合同による安全研修会が企画され、本事業による研修が実施された。（なお当日の研修とは直接関係ないが、本事業の一環として同日程でさとうきび２名、ばれいしょ１名の事故経験者に対する経営への影響調査が行われ、加えて後日、これらのうち２名の方の安全啓蒙用動画ご出演のための撮影が行われた。）

積グループ長補佐による研修は、さまざまな実際の事故事例を説明するとともに、事例から見えてきた要因分析として「気をつけましょう」で終わるのではなく、未然に防ぐためのアプローチが重要なことが強調された。また仲間との情報共有や事故を防ぐように現場を変えるための仕組みを作る重要性が強調された。

なお、受講者には JA から農作業事故への補償として普通傷害共済、トラクターの自動車共済等が紹介されていた。

研修風景

研修風景

令和４年度 京都乙訓地域農業基礎講座における農業機械研修【収集・実施】

日　時：令和４年１０月２５日　15:00～16:20（別テーマの講習は13:30開始）
場　所：京都乙訓農業改良普及センター
参集者：同基礎講座受講者9名、その他関係者17名
講　師：日本農業機械化協会技術顧問、京都府農業機械士協議会会長
配布資料：京都府農業機械士協議会作成安全資料（18ページ）、協会作成資料（8ページ）
【概要】

農業基礎講座は、京都府の同地域で新規就農者（３年以内または準備中の者）を対象に年間全４回実施する講習会で、受講者は原則全回通しで出席する必要がある。当日は今年度第３回の研修会で「秋冬野菜の栽培技術」と合わせて開講。農業機械研修は、京都府農業機械士協議会が講師となって実施した。併せてモデル研修として当協会から農作業安全一般の講習も行った。

農業機械士による講習は約１時間で、前半が資料に基づく説明、後半が実機を用いた実演であり、機械化協会担当分も含め全て場所は全てほ場で実施された。農業機械士の説明は、実際の事故事例やヒヤリハット事例を中心としており、その後パンフレットを用いた刈払機の説明が行われた。実演も刈払機に最も時間を割き、安全な刈り方の説明、防具の紹介、刈刃の種類の説明、メンテナンス方法の紹介等が行われた。次いでいわゆる乗用耕うん機の実施を用いてメンテナンス方法を中心に説明がなされた。

受講者は前述のように初学者であり、例えばエアクリーナーの交換方法など基本的な質問がなされていた。特に刈払機の安全利用について、このように専門家の指導を受けてから作業をするのは効果的であると感じられた。

ほ場での口頭講習風景１

ほ場での口頭講習風景２

刈払機の実機講習

乗用耕うん機の実機講習

埼玉県多面的機能支援推進会議 地域別研修会【実施】

日　時：①さいたま・春日部地域／令和４年１０月２７日、②秩父・本庄・大里・加須地域／１１月１１日、③川越・東松山地域／１１月２８日いずれも13:40～14:40
場　所：①蓮田市総合文化会館、②熊谷文化創造館、③東松山市民文化センター
参集者：同県の多面的支払交付金事業参加者①142名（うち行政等20名）、②223名（同24名）、③138名（同29名）、合計503名（同73名）
講　師：日本農業機械化協会 技術顧問 気多
配布資料：農業機械の安全使用について（研修で上映のパワーポイント資料印刷版）
【概要】

多面的機能支払交付金による共同活動の実施については、同交付金実施要綱より「地域資源の基礎的な保全活動」実施のためには「機械の安全使用に関する研修について、５年間に各１回以上実施する」旨定められている。埼玉県多面的機能推進会議の主催により、当該機械の安全使用に関する研修として、本研修が実施された。上記のとおり県内を３ブロックに分け、３回にわたり実施されておりいずれも当日本農業機械化協会に講師を依頼された。受講者は農業者が多いものの一般市民も一定数参加しており、また活動内容からいって機種は刈払機に特化してほしいとの依頼があった。このため、主として刈払機を対象としたパワーポイントの研修資料を作成し、約40分間の口頭説明を行うとともに、約20分間の当協会制作 DVD「刈払機の作業を安全に」を上映した。終了後のアンケート調査ではこの動画が好評であり、座学形式の研修では動画が効果的であることが再認識させられた。

なお３ヵ所とも、当日は農機安全のみならず「施設補修のポイント」「コンクリート開水路の変状と簡易補修」の研修及び優良事例発表が行われた。

蓮田研修風景

熊谷研修風景

令和４年度　埼玉県多面的機能支援推進会議研修会
アンケート集計結果（農業機械の安全使用について関連）

研修の内容について

	ア　参考になった	イ　参考にならなかった	ウ　どちらとも言えない	無回答
「農業機械の安全使用について」（日本農業機械化協会）	328 (94%)	7 (2%)	10 (3%)	5 (1%)

記述欄

・ビデオの視聴と説明もあり分かりやすかった。安全にはくれぐれも気をつけてやらないといけないと思った。高齢化しているので。
・農業機械の安全使用についてDVDの視聴研修は分かりやすく大変良い研修方法であった。
・刈払機の安全な刈り取り方法について、改めて勉強になりました。
機械にも振動がある場合ネジのゆるみetc、構成員に周知するようにする。
・ビデオがわかりやすかった。草刈りを年２回（７月と11月）実施している。
研修会で習得した内容を作業を開始する前に口頭で説明したい。
・刈払機の使用時注意、繰り返しの声掛けの必要性を感じる。
・機械の安全使用の研修では、使用方法等の他、事故事例等を多く紹介して欲しい。
活動者が聞いて注意する意識の向上につながる内容が欲しい。

活動の中で、「事故には至らなかったが、危険を感じた」こと

ア　ある	イ　ない	無回答
75 (26%)	199 (69%)	13 (5%)

記述欄

滑落（１２件）：水路際での除草作業中に水路に落ちた、または落ちそうになった。
転倒（８件）：傾斜地等足元が悪い箇所での作業中に足を滑らせた、または転倒した。
接触（８件）：人が近づいて来たのがわからず驚いた、車に刈払機が接触した、作業の終わりになると間隔が近くなり危険を感じた、器具の使用中に周辺の人に接触しかけた
飛散（６件）：砂利飛散により車の窓ガラスが割れた、空缶等が雑草に混ざっていて草刈機ではねた、ビニールヒモの機械で石が飛び、近くで作業していた人の顔に当たり軽傷を負った、大きな石に草刈機の刃が当たって、すごい距離飛んだ
危険個所（７件）：交通量が多い道路脇での作業では車と接触の危険性、用水路、排水路の出入りの段差、草刈り作業中の障害物、穴等、トラクターでのほ場への乗り入狭い所、川のそば、深い水路の草刈り。
火災（１件）：枯草燃やしの時、刈払機からガソリンが漏れていた。
その他（３件）：夏の草刈り時の熱中症、除草剤を撒いていた時に目に入ってしまった

宮城県大郷町シルバー人材センターにおける刈払機安全講習会【収集】

日　時：令和４年１１月１０日　10:00～12:00
場　所：大郷町内の空き地
参集者：同シルバー人材センター登録の構成員24名、その他関係者10名弱
講　師：やまびこジャパン（株）東北支社
配布資料：やまびこパンフ「安全読本」（4ページ）、機械化協会パンフ1枚
【概要】
　最初に機械化協会気多から本日調査をさせていただいている主旨及び１枚紙パンフ（農業機械士見回りに用いているもの）について説明。次いでやまびこジャパン（株）担当者を講師とする安全講習会の開催。
・刈刃がむき出しで回転しているこんなに恐ろしい機械はほかにないとの説明。
・やまびこのパンフ（安全読本：別紙）の１～１６の各項目について順番に説明。
・左1/3のみを用いて刈ることについて、刃にその部分を色づけした刈払機を用いて説明。
・グリスアップや刃交換等も実機を用いて説明。説明時にケガをしないように刃の一切無い模擬刈刃もあり。
・最近の事故事例説明
(1)子供は大人が何かしていると興味を示して寄ってくる。後ろ左側から数名の子供が来ていることに気付いたユーザーが、危ないと思って刈払機を右側に避けたところ、そちら側にも子供が１名いて接触。１ヵ月たっても意識がもどらないとのこと。
(2)落ちていた缶飲料のプルタブを刈刃が跳ね上げたところ、まっすぐ飛ばずにブーメランのように弧を描いて飛んだ。このため、メガネをしていた作業者の横側から目の部分に飛び込んでしまった。
・各種防護具の実物を展示・説明。
・新機種として、電動でバリカン式刈刃の刈払機を展示・説明。バリカンであるので、キックバックがなく、石跳ねも少ない。
【その他】
　事務局の話によると、同シルバーセンターの請負業務の８割ぐらいは草刈りとのこと。依頼される場所は住居の周辺や事業所などが多く、農地はあまりないとのこと。住民の高齢化により従来自分で刈っていた人が依頼するようになってきており、全要請には応え切れていないとのこと。
　同センターの構成員は百数十名で、ほぼ毎年このような安全講習会を開催しており（ただしコロナで今回は数年ぶり）、全員に声をかけているが参加者は上記の通り。構成員は農業者でリタイアした人が多いとのことで、刈払機は使い慣れているようであった。当日も自分の軽トラックに自らの刈払機を積んでいる人が多かった。

講習風景

防具の展示

刈り取りを行う部分を表示

電動バリカンタイプの説明

富山県農林水産公社スマート農業普及センター農業機械利用技術研修会【収集・実施】

日　時：令和４年１１月１７日　10:00～15:30
（第一部 講演会（午前）　第二部 農業機械利用技術競技大会（午後））
場　所：（公社）富山県農林水産公社スマート農業普及センター
参集者：農業者、農業機械士会会員、生産組織のオペレーター、農業関係団体職員等 67 名
講　師：日本農業機械化協会会長、農研機構農機研皆川主任研究員
配布資料：上映パワポ両面印刷物（日本農業サポート研究所作成資料（30 ページ）、機械化協会作成資料（7 ページ）農研機構作成資料（19 ページ））

【概要】

富山県農林水産公社スマート農業普及センターは、高性能農業機械の効率利用を進めるとともに、農作業事故を防止して円滑な機械化の促進に資するため、担い手農家及び営農組織オペレーター等を対象とした機械利用に関する知識、技能を習得するための研修等を実施している組織である。今回の農業機械利用技術研修会は、富山県農業機械士会とともに主催して実施された研修会で、第一部の講演会と第二部の農業機械利用技術競技大会で構成された。

第一部の講演会においては（株）日本農業サポート研究所の講師による「スマート農業の実践事例と展望」についての講演が約 80 分にわたって行われ、その後、日本農業機械化協会及び農研機構より「農作業安全の取り組みについて」、「近年の農作業事故の詳細調査・分析事例」と題した農作業安全に関する講演がそれぞれ 15 分、45 分にわたって実施された。

第二部においては、農業機械利用者の資質の向上を目的とした農業機械の利用技術競技大会が実施された。競技はフォークリフトを使用して、定められたコースにおいて右左折やクランク・交差点の通過、進路変更を適切な方法で行うとともに、いかに確実に荷役操作できるかを競うもので、普段生産組織等でフォークリフトを使用している 6 名が参加してその技術を競った。

会場にはスマート農機の実機が展示されるとともに、会場に隣接するほ場では、スマート農機（直進アシスト使用トラクター）の実演も行われた。利用技術大会や、実機の展示・実演については参加者の関心も高く、特に利用技術競技大会に関しては、審査を担当する富山県労働基準協会専任講師による採点方法等についての説明を踏まえ、競技に参加していない者も実際の競技を見ながら、操作技術や安全走行の良し悪しについて仲間内で評価し合う姿が見られる等、安全研修としての効果も期待できるものとなっていた。

利用技術競技大会の審査の様子

利用技術大会の見学者

ふくい農林水産支援センター農作業安全研修【収集・実施】

日　時：令和４年１１月２５日　9:00～12:15
場　所：NOSAI 福井　２階大会議室
参集者：応募した農業者 27 名
講　師：農研機構農機研志藤調整役、労働安全コンサルタント、ふくい農林水産支援センター
配布資料：上映パワポ両面印刷物（農研機構作成資料（20 ページ)、労働安全コンサルタント作成資料（38 ページ)、ふくい農林水産支援センター作成資料（11 ページ))

【概要】

ふくい農林水産支援センターは農地中山間管理事業を主たる業務とする団体であるが、福井県では従前より農作業事故が多く、安全研修の必要性を強く感じた同センター職員が、刈払機の実技指導から研修を始め、徐々に内容を充実させてきた経緯がある。

今回の研修は、農機研の講師による「農作業事故の要因と対策」についての講演が 60 分。農作業安全アドバイザー（労働安全コンサルタント）による「労働安全の基本」についての講演が 30 分、ふくい農林水産支援センターの講師による「農作業安全推進と秋の農作業安全確認運動」についての講演が 15 分という内容であった。

同センターの担当者に伺ったところ、研修受講者の募集は HP で行っている他には特に PR 活動をやっていないが、刈払機の実技指導で農作業安全研修の必要性を実感した法人の経営者が従業員に受講させる等口コミで広がってきている。また、農業をやっていても農業機械の操作経験がない人、または少ない人が多数存在しており基本的な研修がなされないまま自己流で操作をしている状況にあることから、問題意識や危機感を持っている人は多いとのこと。

今回の研修では 5000 円の受講料を徴収している。受講料については刈払機の実技指導を始めたころから徴収しておりこれまで特段の指摘はない。特に今回の受講者にはヘルメットを贈呈しており割高感はないとのこと。

今回の研修は、農業者の問題意識に的確に対応した内容で、農業者にとって効果があると認められれば、必要経費相当額程度の受講料を徴収しても農業者（多くは法人職員であるが）は自ら応募して参加するということを実証しているように感じた。

農作業安全に関する研修の風景①

農作業安全に関する研修の風景②

ヤンマーアグリフェア２０２２（岡山）での安全講習会【収集・実施】

日　時：令和４年１２月９日(金)・１０日(土)　11:15 ～ 12:00
場　所：コンベックス岡山（岡山市北区大内田６７５）
参集者：標記展示会参加者(農家) ２日間計約 40 名
講　師：日本農業機械化協会
配布資料：ヤンマー安全パンフ（トラクター、コンバイン、田植機 3 種）
【概要】
ヤンマーアグリジャパン（株）中四国支社が開催する標記展示会会場の一角に「農作業安全」コーナーが設けられ、トラクターの傾斜角を実体験するアトラクション（同社社員が来場者に体験させるもの）ともに、「農作業安全のススメ」と題し、2 日間にわたって 11:15 ～ 12:00 の間、機械化協会藤盛がパワポを用いた安全講習を実施した。

・会場内の来場者（農家）に対し、チラシ、場内放送及び同社社員が声掛けを行い、参加を募った。参加者の農作業安全に対する意識は思いのほか高く、当方説明に対し関心を持って聞き入っていた。
・講習後も、参加者と個別に「近隣農家で機械による事故があり、安全対策の重要性を感じた」などの話ができた。
・参加者の多くは、トラクターの傾斜角装置も体験していた。「急角度の怖さもさることながら、シートベルトをしていないと体が投げだされる」という声が多数であった。
・作業機装着トラクターの公道走行用資材等も展示していた。

講習風景

傾斜角体験（最大三〇度）

傾斜角体験（最大三〇度）

公道走行コーナー

宮城県 令和４年度登米地域農作業安全対策研修会【収集・実施】

日　時：令和４年１２月２０日 13:30～15:30
場　所：登米市中田農村環境改善センター
参集者：宮城県登米地域事務所（普及センター）管内の農業者（主として法人経営者）29名、ＪＡ・自治体等28名、その他普及センター等合わせ合計71名
講　師：瀬峰労働基準監督署署長、日本農業機械化協会技術顧問
配布資料：上映パワポ画面印刷物（労働基準署作成資料及び機械化協会作成資料）、労働基準監督署パンフ（安全宣言作成を勧めるもの、4ページ）

【概要】

上記県地域事務所（登米農業改良普及センター）管内で、法人従業者の死亡事故が発生（それも比較的若年者）したことに危機感を覚えた普及センター及び関係者が計画して本安全研修が実施された。受講農業者は全て法人関係者で代表取締役等経営者が19名、従業者が10名である。

研修は座学形式で行われ、労働基準監督署による「労働災害の現状と対策」と当機械化協会による「農作業安全対策等について」がそれぞれ約１時間ずつ実施された。

労働基準監督署の講演内容は以下のとおり。

(1) 登米・栗原地域での農業・畜産業の労働災害発生状況（増加している）
(2) 労働安全衛生法に基づく事業者の責務及び罰則等の内容
(3) サイロ及び車両系建設機械の事故事例
(4) 事故を起こした場合の経営側の負担（法定補償等直接コスト、被災者・救助者の不動時間他間接コスト、民事賠償）
(5) その他（規制のないことでも配慮が必要、法定安全管理体制、トップが先頭に立つ等）

このほか、事業場毎に「SafeworK 向上宣言」作成の取り組みを奨励する旨の説明が行われた。一定のひな形に基づき安全に関する宣言を行い、労働局に提出するとともに事業場に掲げるもの。

機械化協会からは農作業安全対策全般にかかる講習を実施した。

「SafeworK 向上宣言」作成にかかるパンフレット抜粋

北海道　ＪＡきたみらい外郭三組織（青年部・女性部・フレミズ）　合同意見交換会
「農作業事故について」【収集・実施】

※本意見交換会は、実施当日になって急な降雪のため（てんさい育苗ハウスの倒壊防止作業等のため）中止となったが、準備等は全て実施されていたため収集情報を報告する。

日時予定：令和４年１２月２３日　10:00～11:30
場所予定：北見市相内地区事務所
参集者予定：上記３組織部員等約20名、「フレミズ」とは「フレッシュミズ」の略で若手女性のこと
講師予定：ホクレン北見支所営農支援室技師補、日本農業機械化協会技術顧問
配布予定資料：ＪＡきたみらい外郭３組織の農作業安全に関するグループワーク資料、機械化協会資料（上映予定パワポの印刷資料）、協会トラクター・刈払機安全パンフ（２枚）
【当日実施予定内容】
当協会からの農作業安全一般に関するパワーポイントも用いた説明の後、5～6名程度ずつでのグループワークを実施。そのやり方は付箋に「ヒヤリハット事例」「事故事例」を書き出し、影響度等を分類してマトリックスを作成し、対策の構築や周知活動につなげていくというもの。
【ＪＡきたみらい外郭３組織の農作業安全に関するグループワーク資料の概要】
１．これまでの取り組みの説明
オホーツク地区農作業安全運動推進本部（道振興局、普及センター、ＪＡ中央会北見支所、ホクレン北見支所で構成）では令和２～４年度を「農作業事故ゼロ推進キャンペーン」期間と位置づけ、啓発活動を実施。「安全フォーラム」の開催やラジオ CM による呼びかけ、各種啓発資材作成などを実施。ＪＡきたみらい青年部44名は令和４年６月にホクレン北見支所と農作業安全に関する意見交換会を実施。
２．本日実施するグループワークのやり方の説明
(1) 経験した、あるいは見聞きした「ヒヤリハット事例」「事故事例」を色分けして付箋に書き出し、「影響度」と「頻度」の２軸で分類して模造紙上に貼り付ける。まずは自らの分類で貼り付け、グループ内の議論で位置を調整して完成させる。
※ この作業の趣旨は、①ヒヤリハットに慣れてしまい、自ら危険と思わなくなってしまった事項を再度気付かせる、②危険度大のところはすぐ（１年以内）対策する、③お金をかけずとも出来る対策があることを気付く　など。
(2) 「自分×シートベルト＝〇〇」という標語的なものを各自が作る。
※ トラクターシートベルトの重要性に鑑み、「シートベルトの着用は１丁目１番地です」と表示された様式が作成されており、〇〇に該当する言葉（例えば「子供との約束」など）を自ら考える。

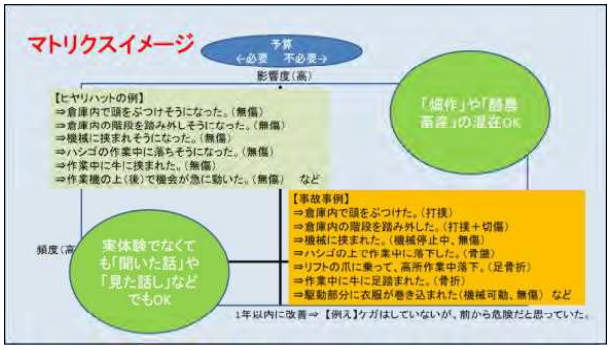

(1)のマトリックスのイメージ

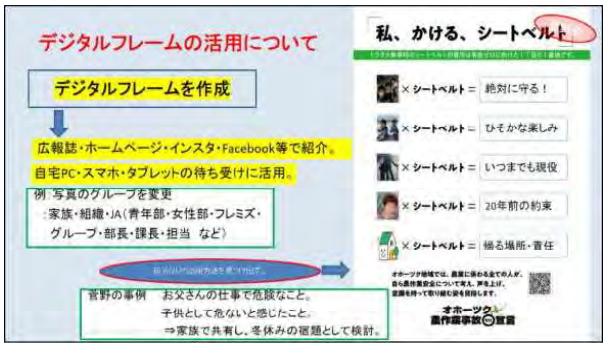

(2)の「自分×シートベルト＝」の活用方法

少人数のグループで、自らの経験等を書き出し議論し合うことにより参加意識もあがり、ものごとを考えることも増え、安全を自分のこととして認識するようになる大変効果的な研修方法であると思料される。また、得られた成果を地域に展開していくことも想定されていた。
実施されなかったのは残念であるが、次年度に順延とのことで本事業とは別に情報収集を継続したい。

石川県 JA ののいち 営農座談会における安全講習【実施】

日　時：令和５年２月８日14:00～（本町）、２月９日16:30～（本店）
場　所：野々市農業協同組合 本町支店、本店
参集者：上記営農座談会に参加した JA 組合員、本町19名（他に JA 等21名）、本店25名（同26名）
講　師：日本農業機械化協会技術顧問
配布資料：上映パワポ画面印刷物、協会トラクター・刈払機安全パンフ（２枚）
【概要】

計2～2.5時間程度の営農座談会が実施され、他に稲作生産調整、前年産米の状況、作業受託の案内ほかのいくつかの討議・連絡事項のあるなかで、約30分間の「安全講習」の時間が設定され、当協会が講師となって研修を実施した。

同 JA 組合員は比較的小規模の稲作農家主体であり、講習内容も稲作機械に絞って実施した。参集者は高齢男性が多く、兼業であるか高齢専業であるかが主体のようであった。このためか、必ずしも機械に詳しくはない方が多いように見受けられ、講習内容も始めて聞くような内容が多いのではと感じられたが、残念ながら受講者から特段の質問、発言等はなく、安全意識の向上がどこまで図られたかは不分明である。ただし一方、参集者は日頃農作業安全について知識を得たり考えたりする機会も多くはない思われ、講習が貴重な機会となったとも考えられる。

本町支店座談会

同　左

本店座談会

岐阜県 いび農業活性化研修会【実施】

日　時：令和５年２月１４日　13:30 ～ 16:00
場　所：岐阜県揖斐総合庁舎　大会議室
参集者：農業者、農業関係機関職員等　60 名
配布資料：上映パワポ両面印刷物（農研機構作成 30 ページ）
【概要】

今回の研修会は岐阜県揖斐農林事務所と揖斐郡農業振興協議会（揖斐農林事務所、同事務所管内の３町（揖斐川町、大野町、池田町）及びJAいび川が構成員）が主催したもので、地域の農業者が経営改善を図り経営体質を強化するために必要な知識の習得を目的として実施している。なお、岐阜県内の各農林事務所では同様の協議会が組織されており、同様の取り組みを行っている。

研修会においては、揖斐地域の特産である茶業におけるGAP導入に関する事例と、ＪＡいび川のTAC活動（地域農業をコーディネートするための活動）に関する事例の発表に加えて、農作業安全に関する講義（80分）が行われた。

主催者である揖斐農林事務所の担当者に伺ったところ、研修会のテーマの一つとして安全研修を取り入れたのは、３年ほど前に県内の農業普及員の研修会で、今回の講師でもある農研機構の志藤氏から農作業安全に関する講義を受け、その重要性が再認識されたことによるものとのこと。しかしながら、その後はコロナの影響で集合研修が実施できない状況にあり、やっと小規模ながら今回実施できることとなったところ。また、管内で茶摘採機の事故があったことから、農業者の関心も高くなっているとのことであった。参加者の募集に関しては、チラシを作り地域の代表者等に配布して参加を呼び掛けており、代表者の皆さんからは農業者の方に直接連絡をしてもらっている。一方、農作業安全に関する研修はまだ始めたばかりなので、その効果については把握できていないとのことであった。

農作業安全研修の風景①

農作業安全研修の風景②

奈良県 果樹研究会 冬期大学における安全研修【実施】

日　時：令和５年２月２７日　14:30～15:45
場　所：奈良県 農業研究開発センター
参集者：奈良県果樹研究会会員 農業者39名 関係者含め総数54名
　　農業者はカキ及びウメの専業が多い　比較的年齢層は若く39名のうち30代5名、40代12名、50代12名
講　師：日本農業機械化協会技術顧問
配布資料：上映パワポ画面印刷物、協会トラクター・刈払機安全パンフ（２枚）

【概要】

毎年開催されている果樹研究会冬期大学で、今年度は「農作業安全」がテーマとして取り上げられた。他には「WITH コロナ時代の果樹の販売と対策」「今年の病害虫について」の、それぞれ別の講演も行われた。

農作業安全に関しては、当協会から1時間15分の研修を行った。果樹に関する事故データや事故事例、果樹関係機械の使い方等をなるべく盛り込むように心がけ資料を作成し、説明も同分野を中心にした。

受講者の反応としては、「JA 共済連データによると果樹農業は特に事故率が高い」との説明には、必ずしも知らなかったようであった。ただし事故例として例えば「SS を運行しながら運転席からから乗り出して摘果を行い事故を起こした」「非乗用モノレールに乗車して事故を起こした」との説明には、「そんなことを言っても現場ではよくそうしている（言われてもやめることは難しい)」との雰囲気が感じられた。

また、他の事故事例で「果樹農家がトレーラー牽引のトラクターでジャックナイフ現象を起こし、そこでデフロックをすれば回復できると勘違いしてよけいにハンドルが効かなくなり横転した」との説明に「ジャックナイフ現象とは」「デフロックとは」何のことか知っている人は手を挙げてほしいと会場に呼びかけたところ、ひとりも手が上がらなかった。なお、「トラクターでシートベルトを日頃締めているか」との問いには１～２名の挙手があった。

ただし、労災保険加入率は高いとのこと。休業補償や年金のことも知られていた。

会場風景（開講前）

会場風景

ヰセキ関西中部 滋賀営業部 春の大展示会における安全講習【収集・実施】

日　時：令和５年３月９日～１１日　各日10:30～11:00、13:15～13:45の合計６回
場　所：ヰセキ関西中部 竜王センター
参集者：上記展示会に来場した同社顧客　各回数名～10名程度、６回計約40名
講　師：(株) ヰセキ関西中部営業推進部長、日本農業機械化協会技術顧問
配布資料：上映パワポ画面印刷物、ISEKI トラクター・田植機メンテナンスパンプ（１枚)、協会トラクター・刈払機安全パンフ（２枚）

【概要】

販売促進のための展示会場に講習のコーナーを設け、農作業安全講習会（30分）と稲作講習会（春作業の育苗・田植え・雑草防除等の技術内容、15分）を開催。来場者を随時呼び止め、参加していただくもの。

農作業安全については（株）ヰセキ関西中部による「トラクタの安全について」(15分）ののち、当協会からより一般的な農作業安全全般についての話を､いずれもパワーポイント資料により説明(ただし当協会は２日間４回のみ)。

ヰセキ作成の資料は事故実例等は農林水産省補助事業からの引用が多く、一方「路上走行時」「作業時」「洗車・点検時」の安全対策には独自資料が用いられていた。

受講者の反応としては、当協会の「農業は他産業と比べて死亡率が高い」「滋賀県では、特に最新データの令和３年では死亡率が全国平均の２倍」との話には、初めて知ったこととして興味を示していると感じられた。ただし対ヰセキも含め４回とも受講者から特段の質問、発言等はなく､「この話を聞いたからシートベルトを締めるようにしよう」とまでの雰囲気は感じられず、展示会等の場での研修には限界がある。

受講者は高齢者がほとんど。なお、残念ながら「安全講習会」よりも引き続き行われた「稲作講習会」の方が、人の集まりがいいようであった。

展示会場風景

イセキ講習

日本農業機械化協会講習

２．研修に用いられた資料

それぞれの研修で用いられた研修資料（情報収集したもの、モデル実施に用いたもの、いずれも）を本報告書付録の DVD ディスク中に PDF データファイルで収録した。多数の資料が掲載されており、今後の農作業安全研修実施の参考となることを期待する。

【収録資料の構成】

付属 DVD 中「Ｉ研修実施調査・モデル研修」ホルダに各実施地毎のホルダが日付順に作成してあり、研修に用いられた資料等が PDF ファイルで掲載されている。なお、ファイル名に「A」がついているのが現地側で作成されたものを収集した資料、「B」がついているのが本事業のモデル研修用に担当講師が作成した資料である。（詳細は目次参照）

Ⅱ．研修用資料モデルの作成

本事業の目的である研修事例の収集・整理に基づく研修実施手法の展開として、現場で実施されている安全研修等から情報を得てその結果を反映させるとともに、農作業安全検討会委員による検討・意見をいただきながら、３種類のモデル研修資料を作成した。

１．作成した研修資料の概要（共通事項）

（１）農業者の方を対象に農作業安全研修などを行う場合を想定した資料とした。

（２）プロジェクターに映して、あるいは印刷資料として配って講師が内容説明することを想定した。

（３）研修時間が短い場合、どのスライドをピックアップするかの案を記載した。

（４）パワーポイントのノート機能を用いて、スライド１枚ごとに解説あるいは読み上げ前提の文章を記載した。

（５）パワーポイントのファイルを公開し、それぞれの研修講師が研修内容に合わせて自由に加工できるようにした。

【公開 URL】https://www. nitinoki. or. jp/bloc3/karte/index. html

※本報告書付録 DVD ディスクにも収容

２．作成した研修資料の概要（３種個別事項）

総合編のほか、トラクター編と刈払機編の合計３種類の資料を作成した。次項で後述するように現場での研修もこの２機種を取り上げているものが多い上、もとより乗用型トラクターはずっと死亡事故原因の１位を占めている安全対策の最重要機種である。また、刈払機は当該研修資料中にも記述しているとおり、傷害事故では最大の原因と目される機種であり、これらのことから作成する資料をこの３種類とした。

（１）総合編（45分 ver. スライド枚数38枚、30分 ver. 21枚、15分 ver. 12枚）

特に機種を絞らず総括的な安全研修を実施する場合の資料を想定したもの。章構成はとっていないが、全体の流れは次のとおり。

① データを用いた農作業事故全般の説明、特に死亡者数が多いことを強調

② なぜ農作業事故が多いのか、農業者の安全意識の実態等を説明

③ 事故要因は４つに分けられ、事例をもとにその４つの要因を説明し、「人のミス」以外の３つの要因は事前に対策が出来るので、それを行っておくべきことを解説
④ 乗用型・歩行型トラクター、農用運搬車、コンバイン、刈払機、トラックの実際の事故事例を解説
⑤ 農業より進んでいる雇用労働者の安全衛生対策での取組み手法・考え方等を説明
⑥ 農林水産省の定めた安全のための規範・指針や労災保険を紹介

（２）トラクター編（30分 ver. スライド枚数20枚、15分 ver. 12枚）

対象機種をトラクターに絞ったもの。総合編に対しコンパクト化を志向し最大でも30分程度とした。

① データを用いた農作業事故全般の説明、特にトラクターによる死亡者数が多いことを強調
② 事故要因は４つに分けられること、転倒事故の事例をもとにその４つの要因を説明、「人のミス」以外の３つの要因は事前に対策が出来るので、それを行っておくべきことを解説
③ キャブ・フレーム、シートベルト、ヘルメットの重要性を説明
④ 夕刻の追突事例を説明し、シートベルトがあれば死亡しなかったであろうことを解説
⑤ 降車時の骨折事故事例を解説
⑥ トラクターに関係する法規、作業機を装着しての道路走行等を説明

（３）刈払機編（40分 ver. スライド枚数28枚、30分 ver. 20枚、15分 ver. 11枚）

対象機種を刈払機に絞ったもの。キックバックを起こす原理等を理解いただくにはある程度詳しい説明が必要で、最長はトラクターより長い40分程度となった。

① データを用いた農作業事故全般の説明、刈払機については JA 共済連データに基づく説明
② キックバックによる事故事例の解析・説明
③ 飛散物による事故事例の解析・説明
④ 地面に置いたことによる事故事例の解析・説明
⑤ 本体の安全規格や組作業時の注意点、服装・装備、安全衛生教育等に関する解説

３．現場で実施されている安全研修等から情報を得て本モデル研修資料作成に結びついた点

緒言の２．で述べたとおり実際に行われている研修の情報収集をして、そこから得られる情報を参考にモデル研修内容を構築するというのが本事業の基本的な成り立ちである。ただし実際には今年度の情報収集のみならず、以前からの多数の前例や既存資料等も用いながら、加えて検討委員会委員の意見もいただきながらモデル研修の実施やモデル研修資料の作成を行ったが、情報収集と研修内容構築の関係を整理すると次のとおり。

【以下25ページまでの記述の注釈】

共通：**３資料に共通する事項**　　総合・トラ・刈払：**それぞれの資料のみに関する事項**

No.：**それぞれのスライド番号、ただし全てフルバージョンのスライド番号を記載**

（１）【共通：研修資料を３種類としたこと】

収集した実施事例が農業機械全般にかかるもののほか、死亡事故の多いトラクターに特化あるいは比重の高いもの（岡山福田農機、岡山ヤンマー、滋賀イセキ）、傷害事故の多い刈払機

に特化あるいは比重の高いもの（京都乙訓、宮城大郷町）がみられ、これら２機種に関しては受講者の関心も高かったので「総合編」「トラクター編」「刈払機編」の３種を作成することとした。

（２）【共通：想定時間の設定】

収集した事例では２時間以上に及ぶものもあったがそのような長時間のものは実技を含むものが２事例（岡山福田農機、宮城大郷町）で、その他の１事例（宮城登米）は約１時間ずつの内容の異なる２コマに分かれていた。座学の研修としては30分～15分程度のものが多く、資格取得のための講習会などは別として、一般的な安全研修では受講者の負担感からみてもその程度が適切であると思われた。

一方、単に結論のみならず、ある程度「安全のためにどうしてそうすべきか」を受講者に理解してもらおうとの考えで資料を作成していくと、総合編・刈払機編では40～45分程度程度はかかると思われるスライド枚数となった。このためフルバージョンのほか、あまり時間が取れない場合も想定して30分・15分の短縮バージョンも作成した。

（３）【共通：事故調査データの説明】総合 No. 2～3、トラ No. 1～2、
刈払 No. 1～2（3～6も別途データ）

収集事例の研修でも農林水産省の死亡事故調査データを紹介しているものは多かった（データは必ずしも最新ではなかったが）が、受講者の反応としては農業の死亡率の高さなどは認識されておらず、初めて聞く話とみられる場合が多かった。周知の徹底が必要であると判断され、いずれにも死亡事故データのスライドを入れた。

（４）【共通：事故事例の説明】総合 No. 10～12･16～24、トラ No. 4～6･8～11･13～15、
刈払 No. 7～8･11～12･18～19

収集事例の研修においても事故事例の紹介をしているものがあり、受講者の反応も事例の説明によって事故がより身近な現実感をもったものとして捉えられているようであった。事例は農機研等公的機関が公開しているものを用いているもの（岡山福田農機、滋賀ヰセキ関西中部）と独自のもの（京都乙訓、宮城大郷町）があったが、前者は資料配布されたのに対し後者は主として口頭での紹介であった。これらから事例紹介は資料としてある程度充実させる必要があると判断され、３種の研修資料全てで事例を３～９とかなりの数掲載することとした。加えて、各事例毎にどのようにすれば防ぐことができたのかを記述した。

（５）【総合：導入部分の記載】総合 No. 1

事例収集の過程で、農業者が農作業事故の多さ、農業の死亡率の高さを認識していないと感じられることが多く（岡山福田農機、京都乙訓、宮城登米等）、「農業のイメージ」が事故に関しては正しく伝わっていないという内容の、本スライドを導入した。

（６）【総合：県別事故データの記載】総合 No. 4

事例収集の過程で、自らの地域に近い事例等には参加者が興味をもった反応を示すことが多く、なるべく身近なデータ等を用いてほしいという主旨で本スライドを導入した。

（7）【総合：事故が多い理由・事故は自分ごとの記載】総合 No. 5～ No. 8

収集された事例においては、「事故原因として○○が多いので、○○に関して十分気をつけるべき」との内容にとどまっているものが多かった。この点に関しては収集事例に倣うというよりも、これまでの農機研の取り組み等を十分に取り入れ、なぜ事故が多いのか、農業者の安全意識の実態はどうか、事故を自分の問題としてとらえること、「気をつける」以外にすべきことが様々あること等を訴えるようなスライドを数枚に渡ってある程度詳細に説明することとした。これにより受講者に事故原因を体系だてて理解してもらい、作業中ではなく事前に防ぐための取り組みを実施していただくためである。

（8）【共通：事故要因の説明】総合 No. 9及び上記（4）の事例各項目

本項目も収集事例には足りないと思われた点を充実させたものであり、上記（7）とも関連し、「気をつける」以外の事前対策をどのように講ずべきかを分類しながら各事例に則って整理分類して比較的詳細に記述した。

具体的には、事故要因は「機械や器具に関わること」「事故現場の環境に関わること」「作業・管理に関わること」「人に関わること」の４種に分類でき、完全に防ぐことは難しい人のミスなどに関する「人に関わること」以外の３項目は、いずれも事前対策を講じることができることを説明している。

（9）【総合・トラ：シートベルト等の説明】総合 No. 13、トラ No. 6･11

最近、農林水産省がキャンペーン的に取り上げていることもあり、収集された事例においてもトラクターのシートベルト装着を強調しているものは多数見受けられたが、残念ながらその説明に受講者があまり顕著な反応を示しているとは見受けらなかった。「地域で締めている人は誰もいない」「乗り降りの邪魔になってそんなものはしていられない」等の発言があり、そういった雰囲気が大宗を占めていると感じられた。特に講師側へのインタビューでも、農業者はそのような雰囲気であろうとの意見が多かった。このため、特に強調すべき重要事項としてこれらスライドを作成した。

（１０）【総合：労働安全衛生管理の考え方、KYT、5S、規範・指針その他】総合 No. 25～37

上記（7）と同様、収集事例に倣うというよりも農機研のこれまでの取り組みや令和３年度の「農作業安全指導マニュアル」等を取り入れ、特に農業分野より進んだ労働安全衛生対策の手法・考え方等を導入すべきとの方針のもとにスライドを作成したもの。また農林水産省の規範・指針や労災保険など政策で推進している部分も普及促進のために導入した。

（１１）【トラ：車両関係法規、作業機付き公道走行の説明】トラ No. 16～18

収集事例においても、作業機付き公道走行の新たな措置に関しては触れられているものが多かった（岡山福田農機、岡山河上農機、岡山ヤンマー、滋賀ヰセキ関西中部）が、受講者の反応をみても、また講師の販売会社担当者等の発言でも、かならずしも一般農業者に理解が進んでいないというのが現状のようであった。このため、ある程度ページを割いてスライドを作成した。

（１２）【刈払：JA 共済連データの説明】刈払 No. 4～6

死亡事故調査では刈払機はそれ程多数でないこともあり、収集事例では一般論として「事故に気をつける」ことが言われても、傷害事故がどの程度多いのかを数字的に示したものは見受けられなかった。しかしながらその実態をある程度定量的に示すことが、受講者の研修効果向上につながると考えられ、JA 共済連のデータを資料に導入した。

（１３）【刈払：キックバックや飛散物飛散の原理等の説明】刈払 No. 9･13～17

このような「なぜ左方向のみに刈ることが求められるのか」等については、収集事例では口頭で簡単に説明されていた（宮城大郷町）が、その理由・原理についても受講者がきちんと理解することにより積極的に正しい作業方法の実践がなされると考えられ、かなりのページを割いて解説した。

（１４）【刈払：機器に関する注意点、作業方法・防具等の基本の説明】刈払 No. 20～26

収集事例ではパンフレットにより同様な内容の資料が配布され（宮城大郷町、京都乙訓）、説明も比較的丁寧に行われていた。研修内容として押さえるべき基本的事項として必要であり、スライドを作成した。

（１５）【刈払：安全衛生教育の説明】刈払 No. 27

収集事例で触れられているものはなかったが、特に座学のみによる研修に本資料を用いる場合に当該座学だけでなく、実技の研修・指導を受けてから刈払機の利用をするようにすべきであることを受講者に理解してもらうため、本スライドを作成した。

（１６）【共通：農作業安全十訓について】総合 No. 38、トラ No. 20、刈払 No. 28

事例収集とは直接関係ないが、３種類の資料どれにおいてもあてはまる項目も多く、エンディング・まとめとしてのページとして作成した。当該十訓は、令和３年度「農作業安全に関する指導者向け研修」実施カリキュラム等作成の一環で作成したもの。

次ページ以降に作成したモデル研修資料を掲載する。

総合編：P. 26　　トラクター編：P. 36　　刈払機編：P. 41

※印刷ページには最長バージョンのみ掲載。なお付録 DVD ディスクに、短縮バージョンも含めパワーポイントファイルを収録。

農作業安全 研修資料モデル
総合編

令和４年度 農作業安全総合対策推進事業

一般社団法人 日本農業機械化協会

本資料は上記農林水産省補助事業により作成したもので、どなたでもご自由にそのまま、または改造してお使いいただけます。基本的には農業者を対象に研修を実施する際の資料を想定して取りまとめました。
なお、PowerPointのノート機能を用いて解説等が記載してあります。

※有償での配布や有償講座へのご使用はお控え下さい。

スライドの解説等：太字で表示

読み上げる想定の文章：細字で表示

※ ただしあくまで参考としての記述であり、これをそのまま読み上げるのではなく、自らの表現でお話し下さい。

本スライドは表紙を除き36枚で、研修に用いると45分程度と目されます。30分程度（21枚）、15分程度（12枚）の研修を行うときにどれをピックアップするかの目安を、【30】【15】で、ご参考までに標記しました。

0

農業のイメージ

一般に「農業」と聞いて思い浮かべるイメージは・・・

牧歌的、生命を育む、自然に親しむ、地方の良さ・・・など

まず「危険！」と思う人はあまりいない、ところが

実際には農業は死亡率の高い、大変危険な産業なのです

1

話の導入部分としてのスライド。

２ページで述べる「他産業と比べて死亡率が高い」ということにつき、前置きとして強い印象を与えるような説明をする。

【30】【15】

1

農作業事故は、あなたの身近に迫っている！

○ **農業は意外に危険な産業です**

農業従事者10万人当たりの死亡者数は、建設業の約2倍程度となっており、全国で年間約300名近くの方が亡くなっています。

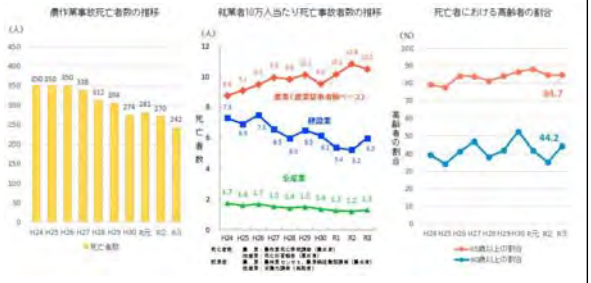

2

農水省事故調査データ（1）

【農作業事故死亡者数の推移】
350人程度で推移してきた死亡者数が近年減少しており、一見、好ましい傾向のように見えるが、

【就業者10万人当たり死亡事故者数の推移】
死亡者数が減っているのは農業者の数が減っているからといえ、単位人口あたり死亡率は全産業中トップクラス。約15年前には建設業の方が高かったが、現在では農業が約2倍。全産業平均と比べると10倍にも達している。

【死亡者における高齢者の割合】
農業全体が高齢化しているが、事故死亡者はそれ以上に高齢化しており、80歳以上が4～5割を占めている。難しいことではあるが、特に高齢者対策を進める必要。

【30】【15】

2

農作業事故は、あなたの身近に迫っている！（続き）

○ **乗用型トラクターの転落・転倒で多くの方が亡くなっています。**

要因別の死亡事故発生状況（令和３年）

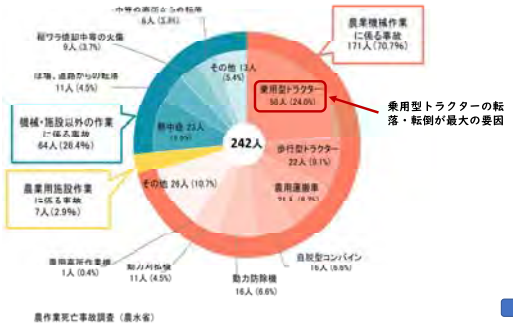

3

農水省事故調査データ（2）

死亡事故の約3／4が農業機械によるもの。機種別では農業型トラクターがいちばん多く、次いで歩行型トラクター、農用運搬車。その他の機種も含め「転落・転倒」による投げ出され・下敷きなどが多い（**後のスライドで事故事例を用いて説明**）。

機械以外の事故も1／4ぐらいあり、熱中症と転落が多い。

なお、これまで長年、乗用型トラクターが全体の30%程度を占めていたのが、この令和3年データでは 24%と減少した。これがたまたまのことであるのか、傾向として続くのかは今後見きわめる必要。

【30】

3

農作業事故は、あなたの身近に迫っている：○○県の事故

- ○○県の農作業死亡事故は、年による変動はあるものの数件～10件程度発生している
- 特に令和２年（最新数字）では全国平均の1.5倍程度の発生率

○○県の農作業死亡事故発生件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
○○県	5	7	－※	－※	11
全国	312	304	274	281	270

※平成30・令和元は3件以下（4件以上しか公表されない）

○○県の農作業死亡事故発生率

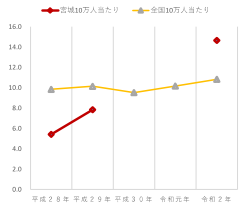

資料等：２ページと同じ

4

県別のデータ（例）

研修受講者の興味を引くには、なるべく身近な話題の方が好ましい。ここでは2・3ページの農林水産省事故調査が県別数字も公表されているので、例として宮城県の数字を用いて作成したが、例えば市町村データなどさらに身近なものがあれば紹介する。（10ページ以降の事故事例なども、近傍のものがあればその方が望ましい。）

※本例（宮城県の例）のデータの所在先
（1）死亡者数データ
農林水産省農作業死亡事故調査（令和3年）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/attach/pdf/index-111.pdf

（2）就業者数データ
①令和2年（センサス年）
2020年農林業センサス 第1巻 都道府県別統計書（宮城県）
3 農業経営体（個人経営体）
4 自営農業従事日数階層別の農業従事者数（自営農業に従事した世帯員数）
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500209&tstat=000001032920&cycle=7&tclass1=000001147146&tclass2=000001155386&tclass3=000001161026&stat_infid=000032150581&cycle_facet=tclass1%3Atclass2&tclass4val=0

【参考】「農林業センサス」とは、農林水産省が5年毎に実施する農林業に関する悉皆調査で、西暦の5で割り切れる年に実施される。それ以外の年の就業者数データは「農業構造動態調査」のなかで集計され、URLは次のとおり。 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukou/index.html

【30】【15】

なぜ、事故が減らないのか？

農業（家族経営）は原則、労働安全衛生関連法令の適用外
農業者は従業員であるとともに経営者 ⇨ 安全確保は自己責任

- **●事故報告義務がない**
  国の調査は死亡事故のみ、人口動態調査から集計
  ⇨ 事故の詳細が不明、負傷事故は全国調査がない
- **●的を射た対策が困難**
  事故の実態がわからないので、机上での想定になりがち
- **●法令・規則に基づいた安全対策への助言を得にくい**
  安全意識が高まりにくい
- **●農業分野での安全対策が未確立**
  他産業では、5S※やKYT※など様々な取り組みが確立 ※後述

5

農業は雇用労働者と異なり安全の法律がない

農業に関しては、基本的な安全法令がない。労働者の安全を守る「労働安全衛生法」は、雇われた労働者のための法律であり、農業は自営が主体なので家族も含め経営主扱いとなり、同法が適用されない。
（農業でも人を雇えば適用されるが、産業そのものが自営が多いという実態から、農業機械は殆どが労働安全衛生法令に基づく政策の対象外となっている。例えばフォークリフトには免許制度・機体点検制度的なものがあるが、トラクター・コンバイン・田植機にはない。）

このため、スライドに記述されているように、雇用労働者相手の「労働安全対策」に比べて、大きく遅れている。

【30】

4

5

農業関係者の安全意識の実態

こんな場面を見聞きしたことはありませんか？

- **●機械に乗る時や高所作業時にヘルメットをかぶらない**
- **●田植機の前部にしがみついて田から出る**
- **●トラクターに小さな子供を乗せて作業する**
- **●火のついたタバコをくわえてガソリンを補給する**
- **●上記の状態を見ても、周囲が注意しない**

などなど・・・決して悪気がある訳ではないけれど・・・

「普通」のことでしょうか？
本当は危険なことです
「気をつけてやれば大丈夫、事故なんてそうそう起こるものじゃないから」
「いちいち気にしていたら、仕事にならない」

6

農業者の安全意識はすごく低い

前ページで述べた理由から本スライドの記述のようなことが起こるとも言える。即ち
○義務的な安全研修が行われない
○安全管理責任者などの配置もない
○労働基準監督署のような、安全を仕事とする組織・要員がない

このため、当の農業者の安全意識も、残念ながらかなり低いものとなっている。

【30】

6

農作業事故は自分ごと

農作業事故は、誰の身に起きても不思議ではない

しかし・・・ 人は不吉なことには向き合いたくないもの これを「正常化バイアス」という

「今まで大丈夫だったから、これからも大丈夫、のはず」

安全は取り組む価値のないことでしょうか？

経営リスク
- **・自然災害**
- **・資材費等の高騰**
- **・生産物価格の下落、等**

} 防げない

- **・農作業事故 ⟶ 防げる！**

「自分ごと」として積極的に取り組むべきでは？

7

事故は他人ごとではないと分かってもらう

人間には誰しも「正常化バイアス」があり、起こしてもいない事故を事前に「自分ごと」ととらえるのは難しいことではあるが、事故の多さに鑑み農業者にはぜひともそういう気持ちになってもらいたい。

自然災害やものの価格については自分ではどうしようもないが、農作業事故はきちんとした対策を実施すれば、ほとんどといっていいほど防ぐことができる。

7

具体的な安全対策をどうするか？

それじゃ、「注意喚起」だ、「安全教育」だ、
「手順書」だ「危ない場所では気をつけよう！」
でも

これらは全て重要なことであり、やっても仕方ないというわけではありません

- 注意しているつもりでも、人は必ずミスをします
- わかっているつもりでも、違う手順でやってしまうことがあります
- 危ないとわかっていても、気をつけてやれば大丈夫と思ってしまいます

「気をつける」だけでは事故は防げません
人はミスをする生き物です
では、どうしたらよいのでしょうか？

8

人はミスをすることを前提に対策を講じるべき

事故に対して「○○に気をつければよかった」→「気をつけなかったから悪かった」との分析がされてしまいがちだが、そうではない。（だからといって、気をつけなくてもいいという訳ではないが。）

人がミスをすることを前提にして、予め講ずることのできる対策がある。

8

事故を防ぐためには 1：要因

「事故は人のミスで起こる」と思われがちですが・・
必ずと言っていいほど、他の要因も重なっています！

事故の要因の種類

- 機械や器具に関わること
- 事故現場の環境に関わること
- 作業・管理に関わること
- 人に関わること

「人に関わること」以外の要因を潰せば、
人がミスをしても被害を小さく抑えることができます
その上でミスを減らす努力をしましょう

9

事故は人のミス以外にも3つの要因あり

事故の主要因を4つに大別すると、赤字で示した3つまでは「ついうっかり」してしまうことではなく、事前に対策ができる要因である。

【機械や器具に関わること】
左上のフレームの装備されていないトラクターを用いている図のようなこと（悪い例）
農業機械自体の安全性に問題があるかどうかとの観点

【事故現場の環境に関わること】
左下の急傾斜で段差のある進入路の図のようなこと（悪い例）
このほか、例えば農道が雑草繁茂により見通しが悪い、刈払い作業をするところのゴミを除去していないなど機械作業をする周囲の状態に関する観点

【作業・管理に関わること】
右側の不安全な服装をしている図のようなこと（悪い例）
このほか、例えば作業計画が詰め込み過ぎで無理がある、行き場所を誰にも告げずに一人で機械作業をするなど作業そのものの実施方法に関する観点

【30】【15】

9

事故を防ぐためには 2：事故事例

死亡例 乗用型トラクターでは、このような事故が発生しています（1）
※以下、この事例につき前ページの４つの要因に関し分析します

【事故の概要】農道から脱輪して田植え直後の水田へ転落
転倒し、トラクターの下敷きになった、60歳代男性 ⇒溺死

転倒したトラクター

10

実際の事故事例を、前ページの4つの要因に基づき分析（本スライドから計3ページにわたる）

ひとりでトラクターを運行していて水田に転落し、本体の下敷きで動けなくなって田が湛水状態であったことから溺死した例。

一見するとどこにでもあるような農道で、危険な箇所には見えない。道幅は結構広い上、他車とのすれ違いがあった訳でもない。なぜ転落したかは本人が亡くなっているので不明。
ただし、右の写真で分かるように大きな問題があり、安全フレームを倒したまま運行していた。フレームをきちんと立て、シートベルトをしていれば、まず溺死をすることはなかったと推定される。

【30】【15】

10

事故を防ぐためには 3：事故事例の要因

機械や器具に関わること
×安全フレームが付いていたが、倒したままだった （発生前）

事故現場の環境に関わること
×傾斜30°、高低差約1mの法面があり、ガードレールがなかった
○路肩が見えやすく、当該トラクターには十分な道幅だった
○交通量は少なく、見通しも良い農道だった （いずれも発生前）

作業・管理に関わること
×安全フレームの意味が理解されていなかった （発生前）

人に関わること
×何らかの原因で農道から脱輪してしまった（よそ見？）（発生時）

11

この事例を9ページの4つの要因に基づき分析
×が悪かった点、○は良かった点

赤字の（発生前）と青字の（発生時）に分けて表記しているが、これから分かるとおり、（発生前）の×に関しては「ついうっかり」起こしてしまったことではなく、事前の対策を講ずることができるものである。

【30】【15】

11

事故を防ぐためには 4：要因から導き出された対策

機械や器具に関わること

・安全フレームを立てて、シートベルトを締めていれば助かったはず

事故現場の環境に関わること

・一見、何の危険もないように見慣れた風景でも、トラクターが転倒するには十分な危険が潜んでいることに気づく（気づいてもらう）

・路肩に等間隔に竿などを立てる

作業・管理に関わること

・安全キャブ・フレーム、シートベルトの重要性を周囲から積極的に呼びかける

人に関わること

・低速でも死亡事故は起きる、よそ見や「ながら運転」は厳禁

12

前2ページから導き出される、それぞれの対策

【機械や器具に関わること】
安全フレームを倒したままにしていたのが、最大の問題。これを立てるのに、決して大した手間はかからない。

【事故現場の環境に関わること】
研修受講などにより斜面の危険性や事故事例に関する知識をもってもらう。また現場の状況からしてガードレールまでは現実的ではないが、スライドに記述されているようにポールを立てるなどしていれば防げた可能性。

【作業・管理に関わること】
フレームを倒したまま運行することは、重大な危険行為であるということを本人はよく知らなかった可能性がある。正しい知識を伝える機会・仕組みを構築していくべき。

【人に関わること】
亡くなってしまっているので道路逸脱の理由は分からないが、つい気が緩んだ可能性。ただし前述のように、「だから気をつければ良かったのだ」では対策にならず、人は気が緩むこともあることを前提に対策をとっておく。

【30】【15】

12

事故を防ぐためには 5
「安全キャブ・フレーム」「シートベルト」「ヘルメット」の有用性

- 転落転倒事故に備えるためには、**安全キャブ・フレームが必須**です
  キャブ・フレームは転落転倒時の**衝撃吸収、安全空間確保**をしてくれます
  その上で…

- **シートベルト**をしていれば、転倒しても助かる可能性が**8倍アップ**
  ※27～令元のデータ
- **ヘルメット**装着でさらに安全に

- 可倒式フレームを**倒したまま運行・作業は絶対しない**こと
- ちなみに、フレームのないトラクターは買い換えを

13

トラクター作業の安全のためには、タイトルの3つが最大のポイント

※「シートベルトをしていれば助かる可能性が8倍アップ」の根拠
警察組織がもっている平17～令元（5年間）の道路上事故データについて、「農耕作業用特殊車」によるものの分類があり、「シートベルト装着の有無」についてもデータがあるのでそれを集計したもの。
データによると、事故に際しシートベルト装着時の死亡率が3.2%、非装着時24.5%であり、これが「8倍」の根拠。

農耕作業用特殊車乗員のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況
（平成27～令和元年）

	死亡者	重傷者	軽傷者	合計
シートベルト着用	3 (3.2%)	13 (13.8%)	78 (83.0%)	94 (100%)
非着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604 (100%)
不明	5 (19.2%)	24 (49.0%)	20 (41.8%)	49
合計	156	209	381	746

12.5%

【30】【15】

13

事故を防ぐためには 6

これまで「人のミス」としてくくられていたものも、実はその他の要因が強く関係している場合が多くあります
例えば・・・
「路肩の接近に気付かずにバックして転落した」

「路肩が草で覆われて道路との境界線がわかりにくい」
状態だったために、気づくことができなかった
⇨ **人だけのミスとは言い切れない**（路肩が見えない環境も問題）

「人に関わること」以外の要因を潰す（草刈りをしておく）**ことで人のミスも減らすことができます**

「自分の技術を過信していた」等、純粋に人に関わる要因と判断される場合もあります
⇨ こういった要因には啓発が必要です

14

人のミスが原因とされていた事故もよくみれば

人に関わる要因にも、実はその他の要因が強く関係している場合が多くある。

スライドの例の他にも、「正しい作業方法で行わなかった」という、これまで「人のミス」として捉えられてきたものも、「正しい作業方法を周囲から知らされていなかった、知る機会がなかった」という作業・管理に関わる要因が強く関係している。こういった面からも、人に関わる要因以外の要因に適切な対策を講じることで、「人のミス」も減らすことができる。

ただし、純粋に人に関わる要因（例えば、「自分の技術を過信していた」「危ないと分かっていたが、ついやってしまった」等）もあり、これに対しては、安全教育による対策が必要となる。

14

事故を防ぐためには 7

それでは、以下の要因に注目して実際に起こった事故事例を見ていきましょう

機械や器具に関わること
事故現場の環境に関わること
作業・管理に関わること

人に関わる要因については、上記の要因のうち、最も強く関連する要因に振り分けます

それによって、「注意喚起」以外の具体的な改善目標もわかりやすくなります

15

事故事例解説の導入

次ページ以降人に関わる要因以外の3つの要因に注目して、実際の事故事例を見てゆく。

人に関わる要因については、3つの要因のうちで最も強く関連する要因に振り分けて考える。このことにより、これまで人のミスだけを要因とし、注意喚起だけしか対策が立てられなかった状態から、より具体的な事前対策による改善目標を明らかにすることができる。

※次ページから８枚に渡り事故事例のスライドがあるが、９ページに示した４つの要因のうち「人に関わること」以外を分類して図中に表示、解説している。
機械や器具に関わること→機械（青枠）
事故現場の環境に関わること→環境（緑枠）
作業・管理に関わること→作業・管理（茶枠）

15

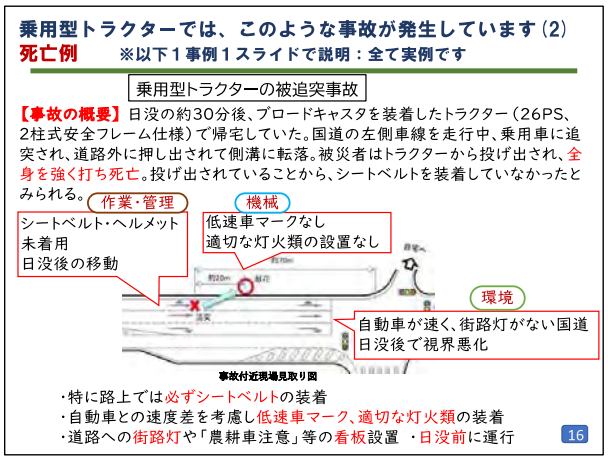

トラクター事故の2例目

日没後、広い道路で自動車に追突されるという典型的な事故事例。

シートベルトをしていれば、全身を強く打つこともなく死亡に至らなかった可能性あり。

26PSの小型特殊免許タイプのトラクターであり、テールライトが装備されておらず、作業機にも灯火類が装備されていなかった。法令に則った適切な灯火類を装備し、低速車マークの装着を進めるべき。

なおこれ以前に、日没前に作業を終了する、遠回りでもより安全な道があれば利用する等、可能な限り安全な移動方法を選択すべき。
また、農業地帯で特に自動車のスピードが速い広い道では、街路灯やドライバーへの注意看板設置等を働きかけるべき。

【30】

16

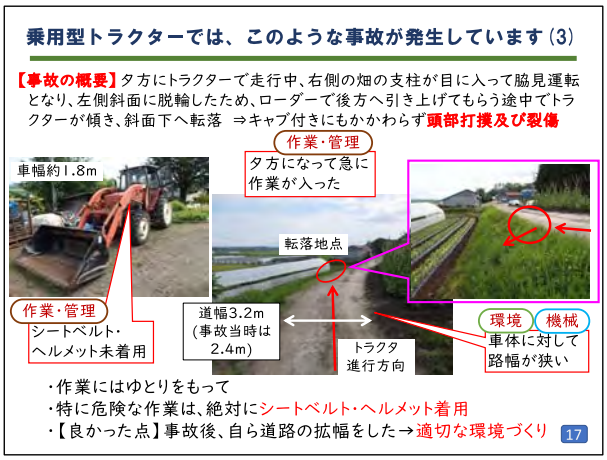

トラクター事故の3例目

キャブ仕様機の事例で、死亡事故ではないが、キャブ機であっても頭を車内にぶつけて結構な大ケガをした例。

斜面で脱輪して動けなくなり、助けを頼んで他機（ホイールローダー）でけん引しようとしたところ、バランスを崩し、かえって斜面下に転落した。このような、特に危険な作業をするときには、絶対にシートベルト・ヘルメットを装着すべき。
夕方に急に入った作業で気があせっていたのも脱輪した要因か。

良かった点としては、この道路が自分の敷地内ということもあり、車幅ギリギリに近いような狭さであった道を事故後に拡幅した。

17

歩行型トラクターの典型的な死亡事故

ひとり作業による死亡例。歩行型トラクターによる死亡事故は後退時にハンドルと後ろの構造物等に挟まれる例が最も多い。この事故の要因として、

(1)古い機械で「挟圧防止装置：バック時に挟まれると自動的にクラッチが切れる装置」「デッドマンクラッチ：つかんだ時にクラッチ・接続、はなすとクラッチ・切断となる構造」などが装備されていなかった。

(2)ほ場のサイズにあわない、大きすぎる機械を用いていた。

(3)家族に行き先を告げておらず、夜になって帰宅しなくても家族もいつもの知り合いを訪ねているのでは等と考え、朝まで探しにいかなかった。

なお、全ての機械作業に共通だが、なるべく2人以上で作業するようにするべき。このケースも、他に人がいれば死亡までには至らなかった可能性。

【30】

18

農用運搬車の事例

ひとりで作業をしていて死亡した事例。ひとりなので詳細不明なところがあるが、急発進したので自分の力で踏ん張って機械を止めようとして、引きずられ転倒した可能性。

(1)歩行・乗用兼用は便利な反面、操作が難しいところがあり、なるべくであれば専用機を用いるようにする。

(2)機械が無人で走行する状態になった場合、駆け寄って止めるのではなく、行き先を見張りもしそこに人がいれば大声などで回避させるにとどめる。このことを予め話し合っておく。

(3)被災者の夫は近隣の別のところで作業しており、暗くて事故に気付かなかった。明るければ気付いた可能性もある。

19

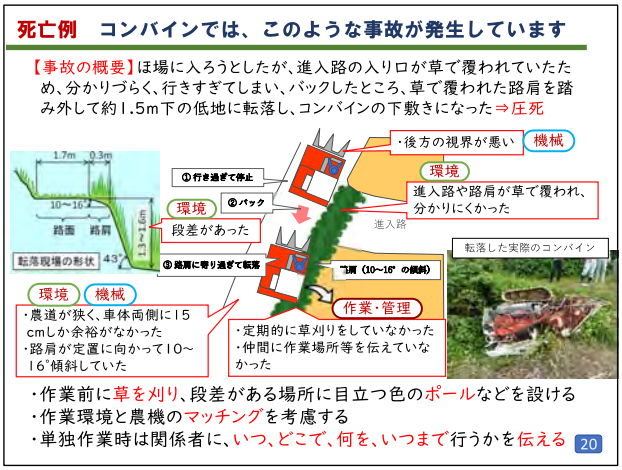

コンバインバック時の事例

コンバインは車体周りに死角が多く、特に後方は見えづらい。この事例は、進入路や路肩が草で覆われ、その位置が分かりづらかったために行きすぎてしまい、コンバイン1台がぎりぎりに走れるほどの幅しかない細い道をバックし、しかも路肩が低地に向かって10～16°傾斜していたことから、路肩に寄ってしまい、転落したものと思われる。

被災者はコンバイン作業に熟達しており、その腕前は周囲も認めるほどであったというが、そうした熟練者であっても、ましてや通い慣れた場所であっても、危険要因がある以上、こうした事故は起こってしまう。

こうした事故を起こさないためには、作業環境に潜む危険を取り除くことが必要で、
(1)進入路や路肩の雑草は、作業前に刈っておく

(2)段差の位置がわかりやすいように目立つ色のポールなどを立てておく

(3)単独で作業するときは、家族や仲間に、いつ、どこで、何を、いつまで行うかを伝えておく他、携帯電話を必ず所持する

(4)基盤整備事業の機会があれば、使用する農機の大きさや特徴に見合った作業環境となるよう、将来的なことも見据えて検討する必要がある

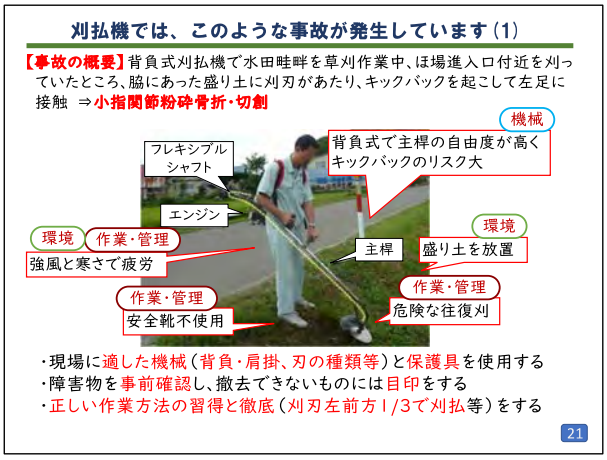

キックバックによる刈払機の典型的な事故事例

刈払機は死亡に至らないまでも、傷害事故が最も多い機種（ただし死亡事故もそれなりに発生している）。
本事例は、背負式刈払機※1によるキックバック※2の事故事例。回転刃が自分の靴に当たり、粉砕骨折の大ケガ。対策としては、
(1)盛り土が多いなどキックバックを起こしやすいところでは、肩掛式、さらにはナイロンコード刃を用いる。また、刈刃が当たっても貫通しない安全靴を着用する。
(2)そもそも盛り土などは除去し、除去できないものにはポールなどで目印をする。
(3)刈払機作業は、刈刃左前方1／3のみで刈るようにする。この部分であればキックバックを起こしても刈刃が体から離れる方に動くが、右側でキックバックを起こすと刈刃が自分の方に向かってくる。

※1背負式刈払機：刈払機は主幹後部にエンジンが固定されている「肩掛式」と、エンジンを背中に背負う本事例の「背負式」がある。背負式は刈刃部分をより自由に動かしやすいというメリットがあるが、その分キックバックを起こしやすい。
※2　キックバック：硬いものに高速回転する刈刃が当たり、刈払機全体が大きく跳ねること

【30】【15】

地面に置いた刈払機が振動で動き出した例

刈払機をエンジンを止めずに地面に置いたところ、振動により本体が移動し、脇で作業していた人の足に刈刃が当たった。対策としては、

(1)体から機械を離すときは絶対にエンジンを止める。これは刈払機だけでなく全ての農業機械に共通の大前提。乗用型機械も運転席から離れるときは、エンジンを止める。

(2)本例も飛散物防護カバーがあれば、刈刃が直に歩道に接することはなく、刈刃が歩道上を走ることはなかったはず。カバーを外すようなことはしない。また、安全靴を着用していれば切創には至らなかった可能性。

(3)トリガー式スロットル※の機械を用いるようにする。

(4)そもそも地面のゴミの除去は、刈払い作業を始める前に済ませておく。

※固定式スロットル：スロットルから手を離しても高回転が持続するもの
トリガー式スロットル：スロットルから手を離すと回転がアイドリングになるもの

【30】

トラックの荷台から転落した例

雨天時、荷台から滑り落ち、骨折・肺気胸という大ケガを負った。対策としては、

(1)高さ1メートル程度であってもこのように大ケガをすることがあるを、ます知っておく必要。労働安全関係者の間ではスライドにあるような「1メートルは一命取る」との格言がある。

(2)悪天候時には無理して作業しない。これは他の機械作業も全て同様。

(3)本事例では、まさかそのような大ケガをしているとは思わず作業を継続し、病院に行ったのは翌日。「正常化バイアス」が働いたといえる。

その他農作業事故の実例　HP検索方法

1.「農作業安全情報センター」→検索

農研機構の右ページを開き「農作業事故について知りたい」をクリック。多数事例あり。

ここをクリック

2.「農作業安全リスクカルテ」→検索

素材集：事故事例をカード状に記載

解説書の2. 典型的な事故事例：文章・図で事故事例を記述

3.「農作業安全指導マニュアル」→検索

p.78～p.105：事故事例を1事例2ページで写真を交えて記述

4.「こうして起こった農作業事故」→検索

または　https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/taimen.html

4年間に渡る調査で多数事例を収集・記述

24

農業者を対象とした研修実施にあたっては、実際の事例の話は受講者の興味を引きやすく効果的。事例集がいくつか公開されており、本スライドではそのインターネット検索の方法を記述している。

労働安全衛生管理の考え方

ステップ1

作業現場の危険源を取り除く　＝事故発生の根本原因をなくす

ステップ2

取り除けない危険源と人を隔てる　＝柵を設ける、目印を付ける等

ステップ3

安全な行動を遵守する　←こちらから最初に取り組むのではない

安全教育、手順書、注意喚起

↓

事故防止

家族経営では、仲間同士や地域との繋がりで取り組む必要

25

ここから先、31ページまで労働分野の労働安全衛生対策も参考とした安全衛生管理の基本的な考え方を記述

スライドのステップ順に対策を構築していく。特に家族経営では、家族内にとどまらず、周囲の農業者等とともに取り組んでいくようにすることが効果を上げる。

24

25

労働安全衛生管理の考え方（続き）ステップ1　危険源の排除

- 農機の見直し

  更新時に安全装置を装備しているもの、安全性が高いものを選ぶ

  例）中古でも安全キャブ・フレーム付きのトラクタを選ぶ

- 作業環境の改善

  作業環境に潜んでいる危険を洗い出して改善する

段差・凹凸	⇒	平らに
狭い・細い	⇒	広く
暗い	⇒	明るく
雑然・散乱	⇒	整理整頓

⇐ しかし・・・当たり前と思っているとなかなか気付けません

26

労働安全衛生管理の考え方（続き）ステップ2 危険源と人の隔離

- 農機に関して

  カバーを外したままにしない、壊れたら修理・交換する

  農機の点検整備はエンジンを切ってから行う

  安全装備の意味を理解し、適切な操作ができるようにする

× ユニバーサルジョイントカバー破損

- 作業環境に関して

  危険な場所に近づけないよう、柵を設ける

  修繕できない危険な箇所に緩衝材や目印を付ける

○ パイプの接合部にカバーをした例

○ 道路脇に柵を設置した例

27

前ページのステップ1の具体例説明

【農機の見直し】
写真は中古農機の展示状況。現状、新車には全て装備されているが、中古の場合は必ず安全フレーム付きを選ぶようにする。

【作業環境の改善】
スライドには全て当然と思われるようなことが記述されているが、人は慣れているとこのようなものだと思いがち。複数人で再点検をするのが効果的。

23ページのステップ2の具体例説明

【農機に関して】
文章でいくつか例を紹介し、写真では典型的な危険の例（文章のいちばん目の例）を掲載。

【作業環境に関して】
文章で2例を紹介し、写真ではそれぞれ対策済みのいい例を掲載。

26

27

労働安全衛生管理の考え方（続き）ステップ3 安全な作業の励行

以上の対策を立てた上で、安全な行動を励行しましょう

- 最初に洗い出した危険でステップ1と2で排除しきれなかったものに対して、どのようなルールが必要かを考える

例）

- 安全靴、ヘルメット、草刈り時のゴーグル等、身を守るための防具を使う
- 動いている機械には近づかない
- コインバインの手こぎなど機械等に巻き込まれる可能性がある作業を行う際は、手袋を着けない

・・・・等

28

23ページのステップ3の具体例説明

ステップ1・2で事前の対策を十分に講じた上、実際の作業時に防護具の装着や安全のための行動など直接的な対策を講じるようにする。

危険に気付ける自分になる「KYT」

KYTとは ＝ K:危険　Y:予知　T:トレーニング

- 各自が問診票に記入し、グループ内で発表し合う
- 自分が気付かなかったことを他のメンバーの意見で気付ける
- 作業前のミーティングで実施する
- 想定される危険とその対応策を頭に入れて作業に臨める ⇨ とっさのときでも適切な行動が取れるようになる

記入例（耕うん作業）

作業名	危険な作業は？	私たちはこうする
路上走行	右折時の後続車の追突	ミラーだけでなく、直接、後方を目視確認する
田からの退出	前輪浮き上がり転倒	ロータリを下げてゆっくり退出
回行・位置合わせ	田の隅からの転落	ギリギリ隅まで作業しない

29

取り組むべき「KYT」の説明

KYTという言葉は労働安全の分野では一般的。ただし自分ひとりで「予知」や「トレーニング」を実施しても効果が上がりにくい。

このため、家族経営であっても少なくとも家族同士、なるべく地域の仲間等と機会をとらえて実施するようにする。

トレーニングの結果は、かならず文字にして、関係者間で共有するようにする。

【30】【15】

28

29

基本中の基本「５Ｓ」

5Sとは・・・

整理：必要な物と不要な物を分別し、不要物を処分する

整頓：必要な物がすぐに取り出せるように置き場所や置き方を決め、わかりやすいように表示し、使ったら元に戻す

清掃：きれいに掃き清めながら、異常に気付く

清潔：きれいな状態を維持し、異常を発見しやすくする

躾：決められたことを決められたとおりに実行できるように習慣づける

「5Sは労働安全・収益向上の一丁目一番地」とまで言われるのはなぜか？

- 作業にゆとりが生まれ、作業が効率化
- **安全性**の向上、**生産性**の向上＝**収益の向上**

30

取り組むべき「5S」の説明

5Sとは内容はスライドのとおりであるが、労働安全の分野では一般的であり、「基本中の基本」「一丁目一番地」である。

きちんと片付けられ清潔になっていると、ゆとりが生まれ、それが大いに作業安全にもつながる。

【30】【15】

基本中の基本「５Ｓ」（続き）

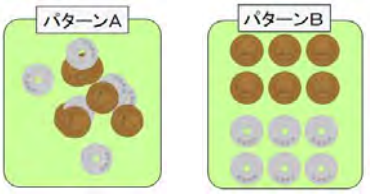

分かりやすさはこんなに違います
心のゆとりが安全にもつながります

整理された格納庫の例

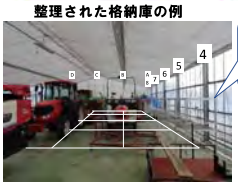

31

5Sの効果の説明

【パターンA】と【パターンB】はパワーポイントのアニメーションで表示したり消したりできる。
どちらも同じ数のコインが表示されるが、パターンAではじっくり見てもなかなか分からないのに対し、パターンBでは一瞬で360円と分かる。これぐらい整理整頓するとしないのとでは分かりやすさが違うというのを示した例。

下段の写真は、極めてよく整理されている実例。

【30】

30

31

農作業安全の考え方（まとめ）

1．まず、事故の実態を知り、「自分ごと」としてとらえる

2．できることを考え、実践する

・機械、環境、人に潜む危険に気付き、全員で共有

・現場を改善する、作業のルールを作る

KYT、農場ミーティング

5S

・ルールを理解し、実践してみる

・不具合のある点やその後に起こったヒヤリハットを元に改善し、再度やってみる

これを営農が続く限り繰り返す（GAPと同じ考え方）

重要なところ、手を付けやすいところから徐々に広げましょう

32

23ページから29ページまでのまとめ

このような取り組みを永続的に繰り返す旨も説明しており、これはGAPと同様の考え方である。

さらに加えて…ＢＣＰの検討

ＢＣＰとは ＝ Business Continuity Plan ＝ 事業継続計画

緊急事態（自然災害も含む）発生時の運営方針を決めておく

許容される範囲内に、重要な作業を復旧させるために・・・

- どの程度の遅延を許容するか
- どの作業を優先するか
- どうやって被害を軽減するか
- 誰が、どういった順序でどのような対応をするか

策定のメリット：経営のあり方を見直せる

- 万が一を不安に思ってマイナス思考でいるよりも、備えてプラス思考に
- 事故が起こらないことを前提とした綱渡り経営から、事故があっても乗り切れる盤石経営へ

33

取り組むべき「BCP」の説明

加えて最近の考え方として「BCP」を実施すべきことを紹介。これは事故が起こる前に、事故が起こったら自分の農業経営をどのように対応するか、ケースを分けてプランニングしておくこと。

農林水産省でも「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」というものを公開しており、BCP作成用のブランクシートも用意されている（農水省HPからダウンロード可）。

令和3年度、全国で約3700人の「農作業安全に関する指導者」を養成
令和4年度以降も継続中

死亡事故率がむしろ上昇との状況を受け、農林水産省主導により3年度、全国で約3700人の指導者を養成する事業を実施、全都道府県が参画

〔育成された指導者の所属内訳〕

都道府県、市町村	1,345
農業者団体（JA）	1,177
農業機械メーカー、販売店	572
農業機械士	136
労働安全衛生コンサルタント	121
指導農業士・農業経営士等	78
その他（GAP指導員等）	256

養成研修風景

最も効果的な安全活動は、農業機械を用いる農業者に直接、人が安全について語りかけることであるとの発想　その「語りかける人」を養成

活動のイメージ

研修用テキスト

34

令和3年度に行われた特別な取り組みの例

事故がなかなか減らない、就業者数あたりではむしろ増えているという危機的ともいえる状況を受け、農林水産省主導によりスライドにあるような指導者養成が行われた。令和4年度以降も自治体職員を対象とした養成が継続されており、「農業者に安全を語りかける人」として活用していく必要。

農業における労働安全衛生に関する規範・指針

1）農林水産業・食品産業の作業安全のための規範

- 令和2年度に農林水産省が新たに策定
- 全産業対象の「共通規範」と農業・林業・木材産業・漁業・食品産業の5業種毎の「個別規範」が存在
- 例えば農業の個別規範では「安全に配慮した服装や保護具等を着用する」「暑熱環境下では水分や塩分を摂取する」等基本的な事項を整理
- これらを実施しているかのチェックシートを用意
- さらに詳細な「解説書」を整理

35

農水省が定めている2つの基本的な決まりを紹介（いわば法律がないことの代わりのようなもの）

前述のように、農業には基本的な安全の法律がない。それに代わるものとして、農林水産省では本スライドの「作業安全のための規範」と、次ページの「農作業安全のための指針」を作成。

両者には重複する部分がないわけではないが、大別すると、「規範」の方が基本的な心構えを記述しているの対し、「指針」の方は個別機械ごとの安全対策など具体策を記述している。どちらも、必要に応じて参照してほしい。

※これら規範・指針は個別の農業者が直接熟読するものではないが（もちろん、熟読することは望ましいが）、農業者の安全指導にあたる人はこれらの存在を了知し、必要に応じて活用すべきもの。

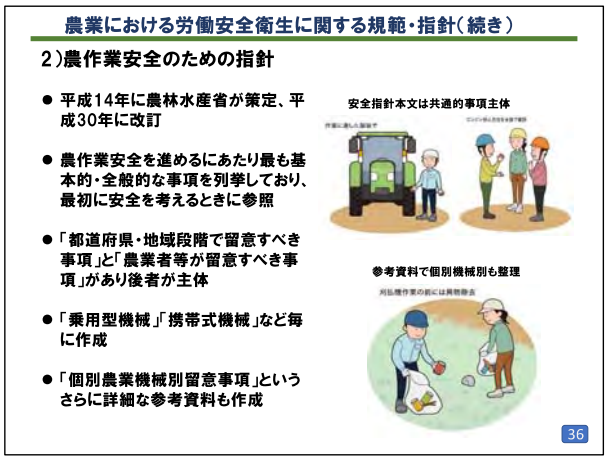

（前ページ参照）

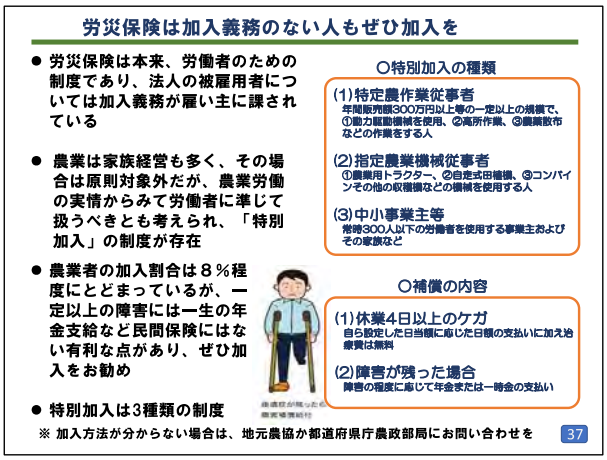

「労災保険」加入の勧め

それでも事故を起こしてしまった場合に備える保険も大切。JAの共済や損保会社の保険も有用だが、労災保険は労働者を対象としたいわば国営の制度であり、民間の保険には乏しい・あるいはない「休業補償」「一生の年金支払い」などの仕組みがある。

スライドにあるとおり農業者の加入率は低いが、このような有利な保険にぜひ加入することをお勧めする。地域で取り組んでほしい。

【30】

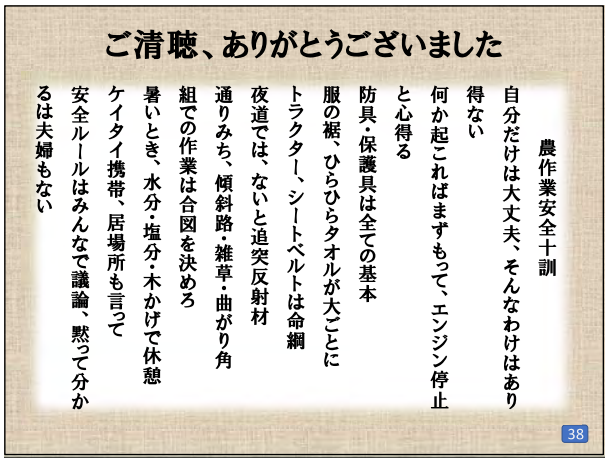

エピローグ的スライドであり、10項目の標語的なものを紹介

本十訓は、34ページの研修を実施しているときに、その一環で作ったもの。これまでのスライドで内容は触れてきたものが多いが、基本的な対策を網羅しており、参考にしてほしい。

【30】【15】

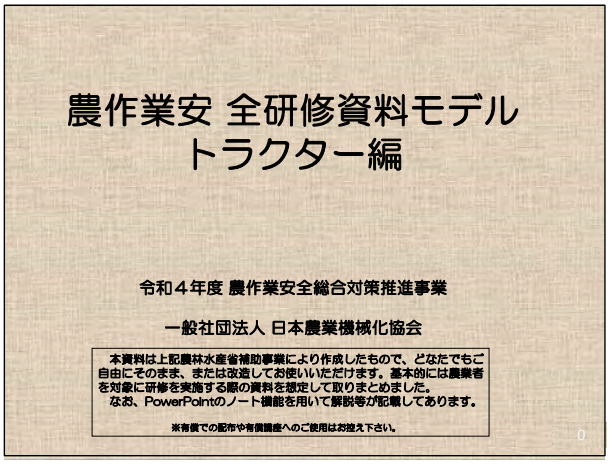

スライドの解説等：太字で表示

読み上げる想定の文章：細字で表示

※ ただしあくまで参考としての記述であり、これをそのまま読み上げるのではなく、自らの表現でお話し下さい。

本スライドは表紙を除き20枚で、研修に用いると30分程度と目されます。15分程度（12枚）の研修を行うときにどれをピックアップするかの目安を、【15】で、ご参考までに標記しました。

0

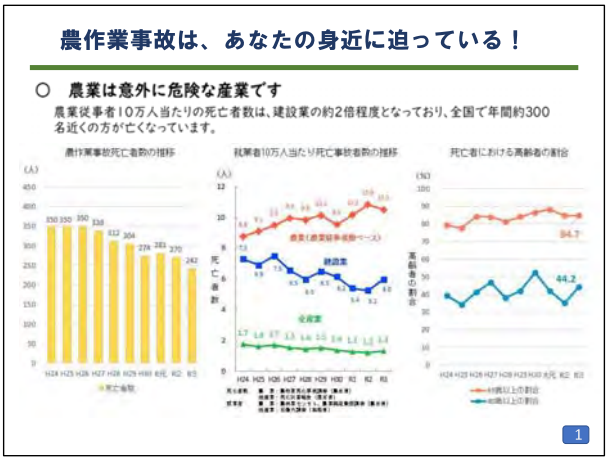

農水省事故調査データ（1）

【農作業事故死亡者数の推移】
350人程度で推移してきた死亡者数が近年減少しており、一見、好ましい傾向のように見えるが、

【就業者10万人当たり死亡事故者数の推移】
死亡者数が減っているのは農業者の数が減っているからといえ、単位人口あたり死亡率は全産業中トップクラス。約15年前には建設業の方が高かったが、現在では農業が約2倍。全産業平均と比べると10倍にも達している。

【死亡者における高齢者の割合】
農業全体が高齢化しているが、事故死亡者はそれ以上に高齢化しており、80歳以上が4～5割を占めている。難しいことではあるが、特に高齢者対策を進める必要。

【15】

1

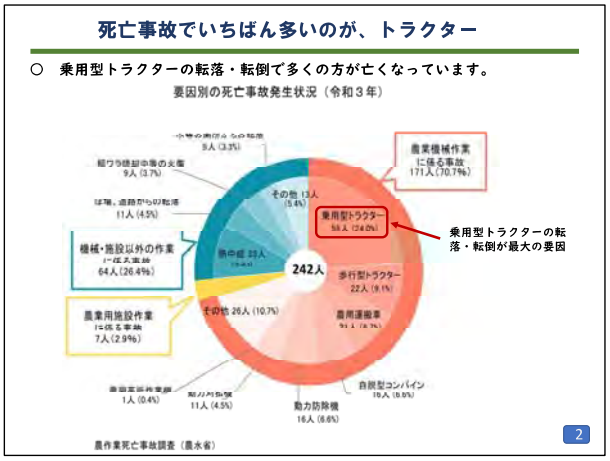

農水省事故調査データ（2）

死亡事故の約3／4が農業機械によるもの。機種別では農業型トラクターがいちばん多く、次いで歩行型トラクター、農用運搬車。その他の機種も含め「転落・転倒」による投げ出され・下敷きなどが多い（**後のスライドで事故事例を用いて説明**）。

機械以外の事故も1／4ぐらいあり、熱中症と転落が多い。

なお、これまで長年、乗用型トラクターが全体の30%程度を占めていたのが、この令和3年データでは 24%と減少した。これがたまたまのことであるのか、傾向として続くのかは今後見きわめる必要。

【15】

2

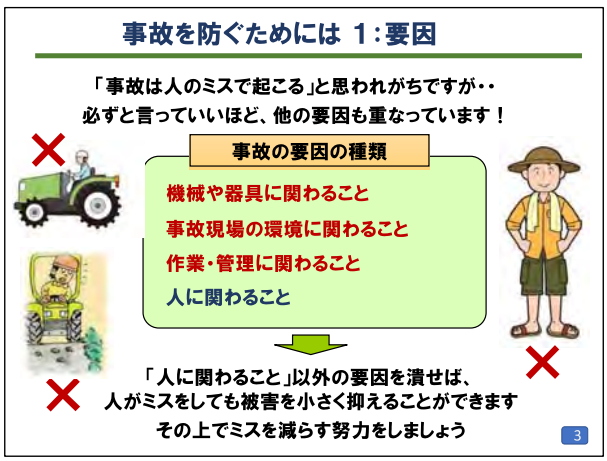

事故は人のミス以外にも3つの要因あり

事故の主要因を4つに大別すると、赤字で示した3つまでは「ついうっかり」してしまうことではなく、事前に対策ができる要因である。

【機械や器具に関わること】
左上のフレームの装備されていないトラクターを用いている図のようなこと（悪い例）
このほか、例えばタイヤの空気圧が低いまま用いている、ユニバーサルジョイントのカバーが欠落しているなど農業機械自体の安全性に問題があるかどうかとの観点

【事故現場の環境に関わること】
左下の農道が狭く崖ギリギリを走行しなければならない図のようなこと（悪い例）
このほか、例えば農道が雑草繁茂により見通しが悪い、ほ場への進入路が急傾斜や段差があるなど機械作業をする周囲の状態に関する観点

【作業・管理に関わること】
右側の不安全な服装をしている図のようなこと（悪い例）
このほか、例えば作業計画が詰め込み過ぎで無理がある、行き場所を誰にも告げずに一人で機械作業をするなど作業そのものの実施方法に関する観点

【15】

3

事故を防ぐためには 2:事故事例

死亡例 乗用型トラクターでは、このような事故が発生しています(1)
※以下、この事例につき前ページの4つの要因に関し分析します

【事故の概要】農道から脱輪して田植え直後の水田へ転落
転倒し、トラクタの下敷きになった、60歳代男性 ⇒溺死

転倒したトラクタ

4

実際の事故事例を、前ページの4つの要因に基づき分析(本スライドから計3ページにわたる)

ひとりでトラクターを運行していて水田に転落し、本体の下敷きで動けなくなって田が湛水状態であったことから溺死した例。

一見するとどこにでもあるような農道で、危険な箇所には見えない。道幅は結構広い上、他車とのすれ違いがあった訳でもない。なぜ転落したかは本人が亡くなっているので不明。

ただし、右の写真で分かるように大きな問題があり、安全フレームを倒したまま運行していた。フレームをきちんと立て、シートベルトをしていれば、まず溺死をすることはなかったと推定される。

【15】

4

事故を防ぐためには 3:事故事例の要因

機械や器具に関わること
×安全フレームが付いていたが、倒したままだった (発生前)

事故現場の環境に関わること
×傾斜30°、高低差約1mの法面があり、ガードレールがなかった
○路肩が見えやすく、当該トラクタには十分な道幅だった
○交通量は少なく、見通しも良い農道だった (いずれも発生前)

作業・管理に関わること
×安全フレームの意味が理解されていなかった (発生前)

人に関わること
×何らかの原因で農道から脱輪してしまった(よそ見?)(発生時)

5

この事例を3ページの4つの要因に基づき分析
×が悪かった点、○は良かった点

赤字の(発生前)と青字の(発生時)に分けて表記しているが、これから分かるとおり、(発生前)の×に関しては「ついうっかり」起こしてしまったことではなく、事前の対策を講ずることができるものである。

【15】

5

事故を防ぐためには 4:要因から導き出された対策

機械や器具に関わること
・安全フレームを立てて、シートベルトを締めていれば助かったはず

事故現場の環境に関わること
・一見、何の危険もないように見慣れた風景でも、トラクタが転倒するには十分な危険が潜んでいることに気づく(気づいてもらう)
・路肩に等間隔に竿などを立てる

作業・管理に関わること
・安全キャブ・フレーム、シートベルトの重要性を周囲から積極的に呼びかける

人に関わること
・低速でも死亡事故は起きる、よそ見や「ながら運転」は厳禁

6

前2ページから導き出される、それぞれの対策

【機械や器具に関わること】
安全フレームを倒したままにしていたのが、最大の問題。これを立てるのに、決して大した手間はかからない。

【事故現場の環境に関わること】
研修受講などにより斜面の危険性や事故事例に関する知識をもってもらう。また現場の状況からしてガードレールまでは現実的ではないが、スライドに記述されているようにポールを立てるなどしていれば防げた可能性。

【作業・管理に関わること】
フレームを倒したまま運行することは、重大な危険行為であるということを本人はよく知らなかった可能性がある。正しい知識を伝える機会・仕組みを構築していくべき。

【人に関わること】
亡くなってしまっているので道路逸脱の理由は分からないが、つい気が緩んだ可能性。ただし前述のように、「だから気をつければ良かったのだ」では対策にならず、人は気が緩むこともあることを前提に対策をとっておく。

【15】

6

転落転倒事故から身を守るために

転落転倒事故に備えるためには、安全キャブ・フレームが必須です

- 安全キャブ・フレームは転落・転倒時の衝撃を吸収するとともに、安全な空間を確保してくれます。
  - 倒した安全フレームは必ず立ててから乗りましょう
- 安全な空間に留まるためにはシートベルトの着用が必須です
- 万一に備えてヘルメットをかぶりましょう

身を守る最後の砦

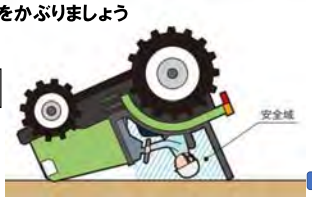

7

トラクター重大事故対策の基本
(フレーム・シートベルト・ヘルメットの3つ)

農作業死亡事故の最大の原因がトラクターの転落・転倒であり、また前ページまでの事例から分かるとおり、転倒時の安全対策としてまずキャブ・フレームが必須。
(トラクターは寿命が長いので、安全フレームがなかった時代の古いものがまだ使用されている。中古でもいいので買い換えて欲しい。)

ただしフレームがあってもシートベルトをしていなければ体が運転席から飛び出し、本体の下敷きになったり、どこかに頭をぶつけたりしてしまう。フレームとシートベルトはセットで用いる。

さらに、頭のケガは特に重大事故につながるので、ヘルメットも装着する。

【15】

7

乗用型トラクターの事故事例（2）　死亡例

日没から30分後の18:50頃、見通しの良い片側2車線の国道の左車線を走行中、84歳男性の運転する乗用車が追突、投げ出され、全身を強く打ち死亡（70歳、男性）

現場は交通量が多く、常時70km/h前後の速度で走行している

原因は後続車の不注意だけ？

8

実際の事故事例2

日没後、広い道路で自動車に追突されるという典型的な事故事例。

シートベルトをしていれば、全身を強く打つこともなく死亡に至らなかった可能性が強い。

次ページ以降で事例(1)と同様の4つの要因に分けて分析していく。

【15】

事故事例（2）の要因

機械や器具に関わること

・免許が小型特殊自動車区分のトラクタであり、テールランプがなく、小さな反射板のみだった
・低速車マークやその他の反射板はなかった
・乗用車との速度差が50km/h前後あったと推測された

事故現場の環境に関わること

・見通しが良く、幅の広い国道だったため、交通量が多く、走行速度が速かった（緩い下り坂カーブのあとの直線で速度が出やすい）
・街路灯がなく、薄暮の時間帯では視界が悪かった
・一般車に対して、農耕車への注意喚起がなされていなかった

9

実際の事故事例2の要因

【機械の要因】
小型特殊免許で運転できる最高速度15km/h以下のトラクターは、法令上は小さな反射板が付いていればよく、テールランプが義務づけられていない（実際の製品では付いているものと付いていないものがある。）。このような広い道路上では速度差が大きく、自動車はあっという間に近づく。よく目立つ低速車マーク（三角反射板：農機具店等で市販）を装備し、出来ればテールライトの装備（自転車用などでもいい）もするべき。
（新車については農研機構の検査で低速車マークは義務化。シートベルトリマインダー（表示ランプ・ブザー）は令和7年度義務化予定。）

【環境の要因】
農耕車の多い地域で、特にスピードの出やすい道路等については街路灯や注意看板などにつき行政に働きかけを行う。

【15】

事故事例（2）の要因（続き）

作業・管理に関わること

・薄暮・夜間に後続車からトラクタが見えにくいことに本人が気付いておらず、周囲からの注意喚起もなかった
・シートベルト・ヘルメット、低速車マークの装着といった安全対策についての周囲からの働きかけが不足していた

人に関わること

・被災者はシートベルトを着用していなかった
・加害者も高齢者であり、前方不注意であるが、老眼で暗いトラクターを遠くから視認できなかった

10

実際の事故事例2の要因

【作業・管理の要因】
このような広い国道を薄暮時・夜間に通行するのは特に危険なので、作業を早めに切り上げるか、遠回りでもより安全な道を選択する。
夜間・シートベルト・ヘルメット・低速車マーク等について本人にどれぐらいの知識・意識があったか、周囲の人はどうであったか。このような安全知識や情報を農業者にきちんと伝達できるような仕組み・環境を構築する必要がある。

【人の要因】
前述の通りシートベルトをしていれば全身を強く打つこともなく、死亡に至らなかった可能性がある。
農業機械側の問題ではないが、加害者側の高齢者運転との要素もある。

【15】

事故事例（2）に関し望まれる対策

●シートベルト等の知識を得る機会を充実

●後続車からの視認性の向上が必要

●できるだけ交通量の多い道を避けるのが望ましい

●街路灯の設置が望ましい

●農耕車への注意喚起、速度を抑制する電光板などの設置が望ましい

加害者の過失だけを責めていても
事故はなくならない

11

事例2の対策

この事例についての対策のまとめ。「加害者が不注意だった」で終わらせず、対策を講じていく。

トラクター：シートベルトで死亡率1/8！

- 最近、警察データから道路上の農業機械事故を取り出し集計
- そのなかにシートベルト着用・非着用のデータあり
- それで分かったことは、シートベルト着用により死亡率は1/8に

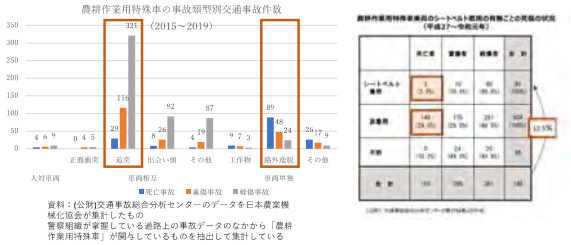

資料：(公財)交通事故総合分析センターのデータを日本農業機械化協会が集計したもの
警察組織が掌握している道路上の事故データのなかから「農耕作業用特殊車」が関与しているものを抽出して集計している

12

データに基づくシートベルトの有効性

本データは、警察組織がもっている道路上の事故データ5年分を分析したもの。農業機械の関係した事故を抽出・集計した。

左のグラフから分かるとおり件数は「追突」が群を抜いて多い。農業機械はほぼ100%追突される側と考えられる。ただし軽傷で済んでいるものが多く、死亡が多いのは「路外逸脱」。前ページまでの事例(2)のように道路の外に出て、機械本体が転落・転倒したり運手者が水路に落ちたりすると、死亡につながることが見て取れる。

右側の表はこれら事故につき、シートベルト装着の有無のデータである。そもそも装着率は高くはないが、死亡率は装着者3.2%、非装着者24.2%と実に8倍もの開きがある。シートベルト装着により命が助かる可能性が8倍アップする。

【15】

12

乗用型トラクターの事故事例（3）

トラクタ（100PS）から前向きで降りようとしたところ、ステップで足を滑らせ、右手で握っていた手すりにぶら下がる格好になり、右上腕骨螺旋骨折、入院2週間（39歳、男性、体重105kg）

意外に重傷事故が多い

13

実際の事故事例3

このような何気ないと思われる状況でも骨折・大ケガにつながるという例。

13

事故事例（3）の要因

機械や器具に関わること

・フロアの地上高が1m以上と高かった
・ステップの滑り止めが摩耗して滑りやすかった

作業・管理に関わること

・乗用トラクタの正しい操作方法に関する知識を得る機会がなく、周囲からの周知も不足していた

人に関わること

・前向きで降車してしまった、正しい降り方を知らなかった
・滑ったときに全体重が右腕にかかった

14

実際の事故事例3の要因

前2例と同様、要因に分けての分析。ただし本件には「環境の要因」はなく、その他3つを記載。

【機械の要因】
大型トラクターなので当然フロアが高く、小型以上に危険が潜んでいる。（労働安全対策の世界に「1メートルは一命取る」との言葉あり。）また、ステップも長年使用していると摩耗する。

【作業・管理の要因】
知識や意識がきちんと伝達される機会がなかったのではないか。農業現場にそのような場面・機運を充実させる必要がある。（一般の雇用労働者の場合は安全に関する法令があり、研修機会等が充実している。）

【人の要因】
後ろ向きに降りればこのようなことはなかったが、そのことについての知識や意識が特になかったものと思われる。

14

トラクタから「正しく」降りていますか？

「はしご降り」が正解

トラクタのステップは階段ではなく、「はしご」

15

改めて降り方を説明

前の事例では腕の骨折であったが、地面に転落することによるケガも多い。はしごを前向きに降りる人はいない。写真のように心得てほしい。

15

大型特殊自動車と小型特殊自動車（車両法と道交法）

- 道路運送車両法、道路交通法どちらも用いる「大型特殊自動車車」「小型特殊自動車」は、それぞれの法で定義が異なるので注意
- 道路交通法上、普通免許で運転できる「小型特殊」は、長さ・幅・高さの制限があり最高速度が15km/h以下
- 一方、道路運送車両法上は最高速度が35km/h未満であれば、どんなに大きくても「小型特殊」※ただし道路走行できる全車両共通の大きさ制限はあり
- トラクター本体が小型特殊免許で運転できても、装着作業機が幅1.7mを超えていれば大型特殊免許が必要

表 2-4-1　農業機械の法令による区分（平成９年１月以降）

道路交通法	長さ/幅/高さ	4.7/1.7/2.0m以下※1	制限なし
	最高速度	15km/h以下	制限なし
	エンジン排気量	制限なし※2	
	（運転免許）	小型特殊自動車免許※3（普通免許で可）	大型特殊自動車免許※3
道路運送車両法	（車両の種類）	小型特殊自動車	大型特殊自動車
	長さ/幅/高さ	制限なし	
	最高速度	35km/h未満	35km/h以上
	エンジン排気量	制限なし	
	車検	不要	必要
	自賠責保険	不要	必要
	地方税	軽自動車税	固定資産税

※1 高さはキャビン・フレーム部分のみは2.8m以下
※2 道交法の排気量制限は平成16年7月に廃止された
※3 「小特免許」「大特免許」と略して呼ばれることがある
※4 この２本の縦線の間が、道交法上「大型特殊」だが車両法上「小型特殊」となる部分

200馬力、最高速度34km/hのトラクター

16

道路走行に関し、２つの主要な法令（用語が分かりにくい実態あり）

トラクターの道路走行に関係する主要な法律がこの2つの法律。
「大型特殊」と「小型特殊」と同じ名称が2つの法律で使われているが、その範囲が異なるので注意が必要。どちらの法律に関する「〇〇特殊」なのか意識しながら用語を使わないと混乱する。（過去には統一されていたが、2つの法律で別々の改正を行ううちにずれてしまった。）

詳しくはスライドの左下の表に整理されているが、おおざっぱに分かりやすく分けると、

（1）道路交通法（免許制度など）では、最高速度15km/h以下が小型特殊で、小型特殊免許または普通免許で運転可能。これを超えると大型特殊免許が必要。

（2）道路運送車両法（車検制度など）では、最高速度35km/h未満が小型特殊自動車で、ほとんど全ての農業機械が小型特殊となる。本国ではもっとスピードの出る外国製大型トラクターも、日本に輸入されるときには35km/h未満に改造されることが多い。

右下の図は、このような大型のトラクターでも道路運送車両法上の「小型特殊」になることを示す。ただし大型特殊免許は必要。

トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行

（1）作業機を直接装着する場合

【灯火類】トラクターの灯火から作業機が40cm以上はみ出す場合は反射器と制限標識を設置、灯火が作業機に隠れる場合は灯火を新設

【安定性】左右の最大安定傾斜角度が30度または35度以下の場合、15km/h以下の走行とし、その旨表示をする

【全　幅】作業機の幅が2.5mを超える場合、①行政に道路の通行許可を受ける ②作業機の両外側に赤白ゼブラの板を設置 ③全幅の数字を表示し制限標識を設置 ④原則として作業機の両外側前後に灯火を設置

図2-4-3　本体の灯火から作業機外側が40cm以上はみ出す場合

図2-4-5　幅が2.5mを超える場合はゼブラマークと制限標識・全幅の表示

17

作業機を装着しての道路走行

トラクター本体は前ページの法律による制限や基準に従って製造・輸入されているが、トラクターにはさまざまな作業機が装着されるので、その装着した状態で道路を走っていいのかどうかは、実はグレーゾーンであった。これを明確化することが令和2年に行われた。スライド本文にあるような対策をすれば、公道を正規に走行できるようになった。

細かい決まりがたくさんあって分かりにくいが、実際には農機販売店などに問い合わせるとよい。
（例えば【安定性】のところに傾斜角が〇〇度とあるが、「自分のトラクターにこの作業機を付けた場合、安定傾斜角が〇〇度になる」などということがユーザーに分かる訳はない。実際には「日本農業機械工業会」のHPに、15km/hを超えて走行できるトラクターと作業機の組合わせが公開されており、このリストにあるもの以外は15km/h 以下の走行とする。）

【日本農業機械工業会の公道走行に関するURL】
http://www.jfmma.or.jp/koudo.html
「日農工 公道走行」→検索 で表示される

トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行（続き）

（2）トレーラー・作業機をけん引する場合

【灯火類】トレーラーには原則として各灯火器類を装備（例外あり）。

【安定性】作業機直接装着の場合と同様の措置

【ブレーキ】トレーラーには原則としてブレーキを装備。ただし「安定性」と同様の措置をすればなしでも可。

【全長・全幅】トレーラーの幅が2.5mを超える・トラクターを合わせた長さが12mを超える場合、作業機幅が2.5mを超える場合と同様の措置

【運転免許】積載物込み750kg超となる場合、原則としてけん引免許必要。

図2-4-6　トレーラーには灯火類の装備が必要

図2-4-7　後部第一反射板、ブレーキ系装置トレーラーに必要な表示

18

トレーラーをけん引しての道路走行

前ページとおなじときに、これもグレーゾーンであったトラクターがトレーラーなどをけん引して道路走行をする場合の取り扱いが明確化された。前ページと同様、実際には販売店等に問い合わせるとよい。

その他農作業事故の実例　HP検索方法

1.「農作業安全情報センター」→検索

農研機構の右ページを開き「農作業事故について知りたい」をクリック。多数事例あり。

2.「農作業安全リスクカルテ」→検索
素材集：事故事例をカード状に記載

解説書の2. 典型的な事故事例：文章・図で事故事例を記述

3.「農作業安全指導マニュアル」→検索
p.78～p.105：事故事例を1事例2ページで写真を交えて記述

4.「こうして起こった農作業事故」→検索
または　https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/taimen.html
4年間に渡る調査で多数事例を収集・記述

19

農業者を対象とした研修実施にあたっては、実際の事例の話は受講者の興味を引きやすく効果的。事例集がいくつか公開されており、本スライドではそのインターネット検索の方法を記述している。

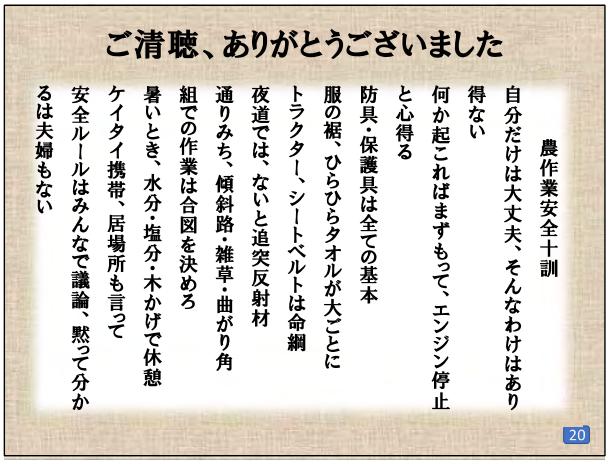

エピローグ的スライドであり、10項目の標語的なものを紹介

本十訓は最近、全国的な農作業安全指導者養成の研修が行われたときに作成されたもの。トラクターだけを対象としたものではないが、ほとんどの項目はトラクターに当てはまるものとなっており、参考にしてほしい。

【15】

20

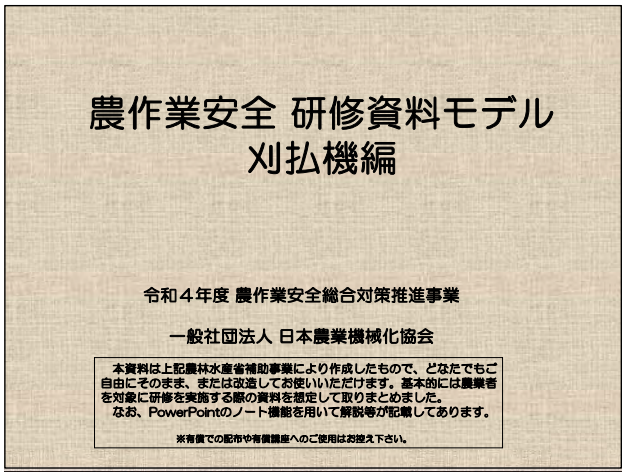

スライドの解説等：太字で表示

読み上げる想定の文章：細字で表示

※ ただしあくまで参考としての記述であり、これをそのまま読み上げるのではなく、自らの表現でお話し下さい。

本スライドは表紙を除き28枚で、研修に用いると40分程度と目されます。30分程度（20枚）、15分程度（11枚）の研修を行うときにどれをピックアップするかの目安を、【30】【15】で、ご参考までに標記しました。

0

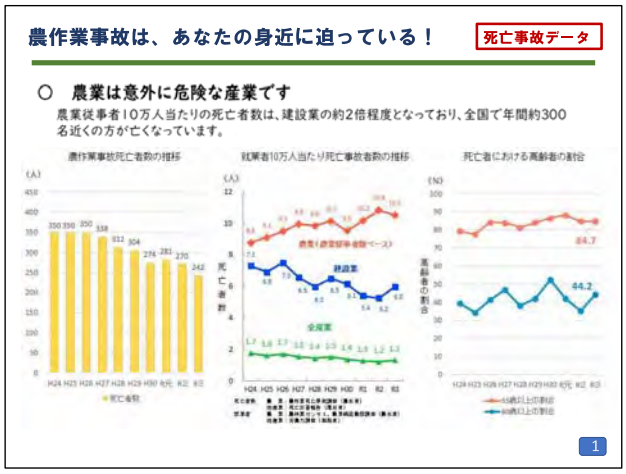

農水省事故調査データ（1）

【農作業事故死亡者数の推移】
350人程度で推移してきた死亡者数が近年減少しており、一見、好ましい傾向のように見えるが、

【就業者10万人当たり死亡事故者数の推移】
死亡者数が減っているのは農業者の数が減っているからといえ、単位人口あたり死亡率は全産業中トップクラス。約15年前には建設業の方が高かったが、現在では農業が約2倍。全産業平均と比べると10倍にも達している。

【死亡者における高齢者の割合】
農業全体が高齢化しているが、事故死亡者はそれ以上に高齢化しており、80歳以上が4～5割を占めている。難しいことではあるが、特に高齢者対策を進める必要。

※右上に「死亡事故データ」と表記しているのは、3ページ以降は傷害も含む異なるデータを用いるため

【30】

1

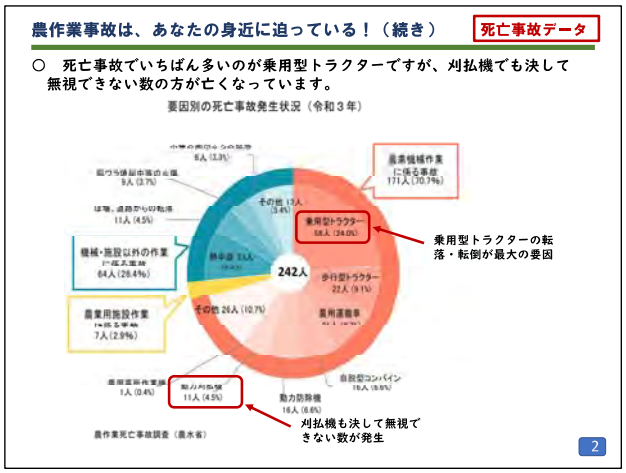

農水省事故調査データ（2）

死亡事故の約3／4が農業機械によるもの。機種別では乗用型トラクターがいちばん多く、次いで歩行型トラクター、農用運搬車。

ただし刈払機による死亡事故も１１人と決して無視できない数発生している。

なお、本調査ではデータがないので詳細は分からないが、刈払機の死亡事故は作業者本人でなく他人を死亡させてしまうことがままあり、大変悲劇的。

【30】【15】

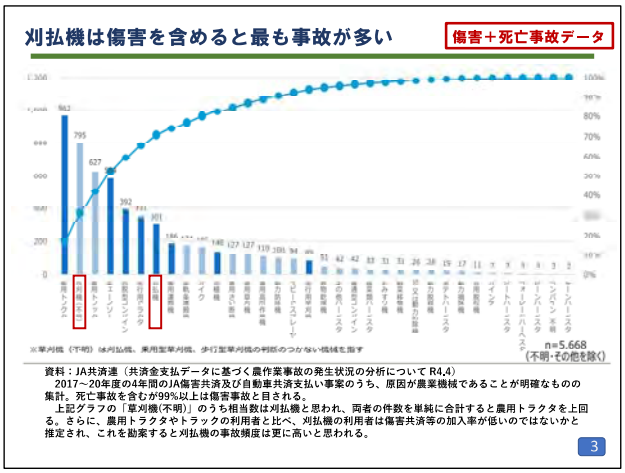

ケガを含む刈払機の事故データ

前ページスライドのとおり決して無視できない数の死亡事故も発生しているが、それ以上に多いのが傷害事故で、ケガの原因機種としては刈払機が一番多いと思われる。

死亡事故と異なり、傷害事故は全国統計がないので正確なことは不明であるが、JA共済連から共済支払いのあった事故件数が公表されている。過去4年の累計を示したスライドのグラフでは「乗用トラクタ」が最多となっているが、赤枠で囲った「草刈機（不明）」のうちかなりの数が刈払機と推定され、これと「刈払機」を合計すると「乗用トラクタ」を超える。

【30】【15】

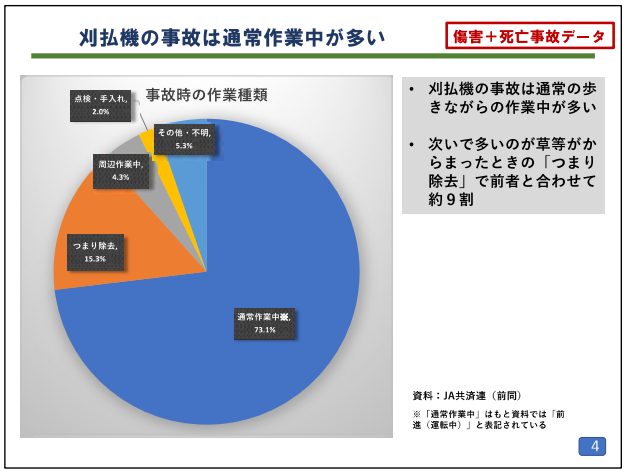

どのような作業時が多いか

前ページと同じJA共済連資料によると、約3／4が「通常作業中」に発生しており、普通の草刈り時のキックバックや飛散物による事故が多いことが見て取れる。

ついで多いのが「つまり除去」で、刈刃にからまった草を取り除くときであるが、この場合の事故の多数はエンジン停止をしなかったことによると推定される。

両者合わせると約9割と、刈払機の事故原因はほぼこの2つに集約される。

【30】【15】

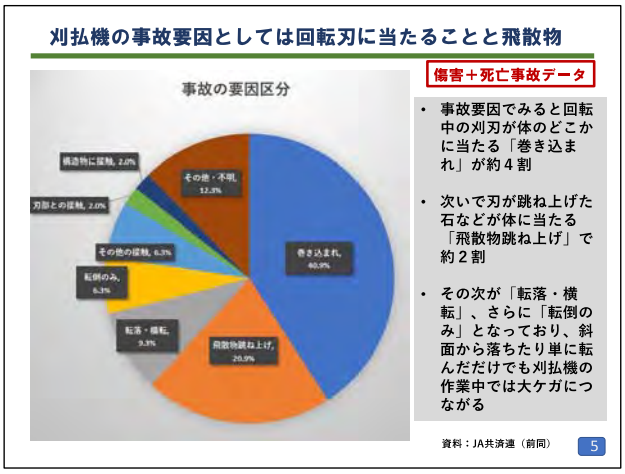

どのような現象が多いか

事故の要因として、どのような現象からケガ・死亡に至ったかが公開されているが、スライドの右の表記のとおり。

「巻き込まれ」は回転中の刃に接触したもので、キックバック等による作業者本人と、近づきすぎた等による他者との接触のいずれも含まれていると思われる。また、「飛散物跳ね上げ」も本人・他者の2とおりあると思われるが、これらの割合は公開されていない。

なお「転落・転倒」と「転倒のみ」を合わせると約１５%と結構な割合を示している。斜面での作業も多い刈払機の特質といえる。

【30】

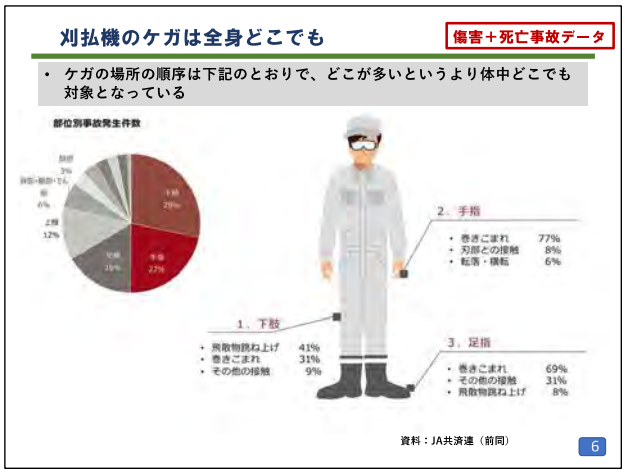

体のどの部分のケガが多いか

体のどの部分がケガをしているかは本文のとおりであるが、部位別の要因をみると、「手指」「足指」は「巻き込まれ」が多数を占めているのに対し、「下肢」では「飛散物跳ね上げ」が最大となっている。

「手指」はからまり除去時、「足指」はキックバックが多いのではないかと推定される。また飛散物はどこに飛んでくるか分からず、「下肢」の要因割合はデータのない「上肢」等でも同様でないかと推定される。

実際の事故事例１

ここから典型的な事故事例を示しながら、その防止策を説明する。

本事例は回転刃が土盛りに当たったことによるキックバック※の事例である。

※　キックバック：硬いものに高速回転する刈刃が当たり、刈払機全体が大きく跳ねること

【30】【15】

実際の事故事例１　要因

本事例は、キックバックにより回転刃が自分の靴を突き破り、足指粉砕骨折の大ケガを負ったもの。

本スライド中（発生前）と記載されている項目は、いずれも「ついうっかり」起こしてしまったことではなく、事前に対策をしていれば事故を防げたと考えられる項目である。次のように対策をする。

【機械や器具】

・防護カバーを外していた：飛散物防護カバーはキックバック防止・人体の保護が目的ではないが、それでも付いていれば被害が軽減された可能性がある。

・背負式※だった：盛り土が多いなどキックバックを起こしやすいところでは、相対的に起こしにくい肩掛式を用いる。

【事故現場の環境】

・土盛りに目印がなかった：キックバックの原因となるようなものは、出来れば除去するか、それが難しければポール等で目印をする。

・風が強く、寒い日だった：防寒具を整えることはもとより、環境により作業を中止する勇気も必要。事故経験者は「○○だったあのときはやめておけばよかった」と語ることが多い。

【作業・管理】

・安全装備の不徹底：鉄板等の入った安全靴であれば、突き破られなかった可能性が高い。
これに加え、キックバックを起こしやすいような箇所ではナイロンコード刃を用いることも必要。

・周囲からの周知の不足：刈刃の上側１／３のみを用いるという正しい使い方をしていれば、キックバックで刃が自分に飛んでくることはない（9ページ参照）。刈払機使用者全てにそのような知識を得る機会を設定する必要。

【人】

・正しい作業方法を知らなかった：上記【作業・管理】2項目目のようなことの知識を得る。

・安全靴を履いていなかった：上記【作業・管理】1項目目のようなことの知識を得る。

・寒さで頭がぼうっとしており、判断力が鈍っていた：そのような自分の状況を認識できるよう心がけるとともに、上記【事故現場の環境】2項目目のような対応を取る。

※背負式：刈払機は主幹後部にエンジンが固定されている「肩掛式」と、エンジンを背中に背負う本事例の「背負式」がある。背負式は刈刃部分をより自由に動かしやすいというメリットがあるが、その分キックバックを起こしやすい。

【30】【15】

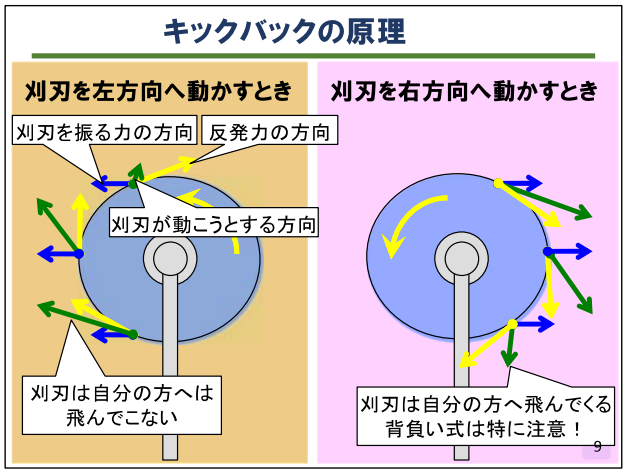

事例１の原理

図は左が刃の左側で刈る正しい使い方のもの、右が刃の右側で刈る間違った使い方のものである。

緑色の矢印が回転刃が硬いものに当たったときの、刈刃の動く方向を示している。左図では矢印が自分の体から離れる方に向かっているが、右図では自分の体に近づいてくることが分かる。このため、左側だけで刈る必要がある。

また左図であっても下側では緑の矢印が長く、自分に当たらなくても大きく振られて場合によっては他者を傷つける恐れがあることを示している。刈払機はベルトで体から吊っており、前後方向には動きが制限されるが、左右には自由に動くからである。このため、刃の左側の上側１／３のみで刈る必要がある。

キックバック対策にはナイロンコードも有効

硬いものに当たるとキックバックする

このため木立・切り株やフェンス際など障害物の多いところではナイロンコードを用いるようにする

チップソーと比べると切れ味は落ちるがキックバックがない

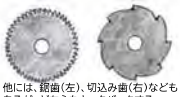

他には、鋸歯(左)、切込み歯(右)などもあるが、どちらもキックバックする

10

事例1の対策

本文にあるように、障害物の多いところでは面倒がらずに刈刃を替え（あるいは複数の刈払機を使い分け）、ナイロンコードを用いるようにする。ただし跳ね石等はチップソーよりむしろ多いことを知っておく必要がある。

【30】【15】

【事例2】飛散物による事故事例

短時間と思い、ゴーグルをせずに道端の草を刈っていたとき刈刃のチップが右眼に飛び込み、3週間入院。57歳女性

飛散物防護カバーがない！

11

実際の事故事例2

本事例は飛散物が目に入ったという、これも典型的な事例である。

チップソー刈刃のチップが回転中に欠け、それが目を直撃した。

※ スライド中には大きな問題である飛散物防護カバー欠落を表記している

【30】

飛散物による事故事例（要因）

目に飛び込んだチップ片

機械や器具に関わること

・飛散物防護カバーを外していた（草が詰まるから）

・安価な刈刃（2枚で1000円）だった

・既にチップが欠けていた
（いずれも発生前）

事故現場の環境に関わること

・石が多い道ばたでの作業だった
（発生前）

人に関わること

・短時間と思い、ゴーグルを未装着
（いつもは装着）　（発生時）

作業・管理に関わること

・安全装備の装着不徹底

・周囲からの周知不足
→正しい作業方法の知識がなかった
（いずれも発生前）

12

実際の事故事例2の要因

本スライド中（発生前）とあるのは8ページと同様、事前の対策が出来たと考えられる項目。次のように対策をする。

【機械や器具】
・飛散物防護カバーを外していた：このように飛散物が飛んでくるのを防ぐための部品である。絶対に外さないでほしい。
・安価な刈刃だった：安価な外国製刈刃はチップが欠けやすい。若干高価であってもJISマーク付を用いる。
・既にチップが欠けていた：チップが欠け始めるのは寿命のサインであり、交換する。
【事故現場の環境】
・石が多い道ばただった：大きな石は予め片付けておく。
【作業・管理】
・安全装備の装着不徹底：刈払機を用いるときは、絶対にゴーグル等を使用する。
・周知不足：本人は上記の重要性をきちんと認識するような機会がなかった可能性。全ての刈払機利用者が講習会等に参加し、正しい知識を習得する環境をつくる必要がある。
【人】
・ゴーグル未装着：短時間ならまあいいかという、いわば油断が往々にして事故につながる。

【30】

飛散物が飛んでくる方向

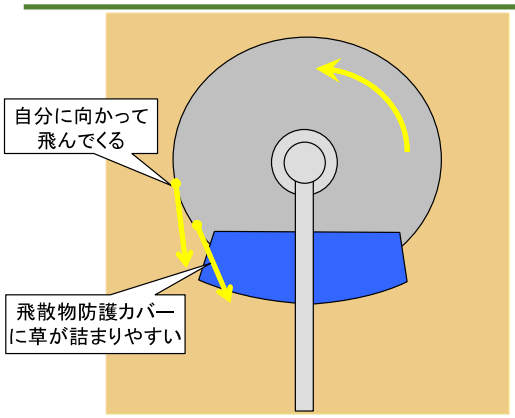

13

事例2の原理

刃の左側を用いることを9ページで説明したが、飛散物の点からも刃の中部及び下側は用いないようにする。

スライドの黄色矢印で示したように、左側中部が小石等に当たるとそれが自分に向かって飛んでくる。また、下側を用いると刈られた草が防護カバーに詰まりやすい。

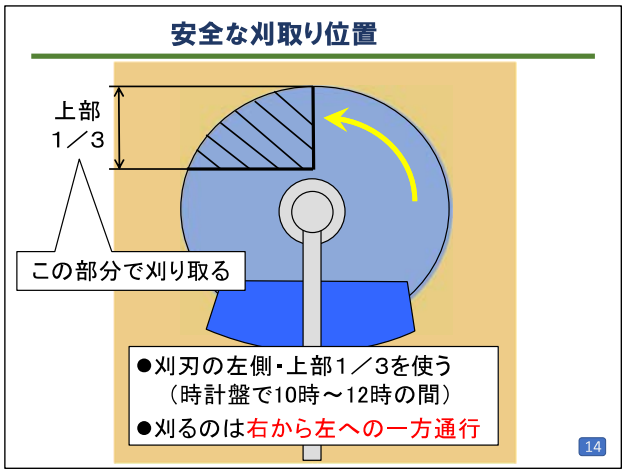

事例2の対策

9ページのキックバック対策、前ページの飛散物対策等を考え合わせて、刈刃の図の位置のみを用いて刈るようにする。左側のみを用いるということで、棹を右側に振るときは草を刈らない。

【30】【15】

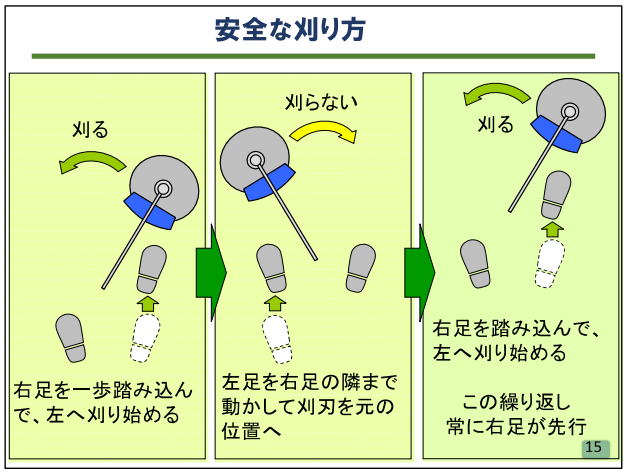

事例2の対策（続き）

足の動きを含めた正しい刈り方の図示。左側のみを刈るため、右足は踏み込むように動かすが、左足は右足の位置までしか動かさない。

【30】

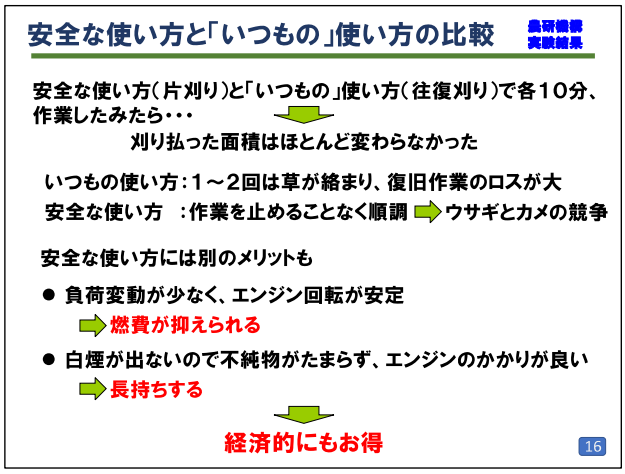

事例2に関連し、片刈りの優位性

農研機構（農業の国立研究機関）で実験してみた結果。

左右に動かす往復とも刈った方が2倍能率が上がるような気がするが、実際には本文のとおりであり、ほとんど変わらない。

加えて、安全性のみならず、経済性も向上するとのメリットもある。

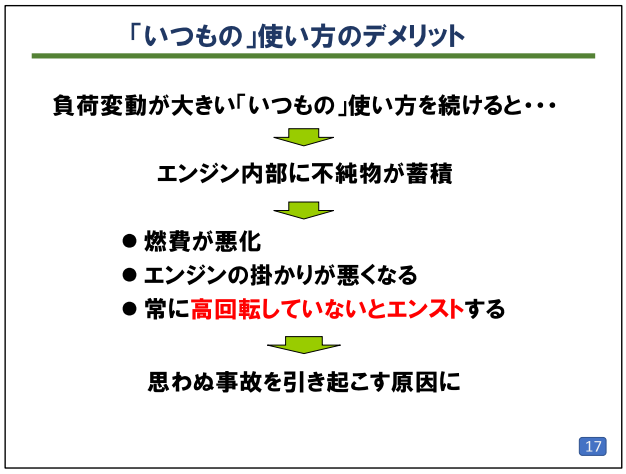

事例2に関連し、往復刈りの欠点

さらに、往復刈りを続けるとエンジンの掛かりが悪くなる・エンストしやすくなるなどの状況を生ずる恐れがあり、それが原因で例えば草のからまり除去時など本来エンジンを止めるべきときにも止めるのが面倒になるなど、事故につながる要因を増やすことにもなる。

【事例３】地面に置いた刈払機との接触による事故事例

道路に面した畦畔の草刈り作業中、空き缶などを拾うため、作業を中断し、エンジンを切らずに道路の縁石に刈払機を置いたところ、エンジンの振動で刈払機が縁石から落ち、回転する刈刃が左脚に接触し、切創を負った

左足首付近の切創、通院2週間、松葉杖10日間

実際の事故事例3

本事例は、刈払機をエンジンを止めずに地面に置いたところ、振動により本体が移動し、脇で作業していた人の足に回転している刈刃が当たったもの。

【30】

地面に置いた刈払機との接触による事故事例

機械や器具に関わること
・飛散物防護カバーを外していた
（発生前）

事故現場の環境に関わること
・振動が吸収されにくいコンクリート・アスファルトの上だった
・ゴミが事前に片付けられなかった
（いずれも発生前）

作業・管理に関わること
・エンジンをかけたままだった
・エンジン回転速度が高速だった
・安全装備の装着の不徹底
・普段からの不安全な使用方法
（いずれも発生前）

人に関わること
・短時間と思い、エンジンをかけたまま地面に置いた　（発生時）

19

実際の事故事例3の要因

本スライド中（発生前）とあるのは8ページと同様、事前の対策が出来たと考えられる項目。次のように対策をする。

【機械や器具】
・飛散物防護カバーを外していた：カバーが付いていれば本体が動き出さなかった可能性はある。ただし、それでもエンジンを切らずに置いてはならない。

【事故現場の環境】
・アスファルトの上だった：土の上等であれば動きださなかった可能性はある。ただし、土の上でもエンジンを切らずに置いてはならない。
・ゴミが事前に片付けられなかった：刈払機作業にあたっては、事前にゴミ拾いと危険物の目印をしておく。

【作業・管理】
・エンジンをかけたままだった：どのような機械でも本体を体から離す、運転席から離れるときはエンジンを止めるのが大原則。
・回転速度が高速だった：高速回転は論外ともいうべきだが、低速回転でも地面に置いてはならない。
・安全装備の装着不徹底：すね当てがあればケガには至らなかったか、それがなくてもくるぶしまで覆う安全靴であれば、より軽微なケガで済んだ可能性がある。
・普段からの不安全な使用方法：上記の問題点は「今まで何度もそうやってきて、特に問題意識もなかった」との可能性がある。全ての刈払機利用者が講習会等に参加し、正しい知識を習得する機会を得るような環境をつくる必要がある。

【人】
・短時間だと思った：短時間ならまあいいかという、いわば油断が往々にして事故につながる。

【30】

飛散物防護カバーをずらす・除去する例は多いが、やめて下さい

欠けた刈刃を使い続けることや、スロットル固定もやめて下さい

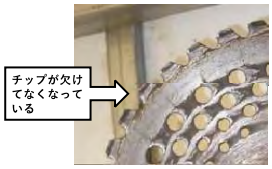

20

現場でみられる悪い使い方の例

上2枚の写真は飛散物防護カバーをずらしている例と完全に撤去している例。草がからまりやすいということで、現場ではこのようにされている例が残念ながらかなり多いが、「事例2」「事例3」で説明したように、重大事故につながっている。正しい刈り方をすればからまりも少ないのは既述のとおりであり、このようなことはやめてほしい。

左下写真はかなり消耗した刈刃が使い続けられている例で、切れ味が落ちることから安定した作業が出来なくなってきており、またすでに欠けているチップがあるということは他のチップも取れやすくなっていると考えられる。

右下写真は、安全のために手をはなせばアイドリング状態となる構造のスロットルを無理矢理固定しているもの。これも折角の安全機構が意味を失わされている。

この悪い例それぞれにそうしたくなる理由はあるのだが、このようなある意味安易な現場実態が、刈払機を最も事故の多い機種としている。

【30】

規格等の保証されたものを使いましょう

【本体】

- 刈払機は農研機構（国立研究開発法人 農業・食品産業総合研究機構）の安全性検査の対象となっています
- 安全性のチェックが行われている検査合格機（証票貼付）のなかから選びましょう

←どちらも可

【刈刃】

- 刈払機の刈刃は日本工業規格（JIS B9212）により強度や回転ブレの少なさが定められています
- これにより強度が保証されたJISマーク付きのもののなかから選びましょう

※いずれも安価なものには付いていないことが多いですが、安全のために必要な投資です

21

安全規格等を満たしているものの勧め

本文に記載のとおり、刈払機本体及び刈刃について安全性に配慮した検査や規格化が行われている。これらに合格、規格にあったものを用いることが事故防止に大いに役立つ。

作業前に異物除去

空き缶・空き瓶、石、木の枝、ワイヤー切れ端など飛散物になりそうなものは予め取り除く

杭など取り除けないものはポールを立てたりリボンを付けるのも有効

22

刈払機作業は作業開始前の取り組みが大切

飛散物対策のため作業する場所のゴミなどを取り除いておく、キックバック対策にのためポール・リボン等の目印をするのを、刈払機作業の基本とする必要。

【30】【15】

組作業を行う際の注意点

- （事例1）大きなエンジン音のため、休憩を呼びに来てくれた人が背後にいることに気付かず、驚いて振り向いた拍子に刈刃で切りつけてしまった
- （事例2）キックバックが起きて、刈払機が大きく振られた際に、すぐ後ろにいた共同作業者を切りつけてしまった

草刈り作業では、5m以内には立ち入り禁止

第三者は15m以上離れること

作業者への合図は、光の反射など遠目からできる方法を検討しましょう

23

他者を傷付けないための要点

本文中の（事例1）（事例2）のように刈払機は本人のみならず他人にケガをさせることも多い。

事情が分かりきちんと防護具を着けた共同作業者でも5m（キックバックで本体が振られても当たらない距離）、その他の者は15m（飛散物があっても大ケガには至らない距離）以内には近づかないように、予め関係者に徹底しておく。このため、声をかけたいとき等の合図の方法も予め決めておく。

【30】

作業時の正しい服装・装備

24

服装・装備が重要なことの説明

回転刃対策、飛散物対策の2つがあり、刈払機は他の機械と比べてもより服装・防護具が重要である。スライドのようなものを身につける。

【30】【15】

作業時の正しい服装・装備

25

装備の具体的製品等の紹介

前ページイラストの防具を、実物の写真で示す。その有用性をGOOD、BETTER、BADの3段階で示している。軍手は用いられがちであるが、より適切な手袋を用意する。

暑いときには対策を

正しい服装・装備をすると炎暑時には熱中症対策が必要
①いちばんいいのは暑さを避ける　②服装を工夫する
③こまめな水分補給　をこころがける

26

安全装備の炎暑時対策

正しい装備はどうしても暑くなるとの問題があるが、それでも必ず装備を優先する必要がある。一方では何とか暑さを緩和しないと不快であるのみならず熱中症を引き起こす恐れがあり、本文で紹介しているような対策を取る。

刈払機の安全衛生教育を受けましょう

従業員が刈払機で業務を行う場合、事業者（雇い主）は刈払機についての安全衛生教育を受けさせるよう指針が示されています
（労働省労働基準局長　基発第66号平成12年2月16日）

- **都道府県の森林組合、建機教習所、労働基準協会等で実施されています**
- **法人経営では、必ず受講しましょう**
- **個人農家・その家族も参加できることが多く、ぜひ受講しましょう**
- **実技を含めた1日（6時間）の講習です**

上記安全衛生教育以外にも、自治体やJA、農機販売店などで別の仕組みの安全講習等が開かれることがあります　個人農家・その家族はそちらへの参加でも可

刈払機を使うには、必ずいずれかの講習を受けてからとし、見よう見まねや自己流（親族の指導を含む）は避けて下さい

27

安全指導講習等の開催状況の紹介

刈払機は、農業以外にも広く使われることもあり、スライド本文で述べているような労働安全対策の対象として取り扱われている。このため全国で広く講習会等が行われており、農業者も参加するとよい。

特に危険な機械であることに鑑み、本文中にあるように、これ以外の講習会でもいいので何らかのものに参加してから刈払機を使うようにする。

【30】【15】

ご清聴、ありがとうございました

農作業安全十訓

自分だけは大丈夫、そんなわけはあり得ない
何か起こればまずもって、エンジン停止と心得る
防具・保護具は全ての基本
服の裾、ひらひらタオルが大ごとに
トラクター、シートベルトは命綱
夜道では、ないと追突反射材
通りみち、傾斜路・雑草・曲がり角
組での作業は合図を決めろ
暑いとき、水分・塩分・木かげで休憩
ケイタイ携帯、居場所も言って
安全ルールはみんなで議論、黙って分かるは夫婦もない

28

エピローグ的スライドであり、10項目の標語的なものを紹介

本十訓は最近、全国的な農作業安全指導者養成の研修が行われたときに作成されたもの。刈払機だけを対象としたものではないが、ほとんどの項目は刈払機に当てはまるものとなっており、参考にしてほしい。

【30】【15】

Ⅲ．研修用動画の作成

現場収集事例での受講者の反応、これまでの研修実施経験の蓄積等からいって動画は極めて有効な研修手段であり、研修中の受講者の気分転換によるモチベーション持続等にも役立つものであるので、本事業の一環として２本の動画を作成した。

１．トラクター安全作業の基本（上映時間14分50秒）

（１）内容・構成等

乗用型トラクターを安全に使うための基本的事項を順を追って解説しているもので、トラクター安全のいわば定番的な動画として作成した。

① プロローグ：事故の統計に触れるとともに、安全キャブ・フレーム、シートベルトの必要性を強調している。

② 出かける前に行うこと：服装の注意点や始業点検の方法等をかなり詳細に説明している。

③ ほ場へ向かう：公道走行時の自動車との関係について述べるとともに、狭い農道の走行方法などにも触れている。

④ ほ場作業：段差があることの多いほ場進入時の注意事項、作業中の機械トラブルへの対処方法等とともに、適切な休憩の重要性も強調している。

⑤ 作業を終えて帰庫：公道に出る前の泥落としや帰庫してからの降車方法、点検・清掃などを説明している。

⑥ トラクター事故ゼロを目指して：エピローグ的な画像で、安全上特に重要な装備品の説明や最新のロボットトラクターなどについて触れている。

（2）制作の経緯等

本動画の企画・制作等に当たっては、農研機構農業機械研究部門嘱託（元理事）行本修氏に監督的立場で参画いただき、シナリオの取りまとめや撮影・編集全てに渡ってご担当いただいた。また、撮影時には栃木県の若手農業者お三方にご出演いただいたほか、農機研の研究者にもトラクターのオペレーターとしてご出演いただいた。撮影に当たっては、以下の２機関に特にお世話になった。

栃木県農業大学校：本動画メイン部分の撮影に構内をご提供いただいたほか、撮影用のトラ

クターほか多数の機材を使用させていただいた。

農研機構農業機械研究部門：本所と鴻巣ほ場いずれも撮影場所としてご提供いただいたほか、トラクターも使用させていただいた。

２．農作業事故　経験者は語る（上映時間19分38秒）

（１）内容等

農業機械による農作業事故をご経験された以下のような農業者ご自身から、それぞれの事故の状況や注意すべき点、経営への影響などをお話しいただいたもの。いずれも片腕欠損や数ヵ月の療養を要するなど大きな事故のご経験であり、このようないわば証言集という形での動画制作は、我が国では初めての取組みである。

① 秋田県稲作：ひとりで収穫作業中、稲ワラを細断するコンバインカッターへ右腕が巻き込まれ動けなくなった。通りかかった人に助けられたが、片腕欠損。

② 鹿児島県サトウキビ：サトウキビの茎を切断して苗として用いるための調苗機に右腕を巻き込まれた。すぐに病院に運ばれたが、片腕欠損。

③ 鹿児島県バレイショ：トラクターアタッチメントのバレイショ掘取機を用いて収穫作業中、両腕を掘取機に巻き込まれた。ひとり作業であったが、約１時間後通りかかった人に助けられた。療養数ヵ月。

④ 栃木県酪農：ひとりで牧草収穫の作業中、ロールベーラーのトワイン（ロールを巻くひも）に不具合が起きたので修理しようとしたところ、右腕を巻き込まれた。携帯電話で助けを呼び救急車で運ばれたが片腕欠損。

⑤ 新潟県稲作：田植え作業でトラックの荷台に側条施肥機の液肥を載せており、補給のために何度も荷台に上がっては飛び降りを繰り返していたところ、半月板損傷。療養数ヵ月。

（２）撮影の経緯等

それぞれの農業者の地元で撮影を行い、証言のほか、可能な限り事故原因の機械も撮影し、また周囲の風景等も入れてなるべく営農状況や事故時の雰囲気が伝わるようにした。証言者全員がお顔も肉声も制限せずにご出演下さり、これは事故実感の伝達に大いに役立っていると考えられる。

３．制作・公開等（２本共通事項）

（１）企画・撮影・編集

基本的な企画は事務局と前述の行本氏で行ったが、粗編集段階で検討委員会に報告し、さまざまなご意見をいただいて修正した。また、制作を発注した事業者である（株）ビオルグも企画段階から参画し、シナリオ等の内容についても事務局と合同で検討にあたった。現地における撮影・収録等もこれらの者が合同で行い、加えて専門のインタビュアー等も依頼した。

（２）公開

動画は農作業安全研修等を実施する誰でも利用可能なものとし、以下 URL の日本農業機械化協会ホームページで公開した。当該ページでは、YouTube を用いた視聴、MP4 データのダウンロードいずれも可能とした。

【公開 URL】https://nitinoki. or. jp/bloc3/karte/　　※本報告書付録 DVD にも収容

加えて、一般の DVD プレーヤーで視聴可能な DVD ディスクも作成し、農研機構、各都道府県農作業安全担当部局、各府県農業機械士会等に配付した。

Ⅳ．現地見回り活動・安全装備調査の実施

1．実施概要

本事業の一環として１６府県に所在する各農業機械士会に依頼して、農業機械が実際に稼働している現場におもむき操縦者に声をかけて安全啓発を行う「農作業安全見回り・声かけ活動」を実施した。

モデル的な安全研修の一形態としてこれを実施したものだが、事故防止のために特に重要なのは、農業者が陥りがちな「事故には気をつけているので自分は大丈夫・自分には関係ない」との気持ちではなく、「確かに自分にも起こりうる」としてとらえてもらうことであり、そのような気持ちになっていただくためには直接、人の口で語りかけることが最も効果的と考えたからである。加えて、実際に自分の農業機械を自らが使用している場でその声かけを行うことがさらに効果を高めると考え、農作業現場での取組みを行うものとした。

特に、万が一の事故の際にはシートベルトやヘルメットなどが被害軽減に大いに役立つが、その装着率は残念ながら高いとはいえず、これについてもその場で効用を説明するのが効果を発揮すると見込まれる。加えて、このシートベルトやヘルメットについて実際の装着率がどれくらいであるかについては、今までアンケート調査的なものはあったが、観察しての調査は皆無であった。アンケートによる本人申告はどうしても装着率が実際より高めに出ると思われ、この機会を利用して声かけ対象者の装着状況について、声かけを実施する農業機械士側による調査を行うこととした。加えて、乗用型トラクターであれば左右ブレーキの連結状況やキャビン・フレームの装着状況、刈払機であればゴーグルや手袋の着用状況などいくつかの項目も合わせて調査することとした。

なお、例えばある程度交通量の多い道路を走行中である等、声かけは難しいもののシートベ

ルトやヘルメットの装着を確認できる場合もありうる。このような場合も観察調査データ（以下、観察調査をチェックと記す）としては意味があるので集計の対象とし、報告してもらうものとした。ただし声かけ・チェック同時実施の場合はある程度時間的余裕があり報告もしやすいので機種に限定は設けなかったが、チェックのみの場合は時間的制限等もあることから予め調査票を用意した乗用型トラクター、刈払機のみに対象を絞ることにした。

さらに、農作業現場での声かけがいちばん効果的とは思われるものの、対象者数には限界があり、一方例えば JA での何らかの会合など作業現場ではないが多数の農業者が集合する場で声かけを行うのも、対象人数を増やすという点では大いに意味があると思われ、そのような取組みも行うこととした。また、複数人で機械作業を行っている場合、メインの声かけ・チェック対象はオペレーターとなるが、周囲の補助作業者等に対しても安全の周知を図るこのとできるいい機会であり、同じく声かけの対象とした。これらの場合当然ながらチェックは実施できないが、声をかけるのが同じ農業者である農業機械士ということで、農作業事故を「自分ごと」として認識してもらうためにはいい機会であるものと考えられる。

なお、どのような声かけを行うかは、それぞれの場面や機械の種類、声かけ相手との関係等によりさまざまな場合があり、基本的には各農業機械士の裁量に任せるものとしたが、例示として86ページの資料を実施する農業機械士に示して参考にしてもらった。また、声かけの際、相手に渡すパンフレットとしてトラクターと刈払機の２機種につき78～81ページに示す表裏印刷の１枚のものを作成した。

２．スケジュール

7月14日 全国説明会（同日以降資材の各府県への送付、各府県で調査開始）
9月14日 神奈川説明会
9月26日 奈良説明会
9月30日 長野説明会
11月15日 前期取りまとめ日
2月15日 農作業事故防止中央推進会議（同会議で中間とりまとめを報告）
3月15日 後期取りまとめ日（同日までに声かけ等取組みを終了する）

３．実施状況・調査結果

（１）全体概要

以上の取組みの総合計実施数を55ページ表－２に示す。何らかの機種で声かけとチェック両方を行った対象者が1,062人、チェックのみを行ったのが425人、補助作業者として又は会合等での声かけのみを行ったのが2,550人、全ての総合計で4,037人となった。

本取組みは前述のとおり特に機種を限定したものではないが、一方では観察による安全装備状況チェックという並行した目標もあり、後者のためには機種に合わせたチェック項目等を予め設定し、調査表も作成しておく必要がある。このため、死亡事故のいちばん多い乗用型トラクターと傷害事故のいちばん多い刈払機を主要な対象機種として設定することとした。調査表（農作業安全確認シート）様式は92ページに示すが、当該２機種のほか「その他機種」も設定し、計３種類の様式とした。

表－２　令和4年度 農作業安全見回り・声かけ実施数

県別	様式① トラクター声かけ・チェック両方(人)	様式② トラクターチェックのみ(人)	様式③ 刈払機声かけ・チェック両方(人)	様式④ 刈払機チェックのみ(人)	様式⑤ その他機種声かけ・チェック両方(人)	①～⑤計 チェック総計(人)	①③⑤計 声かけ・チェック両方の計(人)	②④計 チェックのみの計(人)	様式⑥ 声かけのみ(人)
青森県	24		33	6	7	70	64	6	
茨城県	73	21	99	29	2	224	174	50	44
栃木県	60	19	126	28	14	247	200	47	74
千葉県	61	16	21	7	9	114	91	23	201
神奈川県	13	13	3	9	2	40	18	22	2
長野県	21	6	4	4	8	43	33	10	607
新潟県	58	16	27	19	23	143	108	35	165
富山県	39	40	19	33	22	153	80	73	169
京都府	23	15	10	28		76	33	43	355
奈良県	16	2	11			29	27	2	58
広島県			24		3	27	27		90
福岡県	44	15	40	18	3	120	87	33	17
長崎県	6		9		3	18	18		326
宮崎県			8			8	8		127
鹿児島県	10	6	4	7	3	30	17	13	292
沖縄県	34	47	41	21	2	145	77	68	23
計	482	216	479	209	101	1,487	1,062	425	2,550

注：様式①　トラクターに乗車中または操作中の方に声をかけ、同時に安全装備状況等のチェックも行った場合
様式②　トラクターに乗車中または操作中の方を見かけたが、声をかけられず安全装備状況等のチェックのみを行った場合
様式③　刈払機を操作中の方に声をかけ、同時に安全装備状況等のチェックも行った場合
様式④　刈払機を操作中の方を見かけたが、声をかけられず安全装備状況等のチェックのみを行った場合
様式⑤　トラクター、刈払機以外の農業機械を操作中の方に声をかけ、同時に安全装備状況等のチェックも行った場合
（サンプル数が少ないので今回は集計していない）
様式⑥　調査時点で農業機械を操作していない方に資料配布を行った場合（安全装備に関する集計の対象とはならない）

以上から、チェックが行われた機種は下表のとおり乗用型トラクターと刈払機がほぼ同数で両者で大宗を占め、その他機種は少数にとどまった。

表-3　声かけとチェック実施事例の数

	乗用型トラクター		刈 払 機		その他機種	合 計
	声かけ＋チェック	チェックのみ	声かけ＋チェック	チェックのみ	声かけ＋チェック	
実施数	482	216	479	209		
上記計	698		688		101	1,487
(割合)	(46.9%)		(46.3%)		(6.8%)	(100.0%)

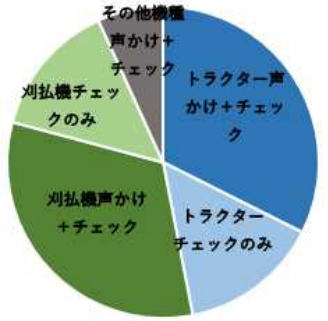

（2）声かけの実施状況

① 乗用型トラクター

ア．実施時期

表-4に農業機械士による声かけが行われた時期を整理し、合わせてチェックのみの件数も同表に記載した。取組み月で最も多いのが10月で全体の約1／3、前後の9月と11月を合わせると約2／3がこの時期に行われていた。自由記入欄への記述から推定すると秋期なので秋起こしが多いようだが、堆肥散布や畔塗り、麦の播種その他様々な作業に用いられているようであった。

表-4　　乗用型トラクター 声かけ等実施時期

	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
声＋チェック	3	29	52	159	92	32	29	63	23
チェックのみ	1	3	15	99	28	5	5	50	10
合　計	4	32	67	258	120	37	34	113	33

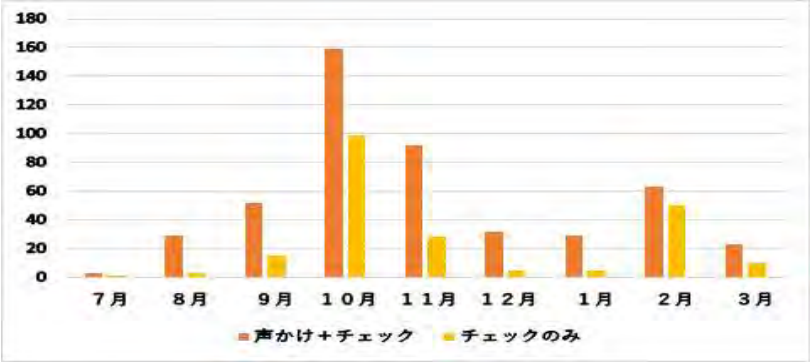

イ．声かけ時の状況

声かけを行ったのは全体の2／3がほ場作業中で、道路走行中は7.7%と少なく、一方チェックのみは相対的に道路走行中も多かった。呼び止めるのが難しい等が理由だと思われる。その他休憩中等とは、自由記入欄から推定するとトラクターを止めての関連作業時と休憩時が多かったと思われるが、一部自宅への訪問時や安全点検会場での声かけなどもあった。

表-5　声かけ等実施時の相手の状況

	ほ場作業中	道路走行中	その他休憩中等
声+チェック	316 (66.0%)	37 (7.7%)	126 (26.3%)
チェックのみ	165 (77.5%)	27 (12.7%)	21 (9.9%)
合　計	481 (69.5%)	64 (9.2%)	147 (21.2%)

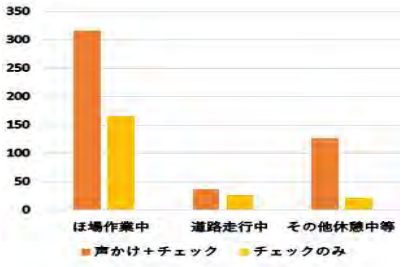

ウ．声かけ対象トラクターの状況

声かけ等の対象者が使用していたトラクターは半数強が小型特殊免許タイプで残りが大型特殊免許タイプとなっており、これは近年の国内向け生産・出荷台数（馬力別）から推定される割合とも概ね一致している。

また、キャビンとフレームの別ではキャビン装備の方が若干多い一方、フレームも装備していないトラクターが１割近くに達していた。トラクターによる重大事故防止のためには、この危険な未装備機の早急な根絶を図っていくべきである。

表-6　声かけ等の対象者が使用していたトラクターの大きさ

	小特免許タイプ	大特免許タイプ	不　明
声＋チェック	263　(54.7%)	216　(44.9%)	2　(0.4%)
チェックのみ	132　(61.4%)	82　(38.1%)	1　(0.5%)
合　計	395　(56.8%)	298　(42.8%)	3　(0.4%)

表-7 声かけ等の対象者が使用していたトラクターのキャブ・フレーム装備状況

	キャビン装備	フレーム装備	いずれもなし
声＋チェック	250　(52.2%)	184　(38.4%)	45　(9.4%)
チェックのみ	95　(44.2%)	102　(47.4%)	18　(8.4%)
合　計	345　(49.7%)	286　(41.2%)	63　(9.1%)

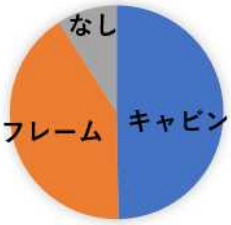

エ．対象者の年齢等

対象としたトラクター使用者の性別・年齢は表-8のとおりであるが、年齢についてはあくまで観察した農業機械士の印象で記入する方式で調査しており、厳密なものではない。ただし結果として当然ながら、我が国農業者の年齢構成と概ね一致したものとなった。なお、性別では女性が極端に少なく、トラクターの操縦はまだ男性が担当することが多いことが本調査からも示された。

表-8　　乗用型トラクター 声かけ等対象者性別・年齢

	性 別		推 定 年 齢			
	男性	女性	40歳未満	40～50歳代	60～70歳代	80歳以上
声＋チェック	470	8	25(5.3%)	119(25.0%)	300(63.0%)	32(6.7%)
チェックのみ	211	5	15(7.0%)	46(21.5%)	142(66.4%)	11(5.1%)
合　計	681	13	40(5.8%)	165(23.9%)	442(64.1%)	43(6.2%)

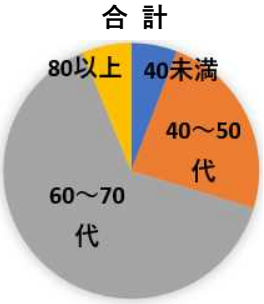

オ．声かけの内容等

実際にどのような内容・かたちで対象農業者への声かけが行われたかは、地域の特性や作目、作業内容、トラクターの状態、対象農業者との関係、担当した農業機械士のパーソナリティ等によって様々であると考えられるが、以下に声かけをした農業機械士が自由記入欄に記載した内容を転載する。なおこの記載内容は、報告のあったもののうち対象農業者がどのような反応を示したかなど本声かけ活動の実施状況が把握できるようなもののみとしたほか、同様の報告記述はひとつに絞ったり、一部文章表現を整えたりするなどの加工を行っている。

これらの内容について、若干の要約をすると次のとおり。なお、シートベルトやヘルメットなどの安全装備の状況については、66ページ以降に別途計数的な整理を行っている。

・声かけを行った際、快く話を聞いてくれる人から反発するような態度を示す人まで、当然ながらいろいろな反応がある。
・農業機械士は、多くはパンフレットを渡しながら対象者のトラクターの状態や作業状況等に合わせて声かけを行った。特に、シートベルト、ヘルメット装着について重点的な声かけが行われた。
・シートベルト、ヘルメットについては、残念ながらあまり芳しい反応でないことが多い。一部は「分かった」と言ってもらえたようだが、「必要性を感じない。面倒くさい。」との反応の方が多いようであった。
・シートベルトは装備されてはいるが、腐食等により修理が必要との例がいくつかあった。
・安全フレームをたたんだまま運行している例がいくつかあり、そのうちのいくつかはその場で立ててもらうことができた。
・ウィンカーの故障等、違法状態の道路運行もいくつか発見された。
・ロータリーを回転させたまま運行している・洗車しているなどの例があった。

【声かけした農業機械士による自由記入欄への記載事項】

・40年以上前のトラクターで、年配者でも有り危険性を説明したが何のことやら？
・20歳後半でまだトラクターの使い方が不慣れなようだったので、パンフレットにより危険性を説明した。
・パンフレットを渡しトラクターの危険なところを説明。トラクターに不慣れで耕起作業中でブレーキを連結したままだったのでその機能について説明。
・ヘルメットは邪魔になるとのこと。安全のためヘルメット着用を促す。
・返事は良好なれどあやしい。
・シートベルトは道路はするとのこと。
・新車トラクター購入時にヘルメットを付けてほしいとのこと。
・農道移動中、フレームを倒したまま走行しており、止めてフレームを立てて走行するよう注意した。ビニールハウスの中ではフレームを立てたまま作業できないとのこと。
・５～６年前に現在のトラクターを購入。購入時より安全ベルト、シートベルトは装着していないとのこと。ヘルメット等は今後考えるとの返事をもらった。
・農道を移動中見かけたので声掛けをし、話を聞いた。ヘルメットは今までかぶる習慣がなくかぶったことがないとのこと。パンフレットを渡し、ヘルメットの重要性を説明した。
・作業中に声をかけ話しを聞いた。トラクターは新しく、整備不良はなかった。だが、シートベルト、ヘルメットはしておらず、パンフレットを渡し説明した。どちらもやるのが億劫だとのこと。
・走行中、声かけの為停車してもらった。畑に移動するときはだいたいこの格好だそうだ。パンフレットを渡し説明したが直するつもりはないらしい。
・作業中に声掛けをし話を聞いた。パンフレットを渡し説明をした。長年ブルトラを使用しているがヘルメットやシートベルトをしたことがないとのこと。やるように説明したがいい返事がもらえなかった。
・作業中に声掛けをした。パンフレットは受け取ったが、修繕するという返事はもらえなかった。
・安全の知識、意識は低くない（わかってはいる）が、やはりヘルメットはやらなくなってしまうとのこと。パンフレットを心よく受け取った。
・声掛けのため作業中断してもらった。ヘルメットは自身の安全意識を高めるためとの回答があった。シートベルトも装着したほうが良いよと声掛けを行った。
・PTO 軸カバーがなかったので話をしたら、取り付けたほうが良いねとの回答があった。
・ヘルメット着用を声かけた。
・聞き取りしたところ、シートベルト、ヘルメット非装着とのこと。着用するよう声掛けをした。
・三角反射板は装着（フレーム）。旋回時ロータリー回転。シートベルトは畑耕耘中はしていないが、農道、道路走行中はしている。安全フレームを倒さないと車庫に入らない。出庫する時に立て忘れる。
・後部に三角反射板を装着。声掛け時、エンジン不停止。
・作業中や走行中はフレームを立てるよう指導（シートベルト装着も）。
・ロータリーを止めずに道路を移動している。道路に土を落としたら土を片づけるよう話すと、いいんだと言い、シートベルトは面倒くさいという始末だった。
・長時間作業している。シートベルトは、そうか付いているとは知っているが車と違うのでよいのではと説明して面倒だなと言っている。
・シートベルトの非装着について聞いたところ、平らなところだし乗り降り時に不便で、危ない時は飛び降りることが出来ないという。私が逆ですよ、安全フレームがあるので、そのためにシートベルトが付いている、今後は着けるようにしましょうと説明した。
・最近中古を買い入れ。使い方が前のものと少し違うところを説明。シートベルトは着用するよう勧める。し

かし平坦なところばかりなので大丈夫だと言っていた。
・NB21の最新モデルなので自動直進アシスト付き。メーカーの指導員とともに作業講習中見学する。ヘルメットも持っていることから今後は気を付ける。
・シートベルトについて聞くと、説明は受け知っているが路も畑もスピードが遅いので面倒と言っていた。
・休憩中だったためシートベルト等は不明。おおむね良好と思われる
・駐車状況での作業のためシートベルト非装着であったが、他作業の時は装着するようにお願いした。
・シートベルトはついていたが非装着であり、装着して作業するように指導した。
・全て非装着であったので、装着での作業を指導した。ブレーキ連結については道路走行中は連結を指導した。
・大型トラクターに大型作業機を取り付け中であった。ヘルメットと安全靴は装備との指導を行った。
・トラクター前後に作業機を装着した同時耕耘中であった。ヘルメットの装着はなかったが、良好であった。
・ブレーキの連結の指導をした。
・圃場内作業でブレーキ連結がされておらず、道路走行中は連結するように指導した。
・道路走行の場合はブレーキ連結するように指導した。
・左右ブレーキが非連結で、マニュアスプレッダー作業をしていたので連結するように指導した。
・ずっと春から雨ざらしで外にトラクターがある。ストップランプ切れてつかない。ウインカーもダメ。道路走行に気を付けるように伝えた。シートベルト、ヘルメットまでは無理かもしれない。
・トラクターが古い。更新するそうだ。シートベルト、ヘルメット装着伝えたが「えー」という感じであった。
・ハンマーモア使用。低速なのでシートベルト等いらないよと。
・スライドモア作業していた。シートベルトしたことない。装着してもらうように伝えた。
・リンゴ農家。シートベルトしてくださいと伝えた。おやじ６８才。春にリンゴのハシゴか落ちて腰骨折、２カ月入院したとのこと。
・トラクターは古くなって更新予定。シートベルト、ンヘルメットをするように話した。
・シートベルトはしているといっていた。120PS のトラクター。
・整備工場の人。古いトラクターを修理して使っている。
・自分で整備している。機械きれい、倉庫もきれい。チラシで説明した。従業員も２人いっしょ。
・シートかけて外においている。使いっぱなし。
・日差しのためか麦わら帽子を着用していたので、ヘルメットの重要性を説明したが、次から着用しますという返事だった。
・道路走行中はブレーキ連結されており、ほ場に入ってから作業を始まる際に連結を解除された。シートベルトとヘルメットについて注意を促した。
・乗用車運転中だったが声をかけたところ作業を止めて話を聞いていただいた。暑いため半袖シャツだったので少しでも危険回避のため長袖、ヘルメット等について説明した。
・ほ場のあぜ道で休憩中だったので、パンフレットを渡し安全対策について説明した。
・服装は問題なかったが、ヘルメットは持っていないと言われた。是非購入して装着して下さいとお願いした。
・比較的きちんとした作業状況だったが、やはりヘルメットは非装着だったため、装着の必要性について説明した。
・ハウス内ほ場の為、安全フレーム倒したまま。ほ場では立てるように注意。
・キャビンの為ヘルメット装着するように。
・左右ブレーキ連結なし（作業中）。道路走行時は必ず連結するように。
・ロータリーにワラ巻きつき等。
・シートベルト、ヘルメットどちらも付けていない。つけるようお願いした。
・ヘルメットは持っているがかぶっていない。
・作業機に表示板がないので注意した。
・作業員全員ヘルメットかぶってる。
・シートベルト、ヘルメットはいつもしていない。装着をお願いした。連結金具がなかった。
・ヘルメットは持っているがかぶっていない。シートベルトは時々している。
・大麦播種作業中に声掛けをした。シートベルト、ヘルメットが未着用だったので注意した。ほ場で作業中だったので、ブレーキは連結してなかった。
・休憩中に聞き取りをし、シートベルト、ヘルメットについては着用していなかったので注意した。
・秋耕作業中だったので、ブレーキは連結していなかった。シートベルト、ヘルメットが未着用だったので注意した。
・PTO カバーが破損していた。シートベルト、ヘルメット着用を指導した。
・作業中のため声をかけて、あとで話をした。服装はきっちり整っていた。
・作業はじめだったので、休憩時に農作業トラクター転倒に注意するように声掛けをした。
・作業中だったので安全パンフレットを渡して後にした。
・安全運転して下さいと言ってパンフレットを渡した。運転者もいつも気をつけていると言われていた。
・フレームを立ててもらうよう注意した。今後は起こして使用するとのこと。
・小さな畑で夫婦２人でやっており、バック等の確認をきちんとせず危ない作業をやっているので声掛けをした。
・洗車中なのにトラクターのロータリーを回して行っているので、あぶないと声掛けをした。
・田んぼがやわらかい状態の為はいている長靴も泥だらけで、機械の床も泥だらけで滑りやすい。
・農道走行中、煙草をくわえながらわき見運転をしていた。

・ドロをきれいにしないで道路走行を始めたので、清掃をやってから移動をお願いした。
・市道での洗車中、ドロ等の片づけをきれいにしてくださいとお願いした。
・くわえたばこで作業中。ゴム長靴での作業。
・水たまりなどがある舗装されていない道路で、アクセルを目いっぱい踏んで走行中の様である。しかも長靴にはどろがついているようなので、ブレーキを踏むと滑るようだと思う。
・ほ場の乗り入れ時、草が伸びていて刈っていない為、、出入り口がよく見えないので危険（草刈りをやったほうがよいと指導)。
・田んぼに移動する時、草が多く安全に入り口が確認できず、時間がかかっているようなので、草刈りをやってから作業をするように声掛けをした。
・PTO を入れたままの農道走行中だった。
・ゴム長靴に土がついていて、ブレーキペダル等を使用の時滑っているとのこと。
・古い機械なので、PTO を切り作業をするのがいちいち面倒等に思っているので、事故になるよと言っても自分は大丈夫と言ってきかない。
・一時停止等の動作がいまいちきちんとやっていないので、あぶない動作なので事故につながると注意した。
・声かけ活動として走行中のトラクターに停止してもらい安全の声かけをした。比較的新しい型のトラクターだった。
・作業中のトラクターを止めるのは気が引ける。皆自分の時間を割いて効率良く作業をしていきたいようだ。（兼業農家の人は特に休日に作業するため）
・整地キャリアにより雪を捨てるために運搬作業をしていた。(ほ場内作業ではないが)
・トラクター (整地キャリア) による宅地内の排雪作業。宅地内から排雪する時、道路を横断する時に通行する車との事故が心配されたので、吹雪で視界が悪い時や通行量の多い時間帯は避ける等の注意が必要。
・安全フレームはトラクターが旧型で付いていない。ノーヘルは半ば当たりまえ、シートベルトは締めたことはない。本人は慎重。
・安全作業の必要性は分かっているが、気にしたことはない。説明して分かってもらった。
・旧型でありセカンドカーであるため、ゆっくりのスピードで動かしている。もみ殻運搬中だった。
・昭和時代のトラクターで､ただ動くだけで自家畑専用。保安灯火不灯の状態だった。
・メカには詳しいが安全に対して疎い感じだったので、安全説明を行った。
・地域は平坦でシートベルト、ヘルメットはしたことがない。
・フレームが壊れたままで使用。
・道路走行中はヘルメット、シートベルトはしないが、ブレーキは連結するとのこと。
・作業止めて話す｡ブレーキ走行中は連結するとのこと。
・ブレーキは作業中だったので連結してなかったが、走行の時は連結するとのこと。
・フレームを倒したまま作業していたので理由を聞くと車庫が低いので倒し、面倒なのでとのこと。今後は必ず立てて作業するとのこと。安全ベルトはあるのもわからないようだった。ブレーキは走行する時は必ず連結するとのこと。
・ブレーキ走行中は連結するとのこと。ヘルメット、シートベルトは必要ないと思っていた。
・安全フレームを利用しベニヤ板で日よけを取り付けていた。トラクターでもヘルメットは必要なのかと言われた。ブレーキは走行の時は連結するとのこと。
・ブレーキは走行中は連結するとのこと。シートベルトは作業しづらい時に後ろを見るのでやらない。必要ないと思っていた。ヘルメットも同じ。
・トラクターが小型なのでヘルメット使用できない。
・道路走行時はシートベルトを装着とのこと。
・シートベルトを装着すると、作業がやりづらい。ほ場の出入に注意すればよい。
・安全フレームを倒して作業していたので、注意しその場で起こした。
・トラクター運転作業中に兄が転倒し死亡され、トラクターは危険で作業は充分気を配るように言われており、つくづく人ごとではないと思った。チラシを配布する（トラクター。刈払機)。
・平地の圃場でいつも通り作業をしている。チラシを配りチラシの様にすれば事故が発生した場合命が助かるので作業時には装備する様伝えた。
・兼業農家で休日に作業しており自宅に伺いチラシ配布しチラシの様な装備をして作業をすれば身を守ることが出来ることを伝える。
・ブレーキは連結したことがない。今後は連結する。
・ブレーキは圃場内では非連結｡連結は道路走行時のみ。
・40年以上前のトラクターで、安全フレーム、シートベルトの装置なし｡方向指示器､クラクション作動なし。
・シートベルト、ヘルメット等の着用は義務化されたら使用するが、今のところ使用する気はないとの返答。
・トラクターのブレーキ装置が高性能になっているので連結装置は必要ないとの意見あり。
・ブレーキ連結はなし。家の周りの水田なのでと言っている。
・作業中の乗降が多いので、シートベルトの脱着に手間取ってしまう。シートベルトの装着がしやすいように工夫してほしい。（トラクター製造業者への注文）
・声かけのため止めてもらったが、服装は整っていた。特に指摘事項は見当たらなかった。
・特に高齢者であって､速度を落として走行されていた。服装には気を付けられているように感じた。
・オペレーターは農作業受託組合の従業員で、トラクターの扱いは優れていた。
・声かけのため止めてもらったが、服装は整っていた。
・会社の所有であり、すべてにおいて○だった。
・安全フレームを正常な位置に戻すとの回答を得た。
・特に問題なしだが、一つ PTO 軸のカバーがなかったので取り付けをお願いした。
・トラクターは買ってから２年でどこも異常なし。シー

トベルト、ヘルメットの着用を勧めた。左右ブレーキは、このトラクターは最新のものであり、ハンドルを回せばロータリーが上がり自動でタイヤがロックする機能があった。
・安全フレームがないトラクターで、いつ買ったものなのかわからない。シートベルトもついてないので着用をすすめられない、ヘルメットは着用してくださいとお願いした。
・安全フレームが倒れたままであったので、呼び止めて起こしてもらった。服装や、その他のトラクター装備はよかった。同時にパンフレットを渡し話をした。
・ニンジン掘り起こし作業中に声かけをした。シートベルト、ヘルメット装着をお願いした。
・耕耘作業中に声かけをした。シートベルトヘルメット等付けないといけないことを自覚しているが、行動には移していないとのこと。ブレーキ連結は、道理走行では必ず行っている。
・シートベルト装着金具がさびて使用できない。修理を試みる。
・稲わら梱包中。ロールベーラー装着。降りることが多いのでシートベルト非装着とのこと。
・シートベルト金具がさびて使用できない。
・作業中でブレーキ非連結だったので、道路走行中及びほ場出入の際は連結するように注意した。
・シートベルトを付けていないので注意した。着用せず運転者が放り出されるケースがあるので、シートベルトを着用し安全を確保するよう説明した。
・前向きで降りようとしていたので、取っ手、ステップ等を確認して後ろ向きのはしご降りでと説明した。
・２人乗車して移動していた。段差や傾斜が多いので人的ミスにより振り落とされる危険があるので１人乗りすべきことをを説明した。
・安全フレーム2柱式をハウス作業で倒したまま畑へ移動していた。転倒した場合は下敷きになって死傷してしまうので、必ずハウス内作業が終了した時点でフレームを立てて移動するよう勧めた。
・薄暗い夕方に路上を移動していたので、低速車マークや反射テープを利用して目立つようにし安全確保してほしいと説明した。
・ハウス内の耕うんであるためフレームを倒しての作業であった。そのまま帰宅するとのことであったので、移動中はフレームを立てるよう説明した。また、左右ブレーキ連結をしていないので、道路上は必ず連結をお願いした。
・長期間シートの下に隠れ、シートベルトの着装部が破損していたので、修理するよう説明し、命には代えられないので着けるよう話をしてパンフレットを渡した。
・トラクターで移動中に、ロータリーが回転しているため声をかけた。次の水田が近くだったので、止めなかったとのこと。危ないのでロータリーを止めて移動してくださいとお願いした。
・仕事をしているために休みの日に農作業をしている。安全な農作業をして下さいと伝えた。
・農作業中の時にトラクターを止めて話をした。水田(ほ場）の状態がよくなく（コンバインが沈下）走行しづらい為、暗渠を入れてほしいとのこと。近日中に作業を計画した。本人は機械に詳しいので、トラクター等の整備はよい。
・声かけ時、話を聞くと普段シートベルト、ヘルメットはしていない。ブレーキの連結はしているとのこと。安全のためシートベルトは必須。できたらヘルメットもお願いしたいと伝えた。
・ハウス内はぶつかるからフレームをたたんでいた。ハウスから出たら立てる。田んぼの時は立てていると言っていた。シートベルト、ヘルメットの安全の話をした。
・ヘルメットは持っていない。シートベルトはする時としない時がある。ヘルメットの安全の話をした。
・シートベルト、ヘルメットは普段装着はしていないとのこと。過去段差のある畑に進入するとき斜めに入ってしまい転倒しそうになりヒヤリとしたとのこと。
・ビニールハウス内作業の後で安全フレームを倒したままで使ってしまったとのこと。

次に、声かけが出来ずシートベルト等のチェックのみを行った事例につき、同様に自由記入欄への記載事項抜粋を記す。内容をみるとチェックのみでなく声かけまで行われたのでないかと推定される事例もあるが、報告者が報告した分類どおりに取り扱うこととした。

【チェックのみをした農業機械士による自由記入欄への記載事項】

・線がはっているので気を付けるように話した。
・道路走行中はシートベルトをする。
・帽子もかぶっていない。上着（ジャンパー）のチャックもしめていない。
・田から田へのあぜ越えの時は左右のブレーキを連結していた。
・ヘルメットは座席に置かれていた。
・傾斜地のある畑で安全ベルトをしないで作業を行っていた。
・ほ場作業中、道路走行中、シートベルトを装着してなかった。
・トラクターのバケットでキビを運んでいた。車の通行に支障。
・スリッパで作業していた。
・ハウス内の作業のためフレームを倒したまま。
・後日パンフレット配布。

・仕上げの砕土中でクリープ速度（超低速）のため、畑の奥にいたので声は掛けられなかった。
・フレームを中途半端に立たせた状態である程度交通量のある道路を運転。
・確認できる範囲でシートベルトやヘルメット、フレームなどの他服装、全て安全対策が出来ていた。
・ハウス内作業の時はフレーム倒したまま、その外は時々立てる。
・ヘルメットは持っているがかぶっていない
・作業員もヘルメットかぶっていた。法人。
・ヘルメットはかぶったことはない。定期的に機械は（点検に）出している。
・圃場も道路も平地であるので安全と思いヘルメットは装着せずに作業。チラシ二部配布（トラクター、刈払機）
・作業中時々ヘルメットを着用して行う時もあるが、帽子のみでの作業が多いとのこと。チラシ二部配布（トラクター、刈払機）
・当方が車移動中で声をかけられなかった。トラクターのタイヤがすり減っていた。PTO 軸カバーの引っかけるチェーンが片方なかったように見えた。
・営農組合員による作業と思われる。シートベルトを装着し、ヘルメットをかぶって作業をしていた。
・くわえタバコの運転。帽子の着用もしていないままでの作業、運転であった。

②刈払機

ア．実施時期

表-9に声かけの時期別件数と、チェックのみの件数を示す。取組み月で最も多いのが9月で全体の約３割、前後の8月と10月を合わせると約７割がこの期間に集中しており、当然ながら草の多い夏場に声かけ活動が行われていた。

表-9　　刈払機 声かけ等実施時期

	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
声＋チェック	31	97	147	80	68	16	3	37	－
チェックのみ	7	27	61	69	25	4	4	10	－
合　計	38	124	208	149	93	20	7	47	－

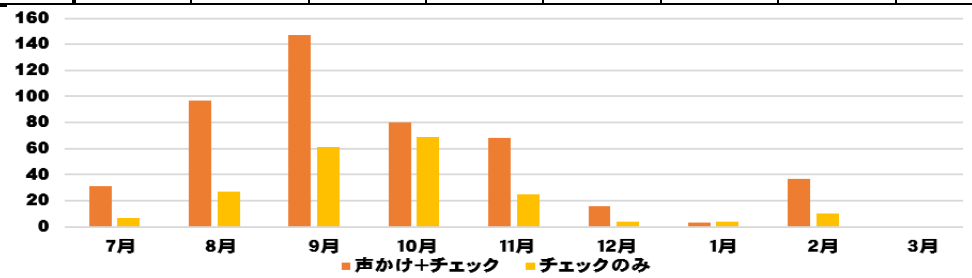

イ．作業状況・機種

対象者がどのような状態の時に声をかけ等を行ったかであるが、声かけは作業実施中と準備・休憩等の際がほぼ半々であったのに対し、チェックのみは作業中がずっと多かった。作業中に声かけを行うためには刈払いを中断してもらう必要があり、それを頼みにくい状況の場合にはチェックのみということになったと思われる。

機種の別は肩掛け型が約８割、背負型が約２割との状況であった。

表-10　　刈払機 声かけ等対象者の作業状況と機種

	作業状況		機種	
	刈払作業中	準備中・休憩中・移動中等	肩掛け型	背負型
声＋チェック	217　(45.9%)	256　(54.0%)	362　(78.0%)	102　(22.0%)
チェックのみ	165　(80.5%)	40　(19.5%)	166　(81.8%)	37　(18.2%)
合　計	382　(56.3%)	296　(43.7%)	528　(79.2%)	139　(20.8%)

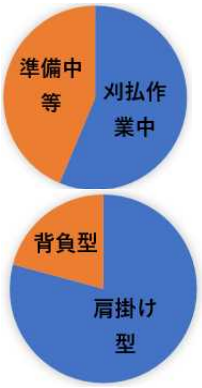

ウ．対象者の年齢等

対象とした刈払機使用者の性別・年齢は表-11のとおりで､年齢が印象によるものであるのはトラクターと同一である。性別・年齢ともトラクターとほぼ同様の結果となり、女性が思いのほか少ないのは、刈払機であっても機械の取扱いは男性が担当することが多いとの状況があるものと推定される。

表-11　　刈払機 声かけ等対象者性別・年齢

	性 別		推 定 年 齢			
	男性	女性	40歳未満	40～50歳代	60～70歳代	80歳以上
声＋チェック	443	31	25(5.3%)	130(27.4%)	295(62.1%)	25(5.3%)
チェックのみ	201	7	17(8.2%)	42(20.3%)	135(65.2%)	13(6.3%)
合　計	644	38	42(6.2%)	172(25.2%)	430(63.0%)	38(5.6%)

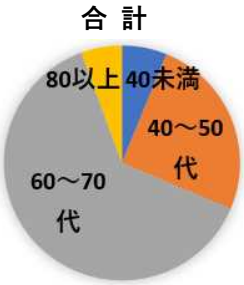

エ．声かけの内容等

以下に声かけをした農業機械士が自由記入欄に記載した内容を転載する。この記載内容はトラクターと同様、本声かけ活動の実施状況が把握できるようなもののみとしたほか、同様の報告記述はひとつに絞ったり、一部文章表現を整えたりするなどの加工を行っている。

これらの内容について、若干の要約をすると次のとおり。なお、防具装備の状況・刈払機本体の状況等については、72ページ以降に別途計数的な整理を行っている。

・農業機械士は、多くはパンフレットを渡しながら対象者の防具や作業の状態等に合わせて声かけを行った。特に、ゴーグル又はフェイスシールド、ヘルメットの装着、飛散物防護カバーをずらさないこと等について重点的な声かけが行われた。
・防具については、必要性が知られていないわけではないと思われるが、暑さから装着したくないとの反応が多い。
・少数であるが、パンフレットをみせると「へーそうなんですか」との反応があったとの報告があった。その内容は分からないが、例えば「左側１／３のみで刈るべき」など知らない人もいると思われる。
・結構な大人数の共同作業中に手を休めてもらい、安全啓蒙を行うことができた事例もある。今実施している作業・機械についてその場で研修的な声かけが行われるのは、印象にも残り効果的であるものと考えられる。
・エンジンを止めないまま、草のからまりを除去しているなどの例があった。

【声かけした農業機械士による自由記入欄への記載事項】

・ゴーグル等を装着していなかったので必要性を説明した。
・ヘルメット、ゴーグルの必要性を説明する。
・なぜ防護カバーをずらしているのかを聞いて（草がカバーと刃の間に挟まるからとの事で）保護メガネの使用を促す。
・共同作業だったが、あまりにも接近して作業をしていたので作業の危険性を説明。
・パンフレットにより危険性を説明。作業前だったのでゴーグルの着用は確認できず。
・ほぼ安全装備に問題はないが、パンフレットをくばり安全靴をはくように話した。
・パンフレットを渡して、ゴーグルをつけたほうが目に石が当たらないと説明した。
・兼業農家　一時間ぐらい草刈りをして休むようにしている。
・土手は草だけなのでゴーグルは考えてない。道などの時はゴーグルをする。
・ヘルメット、フェイスガードの装着をしていない人がまだ多い。
・声かけで止めてもらったが、服装は整っていた。
・声かけで止めてもらったが、ゴーグル、フェイスガードの装着がなかった。
・声かけで止めてもらったが、防寒着のファスナーが開

いたままだったので注意を促した。
・防護カバーはススキを刈り取る場合ジャマになるとの事。
・軽トラックにおいてあるヘルメットを装着するように話した。
・田んぼのあぜ道を作業中声かけをし、話を聞いた。いままでヘルメットをかぶった事はなく、これからもかぶる予定はないとの事。パンフレットを渡したがいい返事がもらえなかった。
・刈払機を確認したら防護カバーがなかった為、パンフレットを渡し説明した。カバーは購入するとの事。安全靴ははかない。ヘルメットもわからないとの事。
・刈払作業中声をかけ話を聞いた。ゴム長でもいいのでは？と言われたので、パンフレットを見せ説明した。
・刈り払い機が新しく整備不良はなかった。パンフレットを渡しヘルメットの安全性を説明した。
・長ぐつ、顔の鼻から下を覆うフェイスガードの使用を勧めた。パンフレット配布。
・雇われの者。農業経験が浅い。安全な装備について説明した。
・スニーカー等で作業している人が多い。
・３０分作業して休憩の繰り返しを行っているとのこと。
・一部チップが欠けていた刃を使用していたので交換をうながした。
・担い手のホープ。朝早くからがんばって草刈りしている。気を付けるように伝えた。
・田んぼの草が伸びて刈りづらい。暑い時もあるので気を付けるようにいった。朝早くやってるようだ。ゴーグルがあると、メットはかぶらないそうだ。
・いつも草を刈っている。ちょっと伸びると刈る。ゴーグル、ヘルメットはないといってたので、装着をお願いした。
・カバーがなかったので付けるように伝えた。ゴーグル、ヘルメットは無理かも。ヘルメットはあるとはいっていた。
・元気に機械を振り回していたので気を付けるように伝えた。ゴーグル、ヘルメットをするようにいった。
・田んぼが日陰になるので木も切っていた。注意した。
・倉庫をきれいにしており、作業もきれいだ。
・父がけがして彼女が担い手になった。15haの水田。若いから元気がいい。
・トラクターと一緒に。きちんとしている。GAP がとれそうだ。
・ヘルメット以外はきちんとできていた。ヘルメット着用のお願いをしたが「暑い」と言われた。
・頭、顔等の安全対策を説明し、スニーカーのヒモもゆるかったので締めていただくよう注意した。
・長靴が一般的なものだったので、保護が充分でないこと、ヘルメットやゴーグル等の重要性も説明した。
・刈払機のパンフレットを渡すと「へエーそうなんですか」と、今まで当たり前のつもりが違っていたことに驚いていた。
・作業を終えて休憩中だったので、ヘルメット、ゴーグル等の保護について熱心に聞いて頂いた。ヘルメットを購入するとのこと。
・肩かけベルトのゆるみ（注意）
・ワラの巻きつき、機械刈刃のよごれ（油もれ）そうじ等を注意。
・安全に作業をするよう注意をした。ヘルメットは持っていたがかぶっていない。
・大豆畑の草刈り中に声かけを実施。組合員６名で作業をしていたのでパンフレットを使用し安全装備について説明した。
・安全作業に心がけ、定期的（30分程度で）に休憩しているとのこと。
・お昼も休みを取らないで作業をしていたので、誰もいないところで作業しないで、休みもきちんととって作業をしましょうと声掛けをした。
・回転刃が切れないのか、アクセルを目一杯上げての作業なので、音も回転もあぶないと声掛けをした。
・往復刈りをしていたため注意し、作業周囲及び足元の確認を促した。
・暑い日なので、早めの休みを取るように、水分、塩分を取るようにお願いした。
・ヘルメット等を着用のお願いをしたら逆にキレられた。暑いのに使用できるかと言われたが、時間をずらして作業をしてくださいとお願いした。
・刈刃に草が巻き付いているのをエンジンを止めないで取っていたので注意した。
・集落での用排水路、のり面雑草刈りは刈払機の安全とともに猛暑との戦い（田んぼの真ん中で日陰がない）→暑さに対しての対策（こまめな休憩の声掛けなど）が必要と感じた。
・猛暑の中でのヘルメットはかえって熱中症になるのではという声があった。
・公務員であるために機械や装備の点はきちんと調えてあった。
・元農機具取扱い者（JA の農機センター）で、きちんと整備され、安全にも気を使っていた。
・父親から受け継いだため未整備で使っていた。
・エンジンの始動が悪い。作業中気をとられるのが不安。
・新品と同様に手入れされてあった。装備も調えられていた。
・シルバー人材センターで作業したことがあって、機械の具合は良好であった。
・使いやすいように手が加えられてあった。安全面は気を使っているらしい。
・安全について話す。使うのは年に数回で１時間くらいなので安全について分かってはいるがつい、という話なので、パンフレットを見せながら考え直してもらうよう話し合う。
・共同草刈り15名参加での状況で、作業後パンフレットを配布し安全な作業について話し合う。
・自宅にて聴き取り調査。チラシ配布。事故のないように伝える。
・ヘルメットとフェイスガード、長袖の着用とカバーの位置をお願いした。

・飛散物防護カバーは取り外されていたので、装着を促した。パンフレットで説明した。
・共同作業中で周囲に注意するよう声かけをした。熱中症にも注意して水分補給をするよう声かけた。
・石が多い場所だったので石の飛散に注意するように話をした。ゴーグルを着用するようすすめた。
・メガネを掛けている人でゴーグル等はしていなかった。
・２人で草刈りをしていた。保護めがね、手袋の着用等の保護具を使用していなかった。安全意識が不十分であった。
・保護カバーの位置を変えていた（草が巻き付く）。からまった草を取り除く事故の説明や、飛散物の防護ができるカバーを元の位置にもどすよう説明。パンフレットを配布した。
・保護カバーの位置を変えていた（草が巻き付く）。チップが欠けて飛んだりして失明した人もいると説明（きちんとした位置にもどす）。必ず保護メガネをつけて下さいと説明した。
・飛散物防護カバーの位置を変えていたので、パンフレットを基に説明した（刈刃、異物が飛んで危険）。
・飛散物防護カバーがなかった。刈払った草刈刃の破片などの飛散により危害を受けることを説明し、パンフレットを渡した。
・ある組織の人（３人）が歩道の草刈りをしていたが、作業状態に問題があるため注意をした。近接して作業をしていた。責任者は危険は分かってはいたが、そのまま作業をしていたとのこと。今後注意をするとのこと。同組織では刈払機の使用者は少なく、歩行タイプ、乗用タイプが多い。
・ゴーグルは軽トラックの運転席に置いてあった。

刈払機についてもトラクターと同様、声かけが出来ず防具装備等のチェックのみを行った事例について、自由記入欄への記載事項抜粋を以下に記す。これもトラクターと同様にチェックのみでなく声かけまで行われたのでないかと推定される事例もあるが、報告者が報告した分類どおりに取り扱うこととした。

【チェックのみをした農業機械士による自由記入欄への記載事項】

・ヘルメットは暑いとのこと。
・飛散物防護カバーはつるがかかるとのこと。
・パンフレットを渡して少し説明をした。モア―の刈残しを刈っている。
・前に足などを切ったことがあると言っていた。パンフレットを渡した。
・前掛けをしていた。パンフレットを渡して説明した。
・パンフレットを渡して見るように話した。
・首にタオルをかけて作業。
・肩掛けベルト不使用。
・ヘルメット装着を促したが「暑い、嫌だ」という理由で拒否。
・林業家で安全面には気を付けている様子。
・声をかける前に作業を終えて立ち去った。往復刈りをしていて粗暴な行いだったので近づけなかった。
・シルバーに行っている方でヘルメット等すべて OK であった。
・ミカン木の枝葉に頭が当たるからヘルメットを装着するように話した。
・斜面の作業に一般の長靴で不安定に感じられた。
・ゴーグルを装着している人が少ない。
・刈払機を高く上げて作業していたため危なく感じた。
・やっと使っているようであり、やめてといった。チラシを渡した。
・JA で機械は見てもらっている、草刈作業はチョコチョコ分けてやるようにしているとのこと。
・共同作業でキケンな間隔である。全員カバーがずれている。
・今後ヘルメット・安全靴などを使用して作業するようお願いした。
・保護めがねをしていない。タオルを首にかける等危険であった。
・頭にタオルを巻き、ゴーグルなしの作業を行っていた。又、周辺には子供が鎌を持ち草刈りをしていて、刈払機の近くにいたので危険と感じた。

③その他機種

ア．対象機種

その他機種としては、次のような機械を使用中の者に声かけが行われた。

コンバイン：42人（自脱型30、普通型12）、モア：19人（歩行型15、乗用型4）、歩行型トラクター：8人、ホイールローダー：7人、フォークリフト：3人、バックホー：3人、（以上計82人）

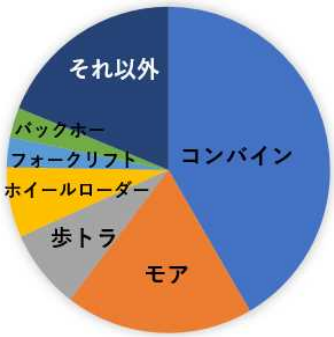

これら以外の機種を合わせ、合計で101人の対象者に声かけが行われた。なお前述のとおりその他機種に関しては、「チェックのみ」の取組みは行われていない。

イ．実施時期

表-12のとおり、9月～11月の間がほとんどであった。

表-12　　その他機種 声かけ実施時期

	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
声＋チェック	2	2	27	42	20	1	－	7	－

ウ．声かけ時の状況等

声かけをしたときの対象農業者の状況としては、トラクター・刈払機と同様ほ場作業中が多くなっているが、自由記入欄等によるとその他では比較的農機具庫・倉庫等がみられた。性別や年齢も前２機種と同様の傾向となっている。

表-13　　その他機種 声かけ時の状況、対象者の性別・年齢

声かけ時の状況			性 別		推 定 年 齢			
ほ場作業中	道路走行中	その他	男性	女性	40歳未満	40～50歳代	60～70歳代	80歳以上
74	8	18	89	5	16	31	46	1

（３）安全装備等チェックの実施結果

①乗用型トラクター

ア．シートベルト装着状況

(ア)全体概要：本声かけ・チェックの大きな目的のひとつにこのシートベルト装着状況の把握がある。装着により事故時の死亡率が1／8に減少する※とのデータがあり、大きな効果があることが明らかになっているが、その現場での装着実態については必ずしも明らかではなかった。今までいくつかアンケート調査はあったものの、本人の申告によるとどうしても装着率は高めに出るのではないかと見込まれ、本事業のような観察による調査は前例がなかった。報告された事例の集計による装着率は次表のとおりとなった。

※平27～令元の全国の警察機関が有する道路上の事故データ集計。「農耕作業用特殊車」事故746件のうちシートベルト装着93件の死亡率3.2%、非装着653件の死亡率23.4%。

表-14　　トラクターシートベルト装着率

	装 着	非装着	不 明	装備なし	合 計
声＋チェック	54(11.3%)	359(75.4%)	37(7.7%)	26(5.4%)	476(100.0%)
チェックのみ	34(15.8%)	116(54.0%)	58(27.0%)	7(3.3%)	215(100.0%)
合　計	88(12.7%)	475(68.7%)	95(13.7%)	33(4.7%)	691(100.0%)

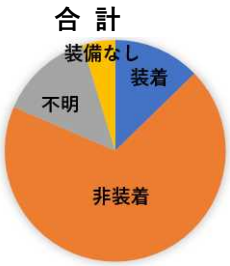

総計での装着率は12.7%で、不明を除外して計算すると装着率は14.8%となる。この１割を超えるとの結果は、正直に言って事前に予想していた数値よりも高めであると言える。

ただし本調査は具体的な調査客体の選定を各県農業機械士会に任せたため、県によってある程度偏りが出てきている面がある。県別の装着率を表-15に示すが、このとおり県間に大きな

差が生じた。

これは各県の特性というよりは、法人経営のようなシートベルト装着促進が進んでいるところが調査対象として多かった県と、そうでないところで差が生じたのではないかと思われる（一部装着率の高い県からの聞き取りによる）。

このため、表中*で示した特に高い２県と低い２県を除外し中庸10県で集計してみたのが表-16で、シートベルト装着率は9.4%となった。不明を除外すると11.0%である。感覚的には、これが全国の平均に近い数字ではないかと推定される。

表-15 県別トラクターシートベルト装着率

県 名	装 着	非装着	不明	装備なし	合計
富山県 *	26 (32.9%)	42	9	2	79
長野県 *	9 (32.1%)	12	5	2	28
福岡県	8 (13.8%)	35	1	14	58
京都府	5 (13.2%)	22	9	2	38
神奈川県	3 (11.5%)	15	8	0	26
栃木県	9 (11.4%)	62	6	2	79
奈良県	2 (11.1%)	7	8	1	18
新潟県	7 (9.7%)	53	8	4	72
茨城県	7 (7.7%)	65	18	1	91
沖縄県	6 (7.5%)	62	10	2	80
千葉県	5 (6.6%)	58	11	2	76
青森県	1 (4.2%)	23	0	0	24
鹿児島県*	0 (0.0%)	13	2	1	16
長崎県 *	0 (0.0%)	6	0	0	6
合 計	88 (12.7%)	475	95	33	691

表-16 中庸10県のトラクターシートベルト装着率

装 着	非装着	不 明	装備なし	合 計
53 (9.4%)	402 (71.5%)	79 (14.0%)	28 (5.0%)	562(100.0%)

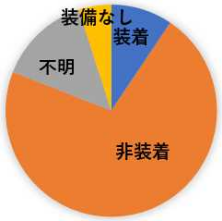

(イ)年齢別装着率：また、観察者の見た目の印象で、トラクター運転者のおおよその年齢を記入してもらっており、その結果を表-17に示す。それ程大きな差ではないが、80歳以上を除き年代が上がるほどシートベルト装着率が上がるとの結果が得られた。また、サンプル数は少ないものの80歳以上で装備なしのトラクター比率が高かった。

表-17 年代別トラクターシートベルト装着率

	装 着	非装着	不 明	装備なし	合 計
４０歳未満	4 (10.0%)	28 (70.0%)	5 (12.5%)	3 (7.5%)	40 (100.0%)
４０～５０代	19 (11.4%)	122 (73.5%)	19 (11.4%)	6 (3.6%)	166 (100.0%)
６０～７０代	61 (14.0%)	287 (66.0%)	67 (15.4%)	20 (4.6%)	435 (100.0%)
８０歳以上	4 (9.5%)	32 (76.2%)	2 (4.8%)	4 (9.5%)	42 (100.0%)
合 計	88 (12.9%)	469 (68.7%)	93 (13.6%)	33 (4.8%)	683 (100.0%)

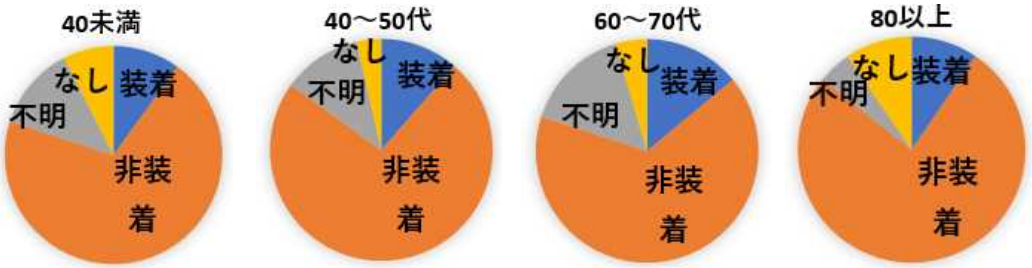

(ウ)ほ場・道路別等装着率：ほ場作業中・道路走行中・その他休憩中等別の装着率を表-18に示す。ほ場よりも道路の方が若干装着率が高いとの結果になってはいるが、道路走行中のサンプル数が少ないことからいって有意な差ではないものとみられる。

表-18　　作業状態別トラクターシートベルト装着率

	装 着	非装着	不 明	装備なし	合 計
ほ場作業中	64 (13.3%)	335 (69.6%)	60 (12.5%)	22 (4.6%)	481 (100.0%)
道路走行中	9 (14.1%)	39 (60.9%)	14 (21.9%)	2 (3.1%)	64 (100.0%)
その他休憩中等	15 (10.6%)	96 (68.1%)	21 (14.9%)	9 (6.4%)	141 (100.0%)
合　計	88 (12.8%)	470 (68.5%)	95 (13.8%)	33 (4.8%)	686 (100.0%)

(エ)大特・小特別装着率：トラクターの大型特殊・小型特殊別の装着率を表-19に示す。ここでいう○○特殊とは道交法上、即ち運転免許でいう区分を表す。調査台数全体の割合は大特が４割強、小特が６割弱とやや小特が多かった。装着率をみると大特が約16%に対し小特が10%強と結構大きな差が生じたが、非装着の割合も若干大特の方が大きく、これはシートベルト未装備の割合が小特の方がずっと多いことによる。国の検査・鑑定における安全フレームの義務づけの年次が、大特が先行したこと等によるものと思われる（安全フレームが装備されると同時にシートベルトも装備されるのが通例。）。なお、「不明」と「装備なし」を除外して装着率をみると大特が18.4%、小特が13.3%となり、割合の比は縮まるものの、やはり大特の方がかなり高い。相対的に担い手等が多い大型トラクターの方が、操縦者の安全意識も高いものと思われる。

表-19　　大特・小特別トラクターシートベルト装着率

	装　着	非装着	不　明	装備なし	合　　計
大型特殊	47 (15.9%)	208 (70.3%)	36 (12.2%)	5 (1.7%)	296(100.0%)[43.0%]
小型特殊	41 (10.5%)	265 (67.9%)	58 (14.9%)	26 (6.7%)	390(100.0%)[56.6%]
不　明	－ (0.0%)	2 (66.7%)	－ (0.0%)	1 (33.36)	3(100.0%)[0.4%]
合　計	88 (12.8%)	475 (68.9%)	94 (13.6%)	32 (4.6%)	689(100.0%)[100.0%]

※合計欄の[　]内は縦に比較した比率

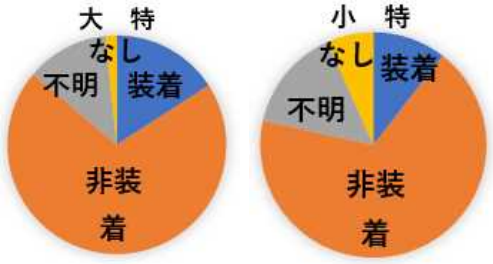

(オ)キャビン・フレーム別装着率：トラクターがキャビン仕様であるか、安全フレーム仕様であるか、それともいずれも未装備であるかの違いによる装着率を表-20に示す。調査台数全体の仕様割合は半数がキャビン、約４割がフレームと若干キャビンの方が多い一方、いずれも未装備のものも１割近く存在した。

装着欄にあるとおりキャビン仕様・フレーム仕様間でシートベルト装着率は２倍以上の差がみられた。もちろんキャビン仕様であっても装着することが望ましいが、それよりもさらに装着が重要となるフレーム仕様の方が装着率が低くなっており、大きな問題であるといえる。これもどちらかというと担い手層の多いキャビン仕様の方が締める人が多いことによるものと推

定される。

なお、キャビン・フレームいずれもなしのトラクターで、「非装着」「不明」との報告がされたものも多いが、実際にはほとんどが「装備なし」に分類すべきものであると思われる。

表-20　　キャビン・フレーム別トラクターシートベルト装着率

	装　着	非装着	不　明	装備なし	合　　計
キャビン装備	66（19.2%）	235（68.3%）	40（11.6%）	3（ 0.9%）	344(100.0%)[50.1%]
フレーム装備	22（ 7.9%）	205（73.2%）	44（15.7%）	9（ 3.2%）	280(100.0%)[40.8%]
いずれもなし	－（ 0.0%）	32（50.8%）	11（17.5%）	20（31.7%）	63(100.0%)[9.2%]
合　計	88（12.8%）	472（68.7%）	95（13.8%）	32（ 4.7%）	687(100.0%)[100.0%]

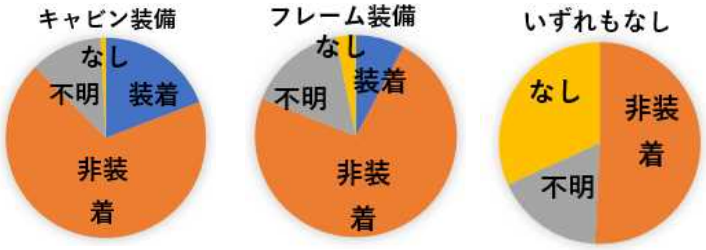

（カ）フレームを倒したままの運行率：２柱式安全フレームは果樹園やハウス内での作業、軒の低い納屋への出入り等のため可倒式となっているのが通例であるが、それらの必要のないときであっても立てる手間を惜しんで倒したまま運行されることがある。本調査でもフレーム仕様トラクターにおけるその状態をチェックしており、結果を表-21に示す。なお、本取組みでは農業機械士による見回り時に不必要に倒している例をみかけたら、その場で立ててもらうように措置している。

全体では表中合計欄のとおり約16%のトラクターがフレームを倒していた。これについていくつかのクロス集計結果も表中に示している。サンプル数がそれ程多くないので、以下に述べることが有意差をもってきちんと傾向を表しているとまで言えるかどうかは不分明であるが、それを前提として分析する。

作業状態が「ほ場作業中」「その他」の場合には、一部必要があって倒している場合があるかも知れないが、「道路走行中」にはそのような場合はあり得ない。その「道路走行中」に倒している割合が約24%とむしろ合計よりも高くなっており、これは問題点といえる。年齢別にみると60～70代で倒している割合が低く、80歳以上ではゼロと高齢の方が立てているとの結果となった。トラクターの大きさ別では小型の方が倒している割合が高い。なお、フレームの状態によるトラクターのシートベルト装着状況をみると、さすがにフレームを倒しているにもかかわらずシートベルトを装着している例はなかった。必要があってフレームを倒して運行する場合、さらにはフレーム未装備のトラクターについては、シートベルトはむしろ締めない方が安全上好ましいとされている。

表-21　安全フレームを立てている状態・倒している状態別の状況(クロス集計)

		立てている	倒している	合　計
作業状態	合　計	234　(83.9%)	45　(16.1%)	279 (100.0%)
	ほ場作業中	166　(84.3%)	31　(15.7%)	197 (100.0%)
	道路走行中	22　(75.9%)	7　(24.1%)	29 (100.0%)
	その他休憩中等	46　(86.8%)	7　(13.2%)	53 (100.0%)
年齢別	40歳未満	11　(78.6%)	3　(21.4%)	14 (100.0%)
	40代～50代	48　(73.8%)	17　(26.2%)	65 (100.0%)
	60代～70代	154　(87.5%)	22　(12.5%)	176 (100.0%)
	80歳以上	22 (100.0%)	－　(0.0%)	22 (100.0%)
大小	大特免許タイプ	42　(89.4%)	5　(10.6%)	47 (100.0%)
	小特免許タイプ	192　(83.1%)	39　(16.9%)	231 (100.0%)
ベルト	シートベルト装着	22 (100.0%)	－　(0.0%)	22 (100.0%)
	シートベルト非装着	163　(83.2%)	33　(16.8%)	196 (100.0%)
	不　　明	36　(81.8%)	8　(18.2%)	44 (100.0%)
	装 備 な し	4　(57.1%)	3　(42.9%)	7 (100.0%)

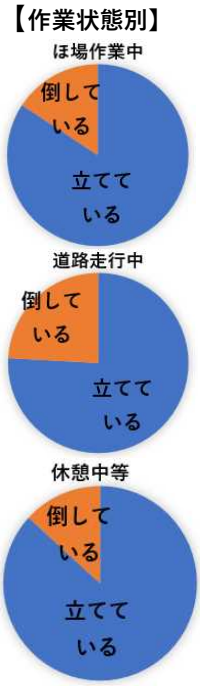

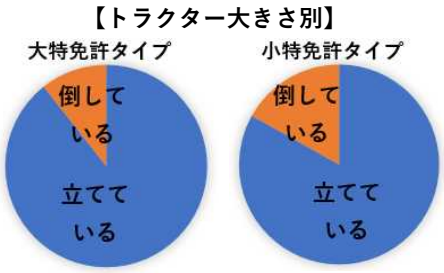

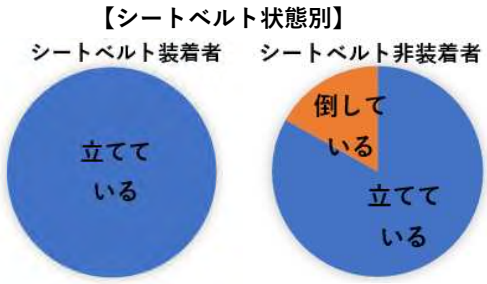

イ．ヘルメット着用率

シートベルト装着率を調査すると同時に、観察によりヘルメットの着用率を調査した。結果は表-22に示すとおり全体で7.9%であったが、これも県間の差が大きく、理由はシートベルトと同様と思われる。高かった富山(32.1%)、京都(7.9%)と低かった鹿児島(0.0%)、長崎(同)を省く中庸10県で集計すると着用率は4.8%となる。概ね予想どおりの結果ともいえるが、機械作業にはヘルメット着用が常識となるよう画期的に高くする取組みが求められる。

表-22　　ヘルメット着用率

	着　用	非着用	合　計
声＋チェック	37　(7.9%)	434　(92.1%)	471 (100.0%)
チェックのみ	17　(7.9%)	197　(92.1%)	214 (100.0%)
合　計	54　(7.9%)	631　(92.1%)	685 (100.0%)

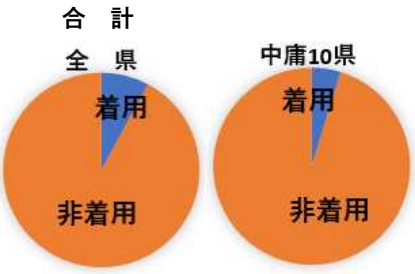

表-23　　中庸10県のヘルメット着用率

	着　用	非着用	合　計
合　計	26　(4.8%)	521　(95.2%)	547 (100.0%)

このヘルメット着用状況につき、いくつかの項目とクロス集計してみたのが表-24である。作

業状態別ではほ場の方が道路上より若干着用率が高くなった。年齢別では跛行性はあるが、60～70代の人数も多いところが高くなっている。トラクターの大小にはあまり差はなかったが、キャビン・フレーム別ではフレームの方が低く、さらに「いずれもなし」の方がもっと低くなっており、操縦者の意識が窺えるが危険性と逆行する結果で問題である。

表-24　ヘルメット着用率（クロス集計）

		着　用	非着用	合　計
作業状態	ほ場作業中	42　(8.8%)	435　(91.2%)	477 (100.0%)
	道路走行中	4　(6.3%)	60　(93.8%)	64 (100.0%)
	その他休憩中等	8　(5.8%)	131　(94.2%)	139 (100.0%)
年齢別	40歳未満	3　(7.7%)	36　(92.3%)	39 (100.0%)
	40代～50代	9　(5.5%)	156　(94.5%)	165 (100.0%)
	60代～70代	41　(9.5%)	390　(90.5%)	431 (100.0%)
	80歳以上	1　(2.3%)	42　(97.7%)	43 (100.0%)
大小	大特免許タイプ	22　(8.0%)	273　(92.0%)	295 (100.0%)
	小特免許タイプ	31　(7.5%)	356　(92.5%)	387 (100.0%)
フレーム	キャビン装備	32　(9.4%)	309　(90.6%)	341 (100.0%)
	フレーム装備	19　(6.8%)	261　(93.2%)	280 (100.0%)
	いずれもなし	3　(4.9%)	58　(95.1%)	61 (100.0%)

【作業状態別】

【キャビン・フレーム別】

ウ．左右ブレーキ連結率

さらに加えて、トラクター運行時の左右ブレーキ連結についても観察調査を行った。この観察は、声かけをせずチェックのみの場合には連結状態がまず分からないことから、全て声かけを行った際(声＋チェック)の結果である。

全体の連結率は６割強である。作業状態別にみると当然ながらほ場作業中よりも道路走行中・その他休憩中等の方が連結率は高くなっているが、逆にいえば道路上であっても２割以上は連結していないとの結果が得られた。キャビン・フレームの別でみるとキャビンの方がかなり連結率は高い。操縦者の意識の違いもありうるが、最近のトラクターに装備されている片ブレーキ防止装置をもつものはキャビンが多いためかも知れない。

表-25　左右ブレーキ連結率（クロス集計）

		連 結	非連結	不 明	合 計
作業状態	合　計	293 (62.5%)	157 (33.5%)	19 (4.1%)	469(100.0%)
	ほ場作業中	158 (51.0%)	142 (45.8%)	10 (3.2%)	310(100.0%)
	道路走行中	29 (78.4%)	5 (13.5%)	3 (8.1%)	37(100.0%)
	その他休憩中等	106 (86.9%)	10 (8.2%)	6 (4.9%)	122(100.0%)
フレーム	キャビン装備	169 (69.3%)	67 (27.5%)	8 (3.3%)	244(100.0%)
	フレーム装備	96 (52.7%)	78 (42.9%)	8 (4.4%)	182(100.0%)
	いずれもなし	1(100.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	1(100.0%)

【作業状態別】

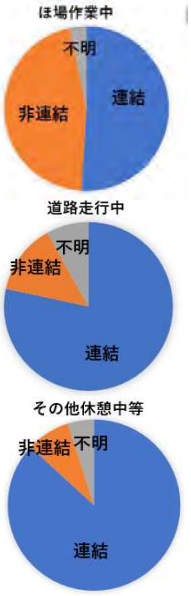

【キャビン・フレーム別】

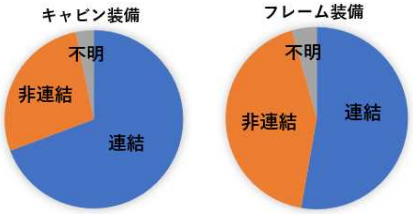

②刈払機

ア．安全装備の状況

表-26に調査対象となった刈払機の作業者が身につけていた安全装備等の状況を示す。ヘルメットは16%程度にとどまったが、それでもトラクターに比べればかなり高い。問題はゴーグル等（含フェイスガード）で、装着率は５割に届いておらず、刈払機事故の典型である目への飛散物飛び込みがきちんと意識されていない。手袋と長袖は率は高いが、それでも素手の人が5%強、半袖の人が約9%おり、これも全員の着用が望まれる。また、安全靴等の着用は２割に達しておらず、低い位置にある刈刃が足に当たる事故例も多いことを考えると、これも問題であるといえる。

表-26　　刈払機作業者 安全装備装着率

	ヘルメット		ゴーグル等 ※1			手　袋			長袖服		安全靴等 ※2		
	装着	なし	装着	なし	不明	装着	素手	不明	着用	半袖	着用	他靴	不明
声＋チェック	78	399	214	262	-	453	25	-	439	38	85	389	2
チェックのみ	31	177	114	89	5	191	13	5	186	22	43	153	13
合　計	109	576	328	351	5	644	38	5	625	60	128	542	15
割合(%)	**15.9**	**84.1**	**48.0**	**51.3**	**0.7**	**93.7**	**5.5**	**0.7**	**91.2**	**8.8**	**18.7**	**79.1**	**2.2**

※1：フェイスガードを含む。　　※2：保護長靴等を含む。

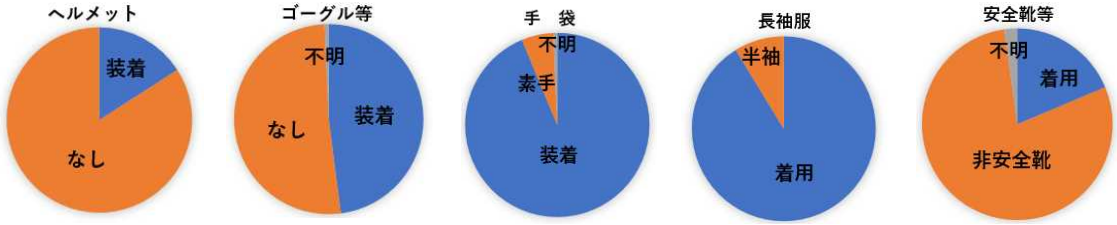

この安全装備に関し、いくつかの項目でクロス集計を行ってみたものを表-27に示す。「作業状態」や「タイプ」などの項目毎に上下で見比べて、割合に差があれば何らかの傾向を示しているのではないかと考えられる。

ヘルメット装着を縦にみていくとバラツキが大きいが、絶対的な装着率が低いためサンプルが少ないことによるものかも知れない。それでも男女間で３倍以上の差、年齢別で高齢者が低くなっているのは、特にこれらの者に対策が必要であることを示していると考えられる。また、ゴーグル等でもやはり女性・高齢者が低くなっている。

手袋と長袖に関しては各項目とも大きな差はみられない。安全靴等についても高齢者が低くなっているが、男女別では逆に女性が高くなっている。これは女性の着用者11人のうち6人までがある県に集中していたことから、例えば女性が多く装備がしかっかりしたグループを当該県で調査対象にしたなど調査客体の偏りによるものとみられる。

なお、「全調査数」欄の〈　〉書きした割合数字は縦にみた数字の割合を示す。「作業状態」でいうと全調査数の約６割が「ほ場作業中」、「タイプ」では約８割が「肩掛け式」、「性別」では約95%が「男性」、「年齢別」では全体の2/3近くが「60代～70代」となる。

さらに、「単純平均」欄は「ヘルメット装着」から「安全靴着用」までの５項目のパーセンテージを加算して５で割った数字である。この数字自体に意味はないが、「作業状態」や「タイプ」などの項目内で上下に比べて、どちらがより総合的に安全に配慮されているかの指数になると考え算出してみた。結果的には各項目とも大きな差はなかったが、「年齢別」の「80歳以上」のみ大きく低く、高齢者の安全意識に問題があることがうかがわれた。

表-27　　刈払機作業者 安全装備装着率（クロス集計）

		ヘルメット装着	ゴーグル等装着	手袋着用	長袖着用	安全靴等着用	全調査数 ※1	***単純平均*** ※2
作業状態	ほ場作業中	40	194	356	343	66	382	
	割合(%)	**10.5%**	**50.8%**	**93.2%**	**89.9%**	**17.3%**	**〈59.8%〉**	***52.3%***
	準備･休憩･移動中	57	112	241	234	47	257	
	割合(%)	**22.2%**	**43.6%**	**93.8%**	**91.0%**	**18.3%**	**〈40.2%〉**	***53.8%***
タイプ	肩掛け式	74	253	493	480	92	528	
	割合(%)	**14.0%**	**47.9%**	**93.4%**	**90.9%**	**17.4%**	**〈79.2%〉**	***52.7%***
	背負式	30	62	130	124	31	139	
	割合(%)	**21.6%**	**44.6%**	**93.5%**	**89.2%**	**22.3%**	**〈20.8%〉**	***54.2%***
性別	男　性	106	311	602	585	115	644	
	割合(%)	**16.5%**	**48.3%**	**93.5%**	**90.8%**	**17.9%**	**〈94.4%〉**	***53.4%***
	女　性	2	15	36	34	11	38	
	割合(%)	**5.3%**	**39.5%**	**94.7%**	**89.5%**	**28.9%**	**〈 5.6%〉**	***51.5%***
年齢別	40歳未満	8	22	38	35	15	42	
	割合(%)	**19.0%**	**53.7%**	**90.5%**	**83.3%**	**35.7%**	**〈 6.2%〉**	***56.4%***
	40代～50代	33	93	162	148	37	172	
	割合(%)	**19.2%**	**54.4%**	**94.2%**	**86.0%**	**21.5%**	**〈25.3%〉**	***55.1%***
	60代～70代	65	203	408	403	67	429	
	割合(%)	**15.2%**	**47.3%**	**94.9%**	**94.2%**	**15.6%**	**〈63.0%〉**	***53.4%***
	80歳以上	3	7	7	34	5	38	
	割合(%)	**7.9%**	**18.4%**	**81.6%**	**81.6%**	**13.9%**	**〈 5.6%〉**	***40.7%***

※1：左欄の分母となる調査対象数。なお、〈　〉書きの割合は、上下間の割合。

※2：〈　〉書きを除く左欄の割合数字を単純平均したもの。

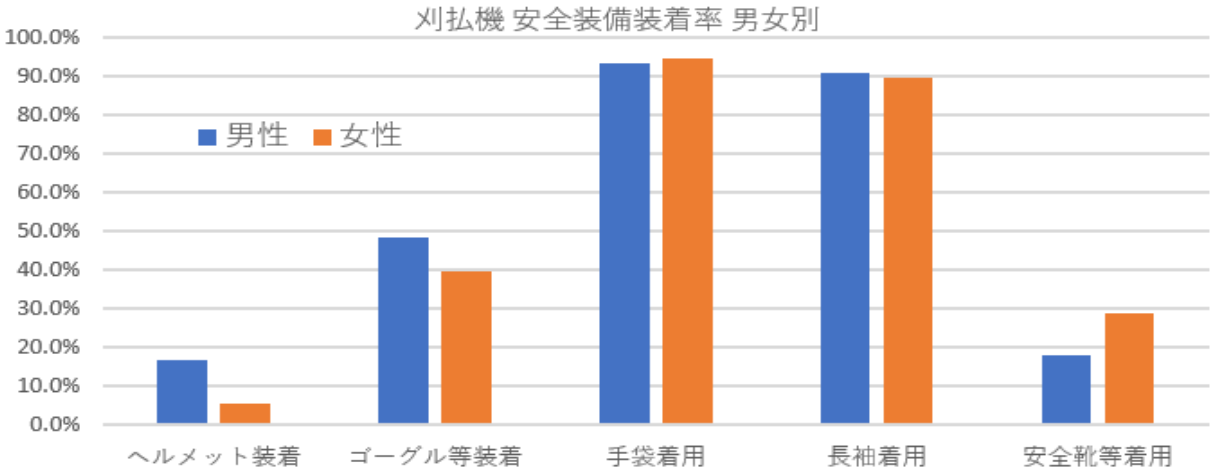

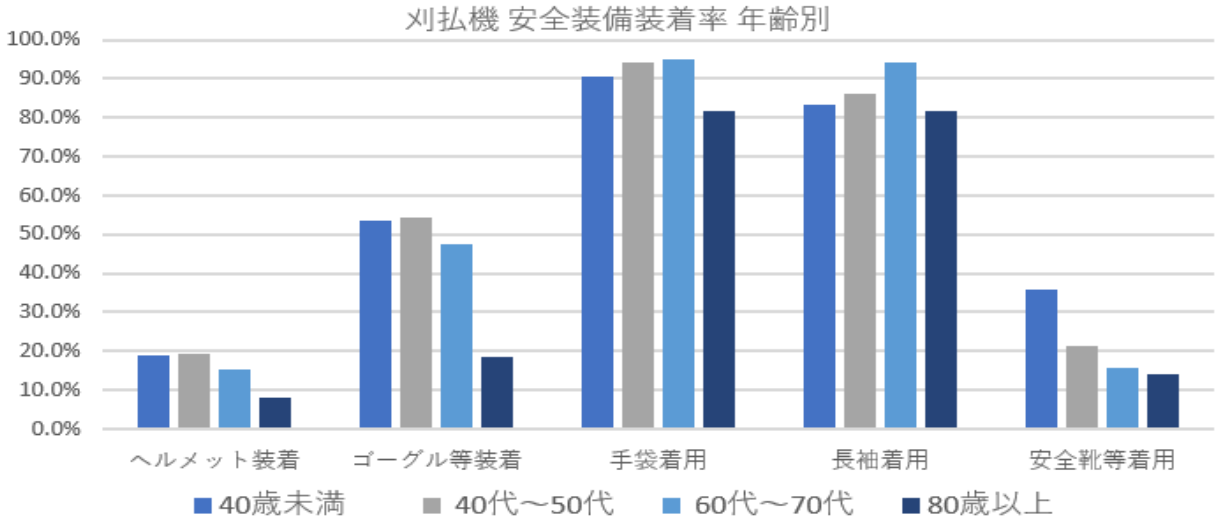

イ．飛散物防護カバー

飛散物防護カバーについては正常と報告のあったものが７割近かった。ただしこの防護カバーについては、過去の農業機械士の目視による調査においても、かなり位置がずれていても装着されていれば「正常」と報告される例が多く、実際には「ずれ」の割合がもっと高いのではないかと推定される。一方、全く欠落の「なし」は観察で間違えることは少ないものと考えられるが、9%弱との割合がみられた。

表-28　刈払機 飛散物防護カバー状態

	正 常	ず れ	な し	不 明
声＋チェック	317	104	46	－
チェックのみ	141	29	12	19
合　計	458	133	58	19
割合(%)	**68.6%**	**19.9%**	**8.7%**	**2.8%**

③その他機種

ア．ヘルメット着用率

その他機種に関しては、さまざまな機械があることから各機種全体を通じて計数的処理をするのはほとんどの項目がなじまないが、ヘルメット着用のみは意味があると思われ、その結果

は表-29のとおり13.0%であった。なお、既出のトラクター、刈払機を加えた本調査全体でのヘルメット装着率は12.0%となった。

表-29　その他機種ヘルメット着用率（含総合計）

	着 用	非着用	合 計
その他機種	13 (13.0%)	87 (87.0%)	100(100.0%)

（参 考）

トラクター	54 (7.9%)	631 (92.1%)	685(100.0%)
刈払機	109 (15.9%)	576 (84.1%)	685(100.0%)
総合計	176 (12.0%)	1,294 (88.0%)	1,470(100.0%)

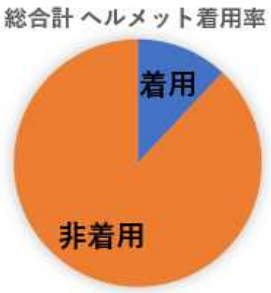

イ．コンバイン（自脱型30、普通型12）

その他機種については調査表に「服装や身体装備の安全性の状態」「機械や作業の安全性の状態」について問題あり・なしの報告欄を設けた。コンバインについては以下のような結果となった。さらに「問題あり」等の場合について自由記入により報告を求めたので、その内容を一部整理の上記載するが、服装ではタオルを巻いている例、機械ではエンジンを止めずにつまりを取っている例が見受けられる。また、コンバインカーへの載せ方、運行等にも不安全な例が報告された。

表-30　その他機種 コンバイン チェック結果

	問題なし	問題あり	合 計
服装や身体装備の安全性	36(87.8%)	5(12.2%)	41(100.0%)
機械や作業の安全性	34(81.0%)	8(19.0%)	42(100.0%)

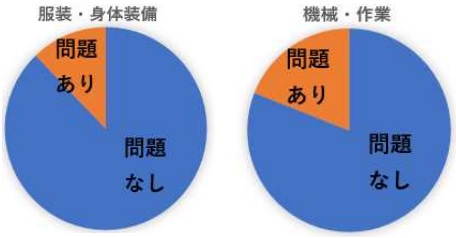

【声かけした農業機械士による「問題あり」欄及び「その他」欄への記載事項】

【服装や身体装備】

・ヘルメット以外とくになし。
・軍手、タオルをしていた。
・首にタオルを巻いていた。

【機械や作業】

・手こぎ作業中首にタオルを巻いていた。
・作業が遅れて、稲も倒伏して、作業しづらくあせっていた。
・一人でコンバインカーに積込みをしていた。
・コンバインカーで移動中、トラクターと内輪差で脱輪してコンバインが転落の経験。ケガはなし。
・コンバインの周囲で補助者が作業していたのでオペレーターと補助者に周囲を注意するよう声かけた。
・補助者にコンバインに注意するよう声かけた。
・稲のつまりをエンジンを停止せずに抜き取っていた。エンジンを停止させてから行うよう注意した。

【その他】

・ほ場作業者との連携が取れていた。
・ヘルメットの着用について注意をした。
・機械のまわり及び手こぎ作業で安全作業するように説明。
・なるべく手刈りはしないとのこと。
・エンジンを停止しないでつまりを取っていた。
・コンバインカーに固定していないのでずれている。
・ヘルメット未装着　注意した。
・ヘルメットは持っているがかぶっていない。

ウ．モア（歩行型15、乗用型4）

モアに関して問題点が指摘されていたのは、ゴーグルや安全靴・スパイク等の非装着があった。特に声かけをしたのが斜面での作業中で実際に危険な場面に遭遇したり、スピードが速す

ぎる事例をみかけるなどがあった。

表-31　その他機種 モア チェック結果

	問題なし	問題あり	合 計
服装や身体装備の安全性	13(68.4%)	6(31.6%)	19(100.0%)
機械や作業の安全性	12(63.2%)	7(36.8%)	19(100.0%)

【声かけした農業機械士による「問題あり」欄及び「その他」欄への記載事項】

【服装や身体装備】

・ゴーグルをした方がよいことを説明。
・半そで作業。
・スパイク安全靴、ヘルメット、防護メガネ等が無いまま作業して危険である。
・ヘルメット、ゴーグル非装着 。
・フェイスガード着用、長靴着用、帽子着用（ヘルメットはしていない)。

【機械や作業】

・地面上の突起物を確認しないまま作業をして破壊させてしまった経験あり。
・途中で主クラッチを切ってしまい急な勢いで下がっていた。転倒事故を引き起こす原因となるので、斜面で変速操作をしないよう、又低速でゆっくり下るよう説明した。
・斜面に立ったまま急傾斜地の作業していた。傾斜での対応方法（例えばスパイク等滑り止めの付いて安全靴や平坦地に立ったまま作業をする）を説明した。
・石等異物の多い雑草地での作業であったので、飛散による被害を防止するため高刈や保護メガネをかける等、安全に注意して下さいと説明した。
・カバー類なし。オイル漏れあり。
・営大生が畑の草刈りをしていてスピードが早い。F1カートのようだ。
・刈刃の交換、メンテナンス中は作業機エンジン停止を説明した。

【その他】

・クリークの畦畔で、路肩からの転落等を注意すべき。
・問題は日が落ちてからの移動で、ライトが無い。

エ．歩行型トラクター（8)

歩行型トラクターに関しては、地面が硬いことからダッシングを注意すべきとの声かけが行われた場面が複数あったほか、斜面でのバック等についても注意が行われていた。

表-32　その他機種 歩行型トラクター チェック結果

	問題なし	問題あり	合 計
服装や身体装備の安全性	7(87.5%)	1(12.5%)	8(100.0%)
機械や作業の安全性	4(50.0%)	4(50.0%)	8(100.0%)

【声かけした農業機械士による「問題あり」欄及び「その他」欄への記載事項】

【服装や身体装備】

・ハウス内作業で暑いこともあり半袖作業服である。

【機械や作業】

・ハウス内マルチ張り作業をハウス際まで行い危険。
・耕す地面が固く爪の反力で機械が押され、前に飛び出し危険であった。
・畑の傾斜に対して狭い場所でバックしていた。万が一バックの時に跳ね上がり、傾斜地に挟まれる危険があったので、管理機の特徴を説明した。

【その他】

・耕す地面が固くなっていたので、環境面やケガをしない使い方を説明した。

オ．ホイールローダー（7）

ホイールローダーに関しては下記のとおり具体的な問題事項として報告のあったのはヘルメット・シートベルトのみであった。

表-33　その他機種 ホイールローダー チェック結果

	問題なし	問題あり	合 計
服装や身体装備の安全性	5（71.4%）	2(28.6%)	7(100.0%)
機械や作業の安全性	7(100.0%)	-(0.0%)	7(100.0%)

【声かけした農業機械士による「問題あり」欄及び「その他」欄への記載事項】

【服装や身体装備】

・ヘルメット、シートベルトを装着するよう指導した。

【その他】

・雨ですべるので、ホタテのカイガラを道にしいているとのこと。

（4）声かけのみ

本声かけ・チェックの取組みは、実際に農業機械を運行中の農業者を対象に、それぞれの作業などの場面に即した安全声かけを行うのが基本であるが、例えばその作業時の補助作業者など周辺にいる農業者に対しても当然、農作業安全の知識伝達を行うべきとの考えから同時に声かけを行ってもらう仕組みとした。加えて、農業機械士が農作業安全研修等の講師を務める場合はもちろん、例えばJAの部会など直接農作業安全に関係する会合でなくても、せっかく農業者が集まっている機会を有効に活用するため、可能な限り本事業の一環で安全声かけを行ってもらうこととした。このような会合の場合は必ずしも特定の機種に関する話にならない場合もあるが、主として本事業で作成したパンフレット（78～81ページ参照）を用いることが多く、このため声かけ内容はトラクターと刈払機が主たる対象となった。

これら声かけのみのとの場面はいわば補足的な取組みであるが、大人数の会合で農作業安全の話をする場合もあり、55ページにあるように本来の対象者1,487人に対して声かけのみ2,550人と、人数的にはむしろ多かった。

4．用いた資料等

次ページ以降

P.78～81：見回り・声かけに用いたパンフレット

P.82～95：各県農業機械士会に事業実施をお願いするのに用いた説明資料

農作業死亡事故の原因
1位はトラクター転倒

シートベルトで危険は1/8に！

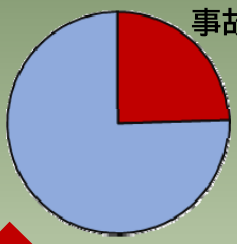

事故時の死亡率
24.5%

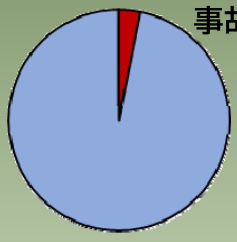

事故時の死亡率
3.2%

※平27～令元の農耕車交通事故による死亡率
警察庁データをもとに日本農業機械化協会集計

シートベルトなし

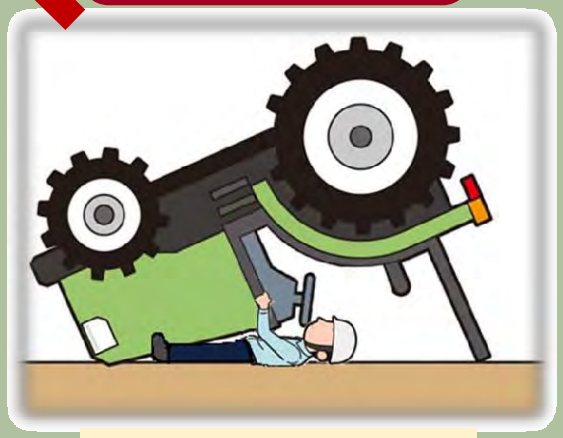

体がどこに飛んでいくか分からない　下敷きになる恐れも

シートベルトあり

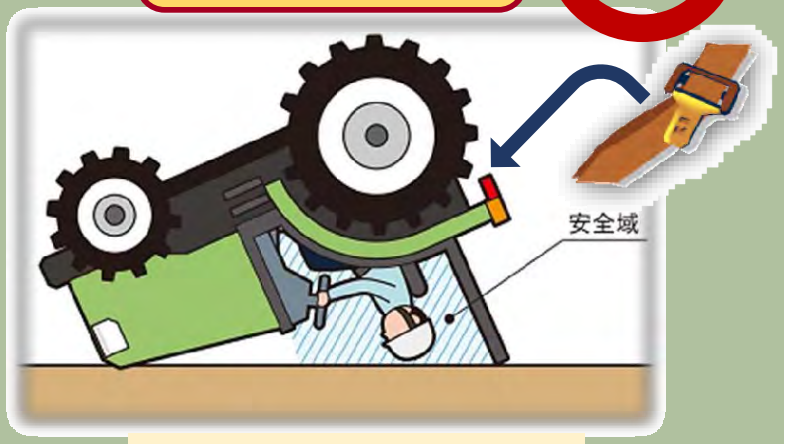

「安全域」という何かにぶつからない範囲にとどまることができる

**ヘルメットで
さらに安全性
大幅アップ**

フレームは倒さない

フレームを倒したままではシートベルトも意味なし
必ず立てること

詳しくはネットで　農作業安全情報センター　乗用トラクター　検索

農林水産省　令和４年度農作業安全総合対策推進事業
全国農業機械士協議会　　一般社団法人日本農業機械化協会

シートベルトって、すごい。

トラクター等の交通事故による死亡者数

シートベルト着用あり

シートベルト着用なし

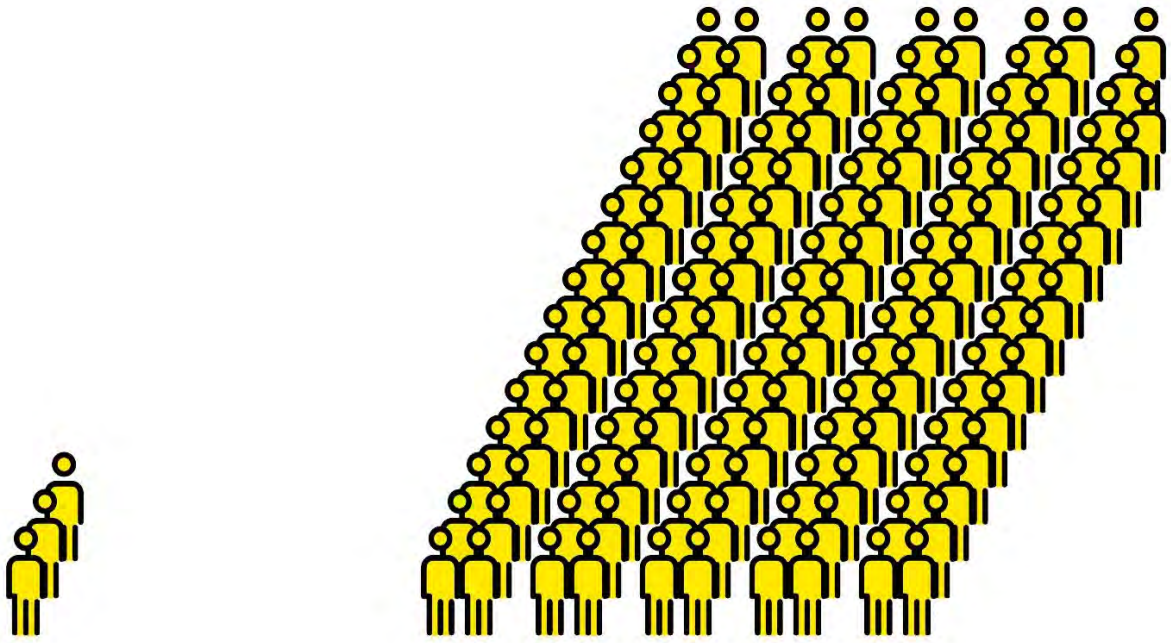

3人

148人

※農耕車の公道での交通事故による死傷者計（平成27～令和元年度合計：697人）の内数
（公財）交通事故総合分析センターの集計結果より作成

トラクターを運転するときは

シートベルトを着用しましょう!!

農林水産省

全国農業機械士協議会

一般社団法人日本農業機械化協会

※本ページは農林水産省作成の意匠を利用しました

刈払機作業は服装が基本

刈払機は・・・

① 石や欠けたチップが飛んでくる

② 最悪は回転刃が体に当たる

の２つの危険があります。

このようなときに守ってくれるのは

正しい服装と防護具です。

暑いときには対策を！

全国農業機械士協議会　　一般社団法人日本農業機械化協会

刈払機は使い方も大事

- ○ 飛散物防護カバーを取らない・動かさない
- ○ 左側１／３のみで刈る
- ○ 硬いものの位置を確認・除去、必要に応じナイロンコード使用
- ○ 組作業は意思疎通と距離確保
- ○ からみ除去はエンジン停止

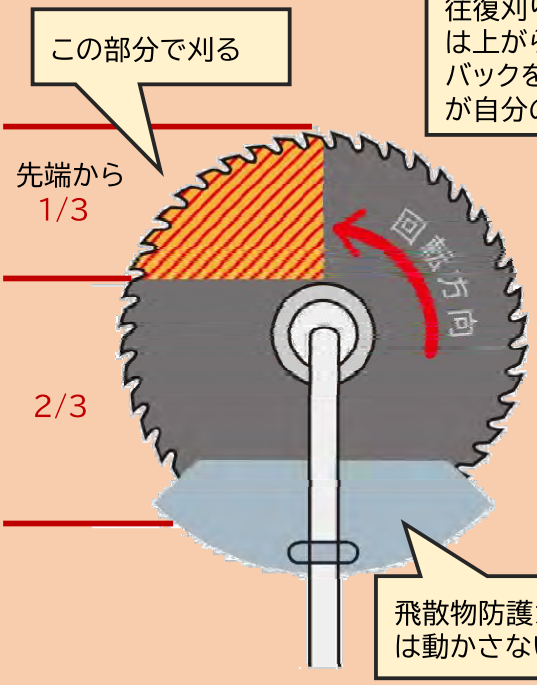

往復刈りをしても大して能率は上がらない、右側でキックバックを起こすと回転刃部分が自分の方に飛んでくる

硬いものに当たるとキックバックするこのため障害物の多いところではナイロンコードを用いるようにする

作業前に確認・異物除去

組作業は合図を決める

草がからんだらエンジンストップ

詳しくはネットで　農作業安全情報センター　刈払機　検索

農林水産省　令和４年度農作業安全総合対策推進事業
全国農業機械士協議会　一般社団法人日本農業機械化協会

令和４年度 農作業安全総合対策推進事業

農作業安全見回り・声かけ活動の実施方法

令和４年７月

全国農業機械士協議会事務局
一般社団法人日本農業機械化協会

目　　次

ページ

令和４年度 農作業安全見回り・声かけ活動の実施方法 ---------- １

「声かけ」の内容例 ---------- ８

トラクターパンフレット ---------- １０

刈払機パンフレット ---------- １１

農作業安全確認シート（様式①～⑤）記入例 ---------- １２

農作業案件声かけ実施報告様式（様式⑥）記入例 ---------- １７

農作業安全確認シート・声かけ実施報告様式（様式①～⑥） ---------- １８

農作業安全見回り・声かけ計画表（様式７） ---------- ２４

農作業安全見回り・声かけ実施結果（様式８） ---------- ２５

見回り・声かけの実施方法（概要版） ---------- ２６

全国農業機械士協議会事務局
一般社団法人日本農業機械化協会

令和４年度 農作業安全見回り・声かけ活動の実施方法

近年、農作業死亡事故は絶対数ではようやく漸減していますが、農業就業者数も減少しており、就業者あたりの死亡率でみればむしろ上昇基調にあります。この死亡率は全産業平均の約１０倍にも及んでおり、農作業の安全は危機的状況にあると言えます。

事故を防止するために今までも長年、さまざまな取組みがなされてきました。そのどれもがそれぞれ必要なことでしたでしょうが、事故防止のために特に重要なのは農業者が安全を他人ごとではなく「自分ごと」としてとらえてもらうことであり、そのような気持ちになっていただくためには直接、人の口で語りかけることが最も効果的です。

また、万が一の事故の際にはヘルメットやシートベルトなどが被害軽減に大いに役立ちますが、その装着率は残念ながら高いとはいえません。これについても農作業中の人に対し、その場で効用を説明するのが効果を発揮すると見込まれます。

このため、本年度は農業機械士による「農作業安全見回り・声かけ活動」を実施することといたします。具体的には日本農業機械化協会が農林水産省の補助事業である農作業安全総合対策推進事業の一環でこの取組みを行うので、全国農業機械士協議会ではこれに全面的に協力し、以下のような形で活動を進めていきたいので、よろしくお願いいたします。

１．実施期間

事業全体の実施：令和４年４月～令和５年３月

見回り・声かけの実施：令和４年７月中旬～令和５年３月上旬

※ 可能なら秋の農作業安全運動期間中に実施するよう、お願いいたします。
ただし、地域の実状やご自身の農作業の都合等もあるので、それ程こだわりません。
なお、３月１５日までに最終報告をいただきたいので、実際の取組みはそのしばらく前までとなります。

２．見回り・声かけを実施する人

府県農業機械士組織所属の農業機械士であれば誰でもかまいません。また、府県ごとに実施者数の制限もありません。ただし昨年度実施した「農作業安全に関する指導者向け研修」を受講した農業機械士をなるべく優先するようお願いします。

見回り・声かけの実施はひとりで行ってもかまいませんし、何人かで連れ立って実施しても結構です。また、自治体の担当者などと同行しても結構です。

３．見回り・声かけの対象となる人

農業者であれば、特に制限はありません。農業機械を操作して作業中または移動中の方を主たる対象としますが、声かけのみの対象とするのは機械を用いていない補助作業者や、農作業時以外に行われる会合の参加者なども対象となります。

４．対象となる機械

これについてもいわゆる農業機械でさえあれば、特に制限はありません（軽トラックや農業施設は除きます。）。

ただし、死亡事故が多く、農林水産省がトラクターのシートベルト装着促進を図っていることもあり、乗用型トラクターに最も重点を置きます。次いで、ケガの多い機種である刈払機を２番目の重点とします。

５．対象とする地域

特に決まりはありませんが、相手への「声かけ」を行うということもあり、基本的にはそれぞれの農業機械士の顔がつながった方々のいる地元を対象にしていただくことを想定しています。農業機械士会が本事業を実施するのは、全国に存在し、機械士自らが農業者でこのような地域に密着した効果的な活動が期待できるからです。

６．実施場所

見回り・声かけを実施する場所としては、田畑もしくは農業機械移動のための道路上を原則とし、相手の方の自宅や納屋などはなるべく避けて下さい。これは作業中または移動中でないと適切な「安全装備チェック」が難しいからです。

ただし「声かけのみ」を行う場合は、場所はどこでもかまいません。

７．実施方法

実際に実施していただくことは、「農業者に対する声かけ」と「安全装備チェック」の２項目となります。同じ相手にこの２項目を同時に行うことが基本ですが、状況その他により片方しか行えない場合もあり得るので、次の３パターンの実施方法があるということになります。

（１）声かけと安全装備チェックを同時に実施

原則として農業機械に乗車中または使用中の人に声をかけ、口頭による安全注意喚起とパンフレットの配布を行って下さい。乗車・使用とは、ほ場作業中または道路移動中

をいいます。作業準備中・後片付け中の方や休憩中の方でも差し支えはありませんが、その場合シートベルトの装着有無など安全装備チェックの一部項目が確認できない関係から、乗車・使用中の方がベストです。

声かけを行うとともに、安全装備チェックを農作業安全確認シートに記入することにより実施して下さい。このチェックは全項目とも相手の方からの聞き取りではなく、見回りをしている農業機械士が見たとおりの事実を記入して下さい。

（2）安全装備チェックのみ

相手の方が手の離せない作業中であるとか、交通量の多い道路を進行中であるなど、声をかけづらい場合には安全装備チェックのみ（農作業安全確認シートの記入のみ）を行うことも可能です。この対象は、乗用トラクターと刈払機のみとします。

ただし、遠くで見かけただけで確認シートがほとんど埋まらない場合には対象としても意味がありません。最低限以下の確認ができた場合を記入・報告の対象とし、これらが不明の場合は除外して下さい。

○トラクター：ヘルメット装着の有無及びキャブ・フレームの有無
（シートベルト装着有無については、どうしても不明な場合は仕方ありませんが、最大限確認のご努力をお願いします。）

○刈払機：ゴーグルまたはフェイスシールド及び手袋装着の有無

（3）声かけのみ

（1）の農機使用者と一緒に作業している補助作業者など、本人はその時点では農業機械を使用していない方にも、折角ですから同様に声かけと資料配布を行って下さい。そのような方も機械に触れることは少なくないでしょうから、安全意識を高めていただくことは意味があります。

また農協の会合や説明会・展示会など、農業者が集まる何らかの機会をとらえて声かけを行うことも効果的と考えます。ただし今回の取組みは安全装備チェックにも重点をおいており、これら声かけのみはあくまで（1）（2）の補完的に実施するものとします。

なお、例えばどこかに積んでおいて特に説明ないまま持ち帰ってもらうなどパンフレットを配布するだけで、農業機械士による声かけがないものは今回の実施対象とはいたしません。

（4）以上３パターンの整理表

項　　目	声かけ・チェック同時実施	チェックのみ	声かけのみ
実施内容	農業機械に乗車中または操作中の方に声をかけた場合	農業機械に乗車中または操作中の方をみかけたが、声をかけられなかった場合	農業機械に乗車や操作をしていない農業者に声かけのみを行った場合
口頭による農作業安全注意喚起とパンフレット等手渡し	○	×	○
シートベルトやヘルメット等の安全装備状況チェック	○	○	×
報告様式	様式①③⑤	様式②④	様式⑥
支払謝金	単価 600 円	単価 500 円	単価 50 円
実施数目標	２項目合わせた数を各県毎に設定(P.７参照)		特に目標数なし
摘　　要	この項目が基本	ヘルメット装着有無など意味ある確認が出来た場合のみ報告	補助作業者や集会に参加の農業者等が対象 声をかけずパンフレット配布のみは不可

８．写真撮影

これらの取組みの中で、以下のような写真が撮影できた場合は送っていただけるとありがたく存じます。以下の例以外でも、これはと思うものがあればお願いします。ただし、演出しての撮影ではなく実際の場面のものとして下さい。

写真は紙にプリントしたものでも電子データでもかまいませんが、県名・月日・撮影者・状況などが分かるような形でお送り下さい。

【好ましい例】

（どの機種でも）ヘルメットをかぶっている

トラクターでシートベルトを締めている

刈払機作業でフェイスシールドまたはプロテクター（すねあて）をつけている

【好ましくない例】
トラクターで安全フレームを倒したまま作業・運行している
トラクターでシートベルトが座席の裏側にしまい込まれている
トラクター・農用運搬車などで操縦者以外の人を乗せて作業・運行している
コンバインで手袋をつけて手こぎをしている
刈払機で裸眼・手袋なし・半袖などで作業している
刈払機でエンジンを止めずに体から離している
（どの機種でも）作業機・作動部分を回転させたまま、つまりの除去などを行っている
（どの機種でも）手ぬぐいを首・腰から下げて作業している

※ 写真は、原則としてお相手の方に写真撮影の了解をいただいて下さい。なお、写真を公開する場合はプライバシー保護には十分気をつけますので、なるべく多数送っていただけるようお願いします。
【撮影時の声のかけ方例】「この安全の取組みの中で今後の参考のため、写真を集めてほしいと頼まれています。撮ってもいいですか？」

９．見回り・声かけ時の持ち物
以下のようなものをお持ち下さい。
○声かけ対象者に渡す農作業安全パンフレット（２種類）
○農作業安全確認シート（声かけ報告様式を含む。シートは全６種類）
○クリップボード（記入用の下敷き）
○腕章
●筆記具
●カメラ（スマホ等でも可）
※ 上記のうち、○は機械化協会から府県農業機械士組織の事務局にお送りします。●はご自身でご用意下さい。なお、農作業安全確認シートが足りなくなった場合などは、コピーして使って下さい。

１０．実施計画の作成
各府県農業機械士組織におかれては、P.24（様式７）の「農作業安全見回り・声かけ計画表」を速やかに作成し、８月１日（月）までに機械化協会に送付してください。
あくまで計画ですので、例えば計画表に名前のない農業機械士の方が見回りを実施する・予定以外の地域で実施するなど後で計画変更があっても全くかまいませんが、取り敢えず開始段階での見通しを把握したいので、作成・送付をお願いいたします。

１１．結果報告

（１）前期報告（令和４年１１月１５日）
その時点頃までに作成した農作業安全確認シート（声かけ報告様式を含む。様式①～⑥）を１１月１５日にとりまとめ、機械化協会まで送って下さい。送付方法は以下のア．イ．ウ．のどれでもかまいません。
ア．コピーを郵送　〒104-0033　東京都中央区新川２－６－１６　日本農業機械化協会
（表に「農作業安全確認シート在中」と書いて下さい）
イ．ファックスで送付　03-3297-5639
ウ．PDFファイルにしてメールで送付　mimawari@nitinoki.or.jp
原則として見回り実施農業機械士１名毎に様式①～⑥をまとめてひとつのPDFファイルにして、ファイルネームは「11月 県名 農業機械士名.pdf（例：11月 新潟 高橋.pdf)」として下さい。

なお、写真については原則としてア．～ウ．に同封または添付して送付して下さい。（写真はファックスは不可）

（２）後期報告（令和５年３月１５日）
作成した農作業安全確認シート（声かけ報告様式を含む。計６種類）で前期報告以降のものを前期報告と同様の方法で送付して下さい。なお、次項目の謝金支出事務の関係から、この期限は厳守して下さい。

１２．事務局
全国農業機械士協議会の事務局である日本農業機械化協会が本事業の実施を担当します。全府県の見回り・声かけの進行状況を掌握するとともに、例えば不明確な点があれば実施方法をご説明するなどを行います。担当者名等は以下のとおりですので、何なりとお気軽にご相談下さい。

****

一般社団法人 日本農業機械化協会
〒104-0033　東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館
TEL:03-3297-5640　FAX:03-3297-5639　MAIL:mimawari@nitinoki.or.jp
担当者名　　気多（けた）、大向（おおむかい）、信田（のぶた）

****

見回り・声かけ活動対象者目標数 及び 資材等送付数

	対象者目標数※	実施方法	記入用紙セット	クリップボード・腕章	安全パンフレット
茨　城	２００人	１０	２０	１０	１，０００
栃　木	２００人	１０	２０	１０	１，０００
千　葉	２００人	１０	２０	１０	１，０００
神奈川	１３０人	7	１３	7	７００
長　野	１３０人	7	１３	7	７００
新　潟	２００人	１０	２０	１０	１，０００
富　山	２００人	１０	２０	１０	１，０００
京　都	２００人	１０	２０	１０	１，０００
奈　良	７０人	4	7	4	３５０
広　島	２００人	１０	２０	１０	１，０００
長　崎	１３０人	7	１３	7	７００
宮　崎	２００人	１０	２０	１０	１，０００
鹿児島	１３０人	7	１３	7	７００
沖　縄	１３０人	7	１３	7	７００
青　森	７０人	4	7	4	３５０
福　岡	７０人	4	7	4	３５０

合　計　２，４６０人

※ 対象者目標数には、声かけ・チェック同時実施とチェックのみの実施数を含みます。
声かけのみの目標数は特に設定しません。

記入用紙（農作業安全確認シート・声かけ実施報告様式）が不足した場合は、コピーして使用して下さい。
パンフレットが不足した場合は、ご連絡いただければ事務局からお送りします。

「声かけ」の内容例

以下の内容は、あくまで例としてお示ししたものです。お相手との関係や機械の種類、作業の状況等により適宜、それぞれのお言葉で声かけを実施して下さい。
なお昨年度、「農作業安全に関する指導者向け研修」を受講いただいた農業機械士の方は、改めて研修時の資料などをご覧いただき、ご準備下さるようお願いいたします。

****

○○県農業機械士会の××です。農林水産省の事業を請け負っていて、農作業安全の見回り活動をやっています。＜パンフレットを渡す＞

（１）トラクター

死亡事故で一番多いのがトラクターがひっくり返ることです。

①【相手がキャブ仕様機の場合】キャビン付きでもひっくり返ると、頭に大ケガをすることが結構あります。これはシートベルトとヘルメットで防げますので、どちらも着けるようにして下さい。

②【相手がフレーム仕様機の場合】シートベルトをする、しないで死亡率が８倍も違うということが分かっています。ヘルメットをすれば、さらに大きく違います。面倒なのも分かりますが、命には変えられないので着けましょう。

③【フレームを倒していた場合、その場で立てて】これは命を守る大切な部品です。必ず立てるようにして下さい。

④【ブレーキの左右連結をしていない場合（場合によってはしていても）】片ブレーキを踏んでひっくり返る事故も多いです。道路上では必ず連結して下さい。

⑤【段差がある場合】お分かりとは思いますが、ここを通るときは作業機を下げてゆっくり直角に進んで下さい。

（２）刈払機

刈払機は大変ケガをしやすい機械です。特に防具や服装に気をつけて使って下さい。

①【防護メガネ・フェイスシールドをしていない場合】このチップが欠けて飛んだりして、失明した人がたくさんいます。必ずメガネをつけて下さい。

②【半袖の場合・手袋をしていない場合】袖の布１枚・手袋ひとつ、あるとないとで大違いです。暑いですが長袖を着ましょう・手袋を着けましょう。

③【飛散物防護カバーがずれている・取り外されている場合】これが刈払機の事故を防ぐ重要な部品です。他の人もずらしていると思うかも知れませんが、みなさんにお願いしています。きちんとした位置で取付けましょう。

（３）その他の機種一般

お配りしたパンフレットはトラクターと刈払機ですが、他の機種も基本はいっしょです。特に「機械作業にはヘルメット」を常識にしていきましょう。

（４）耕うん機

耕うん機の事故で多いのが、バックのときに木や壁に挟まれることです。後ろをよく確認して回転を下げてゆっくりクラッチを入れて下さい。

（５）コンバイン

コンバインで多いのが手こぎのとき指が巻き込まれる事故です。手袋は引っかかるので、素手でお願いします。もったいないようですが、いっそのこと手こぎはやめてしまうのも手ですよ。

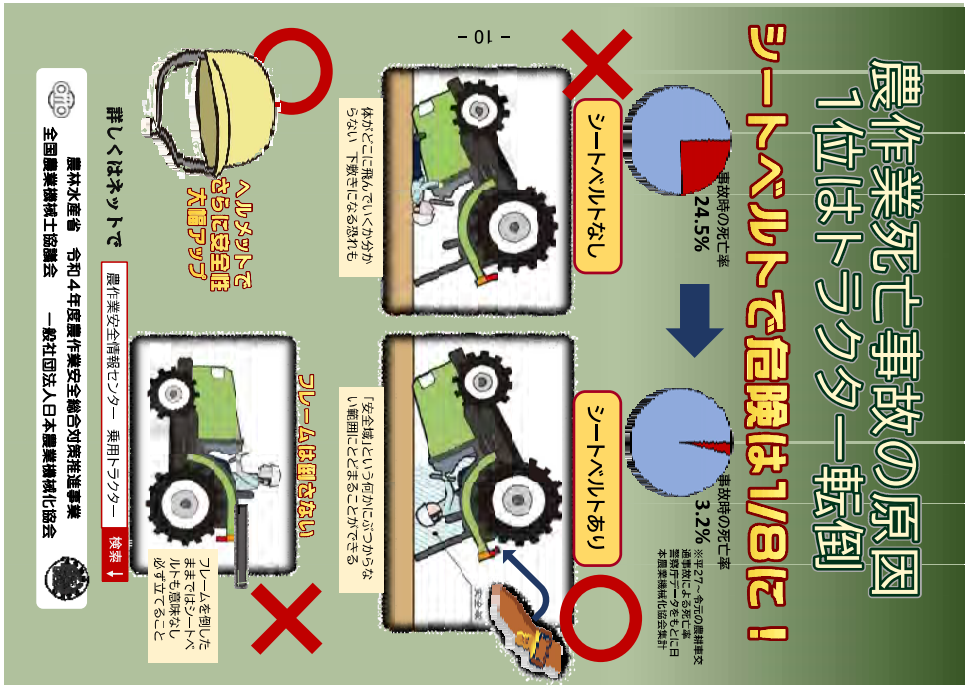

記入例
様式① トラ両

【乗用型トラクター】

機械士毎、様式毎の番号記入　通し番号 1

農作業安全確認シート　声かけ・チェック両方を行った場合用

複数で実施した場合、代表者名(謝金対象者)を記入

県名	○○県	担当農業機械士名	○山 ○夫	実施日	○月○日

○以下は聞き取りによらず、声かけ実施者が見たままを記入して下さい。

実施場所等メモ	字○○で秋起こし中(※この欄は記入者の備忘録のためのもの集計はしません)
声かけ時の状況	(○)ほ場作業中 (　)道路走行中 (　)その他休憩中等
対象トラクター	(　)小型特殊免許タイプ (○)大型特殊免許タイプ (　)不明
安全キャブ・フレーム	(○)キャビン装備 (　)安全フレーム装備 (　)いずれもなし
安全フレーム装備機のみ	(　)フレームがきちんと立っている (　)フレームを倒したまま
シートベルト装着	(　)装着 (　)非装着 (○)不明※ (　)装備なし
ヘルメット装着	(○)装着 (　)非装着
左右ブレーキ連結	(○)連結 (　)非連結 (　)不明
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]	(　)男性 (○)女性
	(　)40歳未満 (○)40～50歳代 (　)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]	声かけのために降車してもらったので、シートベルトは不明。 服装はきっちりしていた。 PTO軸カバーがなくなっていたので注意したところ、取り付けたいとの回答があった。

実施場所等メモ	○○センター前の県道 XXさん
声かけ時の状況	(　)ほ場作業中 (○)道路走行中 (　)その他休憩中等
対象トラクター	(○)小型特殊免許タイプ (　)大型特殊免許タイプ (　)不明
安全キャブ・フレーム	(　)キャビン装備 (○)安全フレーム装備 (　)いずれもなし
安全フレーム装備機のみ	(　)フレームがきちんと立っている (○)フレームを倒したまま
シートベルト装着	(　)装着 (○)非装着 (　)不明※ (　)装備なし
ヘルメット装着	(　)装着 (○)非装着
左右ブレーキ連結	(○)連結 (　)非連結 (　)不明
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]	(○)男性 (　)女性
	(　)40歳未満 (　)40～50歳代 (○)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]	フレームが倒れたままだったので、呼びとめてその場で起こした。 本人からは、今後は立てるようにするとの発言があった。

※シートベルトは、対象者が降車していたなどで確認出来ない場合は「不明」として下さい。

このシートは実施日毎に作成。下段が未記入でも日が変われば別葉として下さい。

12

刈払機は使い方も大事

○ 飛散物防護カバーを取らない・動かさない
○ 左側1／3のみで刈る
○ 硬いものの位置を確認・除去、必要に応じナイロンコード使用
○ 組作業は意思疎通と距離確保
○ からみ除去はエンジン停止

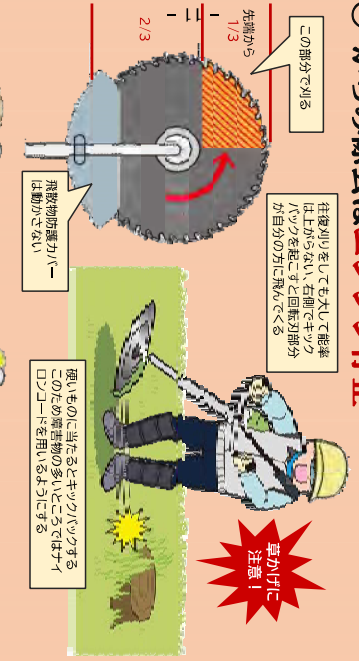

詳しくはネットで　農作業安全情報センター　刈払機　検索

農林水産省　令和4年度農作業安全総合対策推進事業
全国農業機械士協議会　一般社団法人日本農業機械化協会

刈払機作業は服装が基本

刈払機は・・・
① 石や欠けたチップが飛んでくる
② 最悪は回転刃が体に当たる
の2つの危険があります。
このようなときに守ってくれるのは
正しい服装と防護具です。

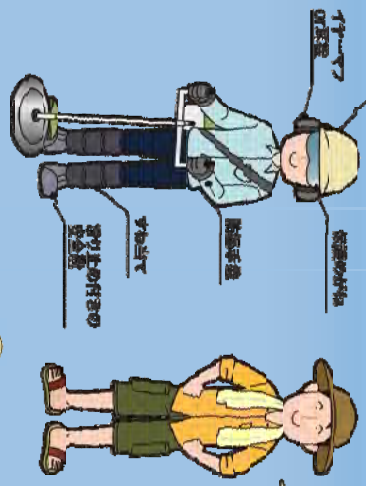

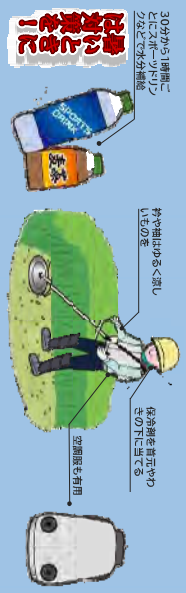

全国農業機械士協議会　一般社団法人日本農業機械化協会

様式② トラ片　【乗用型トラクター】　通し番号 0

農作業安全確認シート　チェックのみの場合用

県名	00県	担当農業機械士名	0川 0吉	実施日	0月0日

○以下は聞き取りによらず、チェック実施者が見たままを記入して下さい。なお、安全キャブ・フレーム及びヘルメット装着の状況が確認できない場合は、チェックの対象から除外して下さい。

実施場所等メモ	00さん宅のとなりの田
チェック時の状況	(○)ほ場作業中 ( )道路走行中 ( )その他休憩中等
対象トラクター	(○)小型特殊免許タイプ ( )大型特殊免許タイプ ( )不明
安全キャブ・フレーム	( )キャビン装備 ( )安全フレーム装備 (○)いずれもなし
安全フレーム装備機のみ	( )フレームがきちんと立っている ( )フレームを倒したまま
シートベルト装着	( )装着 (○)非装着 ( )不明※ ( )装備なし
ヘルメット装着	( )装着 (○)非装着
トラクター運転者の特性[見た目の印象で記入可]	(○)男性 ( )女性 ( )不明※
	( )40歳未満 ( )40～50歳代 ( )60～70歳代 (○)80歳以上
[その他特記事項]	当方が車で移動中で声をかけられなかった。2～30年前の安全フレームが付く前のトラクターで作業をしていた。

実施場所等メモ	00橋近くの河川敷牧草地
チェック時の状況	(○)ほ場作業中 ( )道路走行中 ( )その他休憩中等
対象トラクター	( )小型特殊免許タイプ (○)大型特殊免許タイプ ( )不明
安全キャブ・フレーム	( )キャビン装備 (○)安全フレーム装備 ( )いずれもなし
安全フレーム装備機のみ	(○)フレームがきちんと立っている ( )フレームを倒したまま
シートベルト装着	( )装着 (○)非装着 ( )不明※ ( )装備なし
ヘルメット装着	(○)装着 ( )非装着
トラクター運転者の特性[見た目の印象で記入可]	(○)男性 ( )女性 ( )不明※
	(○)40歳未満 ( )40～50歳代 ( )60～70歳代 ( )80歳以上
[その他特記事項]	00組合による作業と思われる。遠くから確認したが、皆ヘルメットをかぶっていた。

※シートベルトは、よく見えず確認出来ない場合は「不明」として下さい。また、キャビン内などで性別・年齢が判断できない場合も「不明」として下さい。(ヘルメットは必ず確認のこと。)

様式③ 刈払両　【刈払機】　通し番号 0

農作業安全確認シート　声かけ・チェック両方を行った場合用

県名	00県	担当農業機械士名	0山 0夫	実施日	0月0日

○以下は聞き取りによらず、声かけ実施者が見たままを記入して下さい。

実施場所等メモ		00山のみかん園
声かけ時の状況		( )刈払作業中 (○)準備中・休憩中・移動中等
対象刈払機		(○)肩かけ型(一般的なタイプ) ( )背負型(エンジンを背負うタイプ)
安全装備	ヘルメット装着	( )装着 (○)非装着
	ゴーグルまたはフェイスガード装着	(○)装着 ( )非装着
	手袋の着用	(○)着用 ( )素手
	長袖服の着用	(○)着用 ( )半袖
	安全靴・保護長靴等※1の着用	(○)着用 ( )一般の長靴・スニーカー等 ( )不明
飛散物防護カバーの状態※2		(○)正常 ( )位置がずれている ( )カバーなし
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]		( )男性 (○)女性
		( )40歳未満 ( )40～50歳代 (○)60～70歳代 ( )80歳以上
[その他特記事項]		

実施場所等メモ		自上
声かけ時の状況		( )刈払作業中 (○)準備中・休憩中・移動中等
対象刈払機		( )肩かけ型(一般的なタイプ) (○)背負型(エンジンを背負うタイプ)
安全装備	ヘルメット装着	( )装着 (○)非装着
	ゴーグルまたはフェイスガード装着	( )装着 (○)非装着
	手袋の着用	(○)着用 ( )素手
	長袖服の着用	( )着用 (○)半袖
	安全靴・保護長靴等※1の着用	( )着用 (○)一般の長靴・スニーカー等 ( )不明
飛散物防護カバーの状態※2		( )正常 ( )位置がずれている (○)カバーなし
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]		(○)男性 ( )女性
		( )40歳未満 ( )40～50歳代 ( )60～70歳代 (○)80歳以上
[その他特記事項]		上の人と2人で草刈りをしていた。安全装備が不十分だったのでパンフレットを見せながら説明した。

※1：いわゆる先しんなどが硬い部材で強化された、くるぶしまでガードのある靴が該当する。
※2：一般に正常な位置にマークが付いており、これから少しでもカバーが移動させてあるものは「位置がずれている」と判断すること。

様式④ 刈払片　【刈払機】　通し番号 0

農作業安全確認シート　チェックのみの場合用

県名	○○県	担当農業機械士名	○川 ○吉	実施日	○月○日

○以下は聞き取りによらず、チェック実施者が見たままを記入して下さい。

実施場所等メモ		○○付近用水路斜面
チェック時の状況		(○)刈払作業中 ( )準備中・休憩中・移動中等
対象刈払機		(○)肩かけ型(一般的なタイプ) ( )背負型(エンジンを背負うタイプ)
安全装備	ヘルメット装着	( )装着 (○)非装着
	ゴーグルまたはフェイスガード装着	(○)装着 ( )非装着 ( )不明
	手袋の着用	( )着用 (○)素手 ( )不明
	長袖服の着用	(○)着用 ( )半袖
	安全靴・保護長靴等※1の着用	( )着用 ( )一般の長靴・スニーカー等 (○)不明
飛散物防護カバーの状態※2		( )正常 ( )位置がずれている ( )カバーなし (○)不明
刈払機使用者の特性[見た目の印象で記入可]		(○)男性 ( )女性
		( )40歳未満 ( )40～50歳代 (○)60～70歳代 ( )80歳以上
[その他特記事項]		声かけ前に本人が立ち去ってしまた。ゴーグルはしていたが、首にタオルをかけるなど、安全意識が不十分であった。

実施場所等メモ		
チェック時の状況		( )刈払作業中 ( )準備中・休憩中・移動中等
対象刈払機		( )肩かけ型(一般的なタイプ) ( )背負型(エンジンを背負うタイプ)
安全装備	ヘルメット装着	( )装着 ( )非装着
	ゴーグルまたはフェイスガード装着	( )装着 ( )非装着
	手袋の着用	( )着用 ( )素手
	長袖服の着用	( )着用 ( )半袖
	安全靴・保護長靴等※1の着用	( )着用 ( )一般の長靴・スニーカー等 ( )不明
飛散物防護カバーの状態※2		( )正常 ( )位置がずれている ( )カバーなし ( )不明
刈払機使用者の特性[見た目の印象で記入可]		( )男性 ( )女性
		( )40歳未満 ( )40～50歳代 ( )60～70歳代 ( )80歳以上
[その他特記事項]		

※1：いわゆる先しんなどが硬い部材で強化された、くるぶしまでガードのある靴が該当する。
※2：一般に正常な位置にマークが付いており、これから少しでもカバーが移動させてあるものは「位置がずれている」と判断すること。

様式⑤ その他両　【その他機種】　通し番号 0

農作業安全確認シート　声かけ・チェック両方を行った場合用

県名	○○県	担当農業機械士名	○山 ○夫	実施日	○月○日

○以下は聞き取りによらず、声かけ実施者が見たままを記入して下さい。

実施場所等メモ	○○さんのハウス
対象者の使用機種	耕うん機
声かけ時の状況	(○)ほ場作業中 ( )道路走行中 ( )その他休憩中等
ヘルメット装着	( )装着 (○)非装着
服装や身体装備の安全性の状態	( )概ね問題なし (○)問題あり→問題点を下欄に記入 [問題点] 半袖でスニーカーで作業をしていた。
機械や作業の安全性の状態	( )概ね問題なし (○)問題あり→問題点を下欄に記入 [問題点] Vベルトカバーがとれてなくなっていた。手を巻き込まれそうで危険である。
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]	(○)男性 ( )女性
	( )40歳未満 ( )40～50歳代 ( )60～70歳代 (○)80歳以上
[その他特記事項]	Vベルトカバーについては修理するとのことであった。パンフレットを説明し、ヘルメットを入手するようすすめた。

実施場所等メモ	○○近くの田
対象者の使用機種	コンバイン
声かけ時の状況	(○)ほ場作業中 ( )道路走行中 ( )その他休憩中等
ヘルメット装着	( )装着 (○)非装着
服装や身体装備の安全性の状態	(○)概ね問題なし ( )問題あり→問題点を下欄に記入 [問題点]
機械や作業の安全性の状態	( )概ね問題なし (○)問題あり→問題点を下欄に記入 [問題点] ちょうど手こぎ中で、軍手をはめたまま作業をしていた。手こぎは素手の方がいいとは知らなかったとのこと。
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]	( )男性 (○)女性
	(○)40歳未満 ( )40～50歳代 ( )60～70歳代 ( )80歳以上
[その他特記事項]	パンフレットを説明したところ、知らないことも結構多いようだったので、○○の安全講習会参加をすすめた。

様式⑥ 声のみ　　通し番号 1

農作業安全声かけ実施報告様式 声かけのみの場合用

県名	○○県	担当農業機械士名	○山　○夫

以下は、例えば補助作業者や会合に参加中の農業者など機械を操作していない者に農作業安全に関する声かけを行った場合に、その人数を報告して下さい。様式①～⑤で報告した人は除きます。

実施した日	実施した場所または状況	人数	備考
○月○日	○○でコンバイン作業をしていた人の補助作業者	2	
×月×日	○○農協○○部会の会合出席のついでに安全の話をさせてもらった	25	今回は10分程度だったが、農協がまた話してほしいと言われた。
△月△日	車で移動中、歩いている農家の方がいたのでパンフレットを渡して話をした	3	
□月□日	JA○○の農機フェア時に農作業安全コーナーを設け来場者に安全をPRした	76	○○県農業機械協会で作ったパンフも同時に配布した
※月※日	近所の農家仲間の家に行く機会があったのでパンフレットを渡して話をした	3	
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
合　計			

様式① トラ両　　【乗用型トラクター】　　通し番号＿＿＿

農作業安全確認シート 声かけ・チェック両方を行った場合用

県名		担当農業機械士名		実施日	月　日

○以下は聞き取りによらず、声かけ実施者が見たままを記入して下さい。

実施場所等メモ	
声かけ時の状況	(　)ほ場作業中 (　)道路走行中 (　)その他休憩中等
対象トラクター	(　)小型特殊免許タイプ (　)大型特殊免許タイプ (　)不明
安全キャブ・フレーム	(　)キャビン装備 (　)安全フレーム装備 (　)いずれもなし
安全フレーム装備機のみ	(　)フレームがきちんと立っている (　)フレームを倒したまま
シートベルト装着	(　)装着 (　)非装着 (　)不明※ (　)装備なし
ヘルメット装着	(　)装着 (　)非装着
左右ブレーキ連結	(　)連結 (　)非連結 (　)不明
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]	(　)男性 (　)女性 (　)40歳未満 (　)40～50歳代 (　)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]	

実施場所等メモ	
声かけ時の状況	(　)ほ場作業中 (　)道路走行中 (　)その他休憩中等
対象トラクター	(　)小型特殊免許タイプ (　)大型特殊免許タイプ (　)不明
安全キャブ・フレーム	(　)キャビン装備 (　)安全フレーム装備 (　)いずれもなし
安全フレーム装備機のみ	(　)フレームがきちんと立っている (　)フレームを倒したまま
シートベルト装着	(　)装着 (　)非装着 (　)不明※ (　)装備なし
ヘルメット装着	(　)装着 (　)非装着
左右ブレーキ連結	(　)連結 (　)非連結 (　)不明
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]	(　)男性 (　)女性 (　)40歳未満 (　)40～50歳代 (　)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]	

※シートベルトは、対象者が降車していたなどで確認出来ない場合は「不明」として下さい。

様式② トラ片

【乗用型トラクター】

通し番号＿＿＿

農作業安全確認シート　チェックのみの場合用

県名		担当農業機械士名		実施日	月　日

○以下は聞き取りによらず、チェック実施者が見たままを記入して下さい。なお、安全キャブ・フレーム及びヘルメット装着の状況が確認できない場合は、チェックの対象から除外して下さい。

実施場所等メモ	
チェック時の状況	(　)ほ場作業中 (　)道路走行中 (　)その他休憩中等
対象トラクター	(　)小型特殊免許タイプ (　)大型特殊免許タイプ (　)不明
安全キャブ・フレーム	(　)キャビン装備 (　)安全フレーム装備 (　)いずれもなし
安全フレーム装備機のみ	(　)フレームがきちんと立っている (　)フレームを倒したまま
シートベルト装着	(　)装着 (　)非装着 (　)不明※ (　)装備なし
ヘルメット装着	(　)装着 (　)非装着
トラクター運転者の特性[見た目の印象で記入可]	(　)男性 (　)女性 (　)不明※ (　)40歳未満 (　)40～50歳代 (　)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]	

実施場所等メモ	
チェック時の状況	(　)ほ場作業中 (　)道路走行中 (　)その他休憩中等
対象トラクター	(　)小型特殊免許タイプ (　)大型特殊免許タイプ (　)不明
安全キャブ・フレーム	(　)キャビン装備 (　)安全フレーム装備 (　)いずれもなし
安全フレーム装備機のみ	(　)フレームがきちんと立っている (　)フレームを倒したまま
シートベルト装着	(　)装着 (　)非装着 (　)不明※ (　)装備なし
ヘルメット装着	(　)装着 (　)非装着
トラクター運転者の特性[見た目の印象で記入可]	(　)男性 (　)女性 (　)不明※ (　)40歳未満 (　)40～50歳代 (　)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]	

※シートベルトは、よく見えず確認出来ない場合は「不明」として下さい。また、キャビン内などで性別・年齢が判断できない場合も「不明」として下さい。(ヘルメットは必ず確認のこと。)

様式③ 刈払両

【刈払機】

通し番号＿＿＿

農作業安全確認シート　声かけ・チェック両方を行った場合用

県名		担当農業機械士名		実施日	月　日

○以下は聞き取りによらず、声かけ実施者が見たままを記入して下さい。

実施場所等メモ		
声かけ時の状況		(　)刈払作業中 (　)準備中・休憩中・移動中等
対象刈払機		(　)肩かけ型(一般的なタイプ) (　)背負型(エンジンを背負うタイプ)
安全装備	ヘルメット装着	(　)装着 (　)非装着
	ゴーグルまたはフェイスガード装着	(　)装着 (　)非装着
	手袋の着用	(　)着用 (　)素手
	長袖服の着用	(　)着用 (　)半袖
	安全靴･保護長靴等※１の着用	(　)着用 (　)一般の長靴・スニーカー等 (　)不明
飛散物防護カバーの状態※２		(　)正常 (　)位置がずれている (　)カバーなし
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]		(　)男性 (　)女性 (　)40歳未満 (　)40～50歳代 (　)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]		

実施場所等メモ		
声かけ時の状況		(　)刈払作業中 (　)準備中・休憩中・移動中等
対象刈払機		(　)肩かけ型(一般的なタイプ) (　)背負型(エンジンを背負うタイプ)
安全装備	ヘルメット装着	(　)装着 (　)非装着
	ゴーグルまたはフェイスガード装着	(　)装着 (　)非装着
	手袋の着用	(　)着用 (　)素手
	長袖服の着用	(　)着用 (　)半袖
	安全靴･保護長靴等※１の着用	(　)着用 (　)一般の長靴・スニーカー等 (　)不明
飛散物防護カバーの状態※２		(　)正常 (　)位置がずれている (　)カバーなし
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]		(　)男性 (　)女性 (　)40歳未満 (　)40～50歳代 (　)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]		

※１：いわゆる先しんなどが硬い部材で強化された、くるぶしまでガードのある靴が該当する。
※２：一般に正常な位置にマークが付いており、これから少しでもカバーが移動させてあるものは「位置がずれている」と判断すること。

様式④ 刈払片

【刈払機】

通し番号＿＿＿

農作業安全確認シート　チェックのみの場合用

県名		担当農業機械士名		実施日	月　日

○以下は聞き取りによらず、チェック実施者が見たままを記入して下さい。

実施場所等メモ		
チェック時の状況		(　)刈払作業中 (　)準備中・休憩中・移動中等
対象刈払機		(　)肩かけ型(一般的なタイプ) (　)背負型(エンジンを背負うタイプ)
安全装備	ヘルメット装着	(　)装着 (　)非装着
	ゴーグルまたはフェイスガード装着	(　)装着 (　)非装着 (　)不明
	手袋の着用	(　)着用 (　)素手 (　)不明
	長袖服の着用	(　)着用 (　)半袖
	安全靴･保護長靴等※１の着用	(　)着用 (　)一般の長靴・スニーカー等 (　)不明
飛散物防護カバーの状態※２		(　)正常 (　)位置がずれている (　)カバーなし (　)不明
刈払機使用者の特性[見た目の印象で記入可]		(　)男性 (　)女性
		(　)40歳未満 (　)40～50歳代 (　)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]		

実施場所等メモ		
チェック時の状況		(　)刈払作業中 (　)準備中・休憩中・移動中等
対象刈払機		(　)肩かけ型(一般的なタイプ) (　)背負型(エンジンを背負うタイプ)
安全装備	ヘルメット装着	(　)装着 (　)非装着
	ゴーグルまたはフェイスガード装着	(　)装着 (　)非装着
	手袋の着用	(　)着用 (　)素手
	長袖服の着用	(　)着用 (　)半袖
	安全靴･保護長靴等※１の着用	(　)着用 (　)一般の長靴・スニーカー等 (　)不明
飛散物防護カバーの状態※２		(　)正常 (　)位置がずれている (　)カバーなし (　)不明
刈払機使用者の特性[見た目の印象で記入可]		(　)男性 (　)女性
		(　)40歳未満 (　)40～50歳代 (　)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]		

※１：いわゆる先しんなどが硬い部材で強化された、くるぶしまでガードのある靴が該当する。
※２：一般に正常な位置にマークが付いており、これから少しでもカバーが移動させてあるものは「位置がずれている」と判断すること。

様式⑤ その他両

【その他機種】

通し番号＿＿＿

農作業安全確認シート　声かけ・チェック両方を行った場合用

県名		担当農業機械士名		実施日	月　日

○以下は聞き取りによらず、声かけ実施者が見たままを記入して下さい。

実施場所等メモ	
対象者の使用機種	
声かけ時の状況	(　)ほ場作業中 (　)道路走行中 (　)その他休憩中等
ヘルメット装着	(　)装着 (　)非装着
服装や身体装備の安全性の状態	(　)概ね問題なし (　)問題あり→問題点を下欄に記入 [問題点]
機械や作業の安全性の状態	(　)概ね問題なし (　)問題あり→問題点を下欄に記入 [問題点]
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]	(　)男性 (　)女性
	(　)40歳未満 (　)40～50歳代 (　)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]	

実施場所等メモ	
対象者の使用機種	
声かけ時の状況	(　)ほ場作業中 (　)道路走行中 (　)その他休憩中等
ヘルメット装着	(　)装着 (　)非装着
服装や身体装備の安全性の状態	(　)概ね問題なし (　)問題あり→問題点を下欄に記入 [問題点]
機械や作業の安全性の状態	(　)概ね問題なし (　)問題あり→問題点を下欄に記入 [問題点]
声かけをした相手の方の特性[見た目の印象で記入可]	(　)男性 (　)女性
	(　)40歳未満 (　)40～50歳代 (　)60～70歳代 (　)80歳以上
[その他特記事項]	

【様式7】　　令和4年度 農作業安全見回り・声かけ計画表

府県名：	本表作成者所属・氏名：

	声かけ・チェック実施者		チェック予定数（人）	声かけチェック予定時期（月・旬）
	氏名（農業機械士）	住所・連絡先（電話・FAX/メール）		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
			（合計）	

※　謝金の支払方法（いずれかに○印を付けて下さい）
ア：府県農業機械士組織事務局に一括入金　　イ：各見回り実施者に入金

【記入上の留意事項】
①チェック予定数の合計は、原則として「令和4年度農作業安全見回り・声かけ活動の実施方法」7ページの各府県対象者目標数として下さい。
②点検予定時期（月・旬）は、令和4年7月下旬～5年3月上旬の間の時期として下さい。
③欄が足りない場合は適宜コピー等で増やして作製して下さい。

※　本計画表は、原則として8月1日（月）までに作成し、以下に送付をお願いします。
〒104-0033　東京都中央区新川2－6－16　馬事畜産会館　日本農業機械化協会　　メール：mimawari@nitinoki.or.jp　　FAX：03-3297-5639

様式⑥ 声のみ

通し番号＿＿＿

農作業安全声かけ実施報告様式　**声かけのみの場合用**

県名 ＿＿＿　　担当農業機械士名 ＿＿＿

以下は、例えば補助作業者や会合に参加中の農業者など機械を操作していない者に農作業安全に関する声かけを行った場合に、その人数を報告して下さい。様式①～⑤で報告した人は除きます。

実施した日	実施した場所または状況	人　数	備　　考
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
月　日			
合　計			

○見回り・声かけの実施方法（概要版）

1．対象者：なるべく機械を使用中の人。ただし声かけは周りにも。
　対象機械：トラクター、ついで刈払機だが、その他何でも。

2．まず府県農業機械士組織で計画作成。

3．なるべく秋の安全運動期間に実施。ただしそれぞれの都合で可。

4．農業機械士が農業現場を見回りながら、機械作業中の人に安全の声かけ。農作業安全パンフレットを渡す。周囲の人にも渡す。
　農業機械士が見たままを「農作業安全確認シート」に記入。
　必要に応じ写真も撮る。

5．声をかけられない場合でも、ヘルメットのあるなしなどが分かれば「農作業安全確認シート」に記入。

6．農家が集まるチャンスがあれば、「農作業安全確認シート」記入ができずとも、声かけ及びパンフレット渡しだけを行うのも可。

7．機械化協会に１１月に前期報告、３月に後期報告。
　送るのは確認シートと写真。

8．３月末頃に機械化協会から謝金の支払い。

【様式8】　令和4年度 農作業安全見回り・声かけ実施結果（前期・後期）←いずれかに○

府県名：	本表作成者所属・氏名：	報告月日：　月　日

	氏名（農業機械士）	3年度「農作業安全に関する指導者向け研修」受講者は○	シート枚数でなくチェック/声かけした人数を記入						
			様式① トラクター声かけ・チェック両方（人）	様式② トラクターチェックのみ（人）	様式③ 刈払機声かけ・チェック両方（人）	様式④ 刈払機チェックのみ（人）	様式⑤ その他機種声かけ・チェック両方（人）	①～⑤計 （人）	様式⑥ 声かけのみ（人）
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									

【記入上の留意事項】
1．様式①～⑤のシートは1ページに2名分記入できるようになっていますが、この表はシート枚数ではなく人数を記入して下さい。様式⑥も同様。
2．3月の後期報告時に記入する人数は、前期報告で済んでいるものは除き、それ以降の人数を記入して下さい。
3．欄が足りない場合は適宜コピー等で増やして作製して下さい。

※　本表は、11月15日の前期報告と3月15日の後期報告いずれにも使用して下さい。各シート（様式①～⑥）とともに、以下に送付して下さい。
〒104-0033　東京都中央区新川2－6－16　馬事畜産会館　日本農業機械化協会　　メール：mimawari@nitinoki.or.jp　　FAX：03-3297-5639

資料 No.1792
令和4年度 農作業安全総合対策推進
農作業安全に係る民間(推進)団体への支援 結果報告書

令和 5 年 3 月　印刷発行
一般社団法人 日本農業機械化協会
〒 104-0033　東京都中央区新川 2 － 6 － 16　馬事畜産会館 6 階
TEL 03-3297-5640
https://nitinoki.or.jp/　　kikaika-info@nitinoki.or.jp

不許無断複製